

配布資料

(資料1) 施設運営・維持管理業務仕様書

【資料1 別紙】

- ・ 設備機器巡視点検業務表
- ・ 環境衛生管理日常点検表
- ・ 環境衛生管理業務表
- ・ 定期点検整備内容
- ・ 清掃作業基準表

(資料2) 川崎市国際交流センター 主な施設一覧

(資料3) 川崎市国際交流センター施設見取図

(資料4) 利用実績の推移

(資料5) 収入実績の推移

(資料6) 川崎市国際交流センター条例

(資料7) 川崎市国際交流センター条例施行規則

(資料8) 川崎市国際交流センター利用料金減免要綱

(資料9) 川崎市多文化共生社会推進指針

川崎市国際交流センター
施設運営・維持管理業務仕様書

令和 7 年 7 月
川崎市市民文化局
市民生活部多文化共生推進課

施設運営・維持管理業務仕様書

1 施設の概要

(1) 名称

川崎市国際交流センター (所在地：川崎市中原区木月祇園町2番2号)

(2) 規模・構造

- ① 敷地面積 15,786.82m²
 ② 建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階、地上3階建て
 ③ 建築面積 4,010.72m²
 ④ 延床面積 9,280.67m²

(3) 主な諸室構成 (下線は有料施設)

	センター施設	利便施設※
3階		宿泊室 (14室) シングル 6室 ツイン 7室 スイート 1室
2階	民間交流団体活動ルーム、事務室(3室)、会議室(3室)、図書・資料室、映像編集室、映像機械室、 <u>料理室</u> 、 <u>第4会議室</u> 、 <u>第5会議室</u>	宿泊室 (16室) シングル 14室 ツイン 2室
1階	エントランスホール、事務室※、受付カウンター、 <u>レセプションルーム</u> 、情報ロビー、談話ロビー、 <u>ホール</u> 、ギャラリー、展示ロビー、 <u>第1会議室</u> 、 <u>第2会議室</u> 、 <u>第3会議室</u> 、 <u>特別会議室</u> 、 <u>特別応接室</u>	宿泊フロント ロビー
地下	<u>交流サロン</u> 、 <u>備蓄倉庫</u> ※、消火ポンプ室、受水槽室、発電機室、受変電室、空調機械・熱源室、中央監視室、レストラン事務室※、倉庫※、駐車場 (32台、うち機械式駐車場28台)	レストラン (休止中) 厨房

※ 川崎市が、行政財産の有償賃貸借契約により、第三者に使用を認める施設 (全部又は一部) (予定)

【和風別館 (茶室)】

茶室 (3、6、10畳)

【別棟】

レクリエーションルーム、第6会議室、第7会議室 (和室)、倉庫、更衣室 (男女)、多目的広場控室

【屋外施設】

多目的広場、イベント広場、アプローチ広場、街角広場、サンクンガーデン、和風庭園、駐車場 (40台)

なお、今後機械式駐車場を平置駐車場に変更する等の理由により、管理する駐車場の台数は変更となる場合があります。

2 業務要領

- (1) 関係法令を遵守し、適正かつ誠実に業務を行う。
- (2) 市及び公益財団法人川崎市国際交流協会と連絡を密にし、円滑な業務運営を図る。
- (3) 服装、態度等に気を配り、利用者等に礼を失することなく対応する。
- (4) 川崎市国際交流センターの特徴等を理解し、かつ資格や技術などを活かして、業務を確実に履行できる人員を配置する。
- (5) 業務の遂行にあたり知り得た内容を他に漏らさない。
- (6) 各業務間の連携を密にし、円滑な業務運営を図る。
- (7) 市から貸し付ける備品を適正に管理する。
- (8) 業務の遂行に必要な用具、資材等の用意、消耗品等の適宜購入及び管理を行う。

3 業務内容

- (1) 統括業務
- (2) 受付・案内業務
- (3) 図書・資料室管理業務
- (4) 施設・設備管理業務 ※ 設備要員は(9)の日常点検員と兼務可
- (5) 警備業務 ※ (7)と兼務可
- (6) 舞台及びAV機器等管理業務
- (7) 駐車場管理業務 ※ (5)と兼務可
- (8) 年間定期保守点検業務
- (9) 環境衛生管理業務 ※ 日常点検員は(4)の設備要員と兼務可
- (10) 清掃業務
- (11) 植栽管理業務

(1) 統括業務

1 業務内容

- (1) 各業務を統括し、円滑に管理運営できるよう従事者を配置する。
- (2) 各職場の業務遂行状況を把握するとともに、従事者が働きやすいように配慮する。
- (3) 各職場、各職員が支障なく業務を遂行できるよう積極的に教育、指導する。
- (4) 各業務の作業計画を立案し、実施に係る作業日程及び作業方法の調整を図る。
- (5) 報告書の作成及び各業務日誌等のとりまとめ、提出等を行う。
- (6) 市と連携を密にし、円滑な業務の運営を図る。
- (7) 利便施設従事者と連携を密にし、円滑な業務の運営を図る。
- (8) その他、協定業務によって生ずるすべての事務処理を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

統括責任者 1名（9:00 から 18:00 まで）

ただし、その任に当たれないときは代理を置く。

(2) 受付・案内業務

1 業務内容

- (1) 電話、利用者等への応対、利用案内を行う。
- (2) 有料施設・設備（以下「有料施設等」という。）の貸出に関し、川崎市公共施設利用予約システム（以下「ふれあいネット」という。）を使用し、次の業務を行う。
 - なお、「ふれあいネット」の取扱に関しては、「川崎市国際交流センター指定管理仕様書」も参照すること。
 - ア 利用者の登録に関する情報管理
 - イ 有料施設等の空き情報の提供
 - ウ 有料施設等の抽選申込手続
 - エ 有料施設等の予約申込手続
 - オ 有料施設等の利用許可申請手続
 - カ 有料施設等の利用中止・変更手続
 - キ 有料施設等の利用統計
 - ク 生涯学習情報の提供
 - ケ 利用者端末の利用方法などに関して、利用者に適切な対応を行う。
- (3) 有料施設等の貸出状況の管理及び鍵の受渡等を行う。
- (4) 有料施設等の利用料の収受及び管理を行う。
- (5) 有料施設の付帯設備利用等の確認及び貸出備品等の管理を行う。
- (6) 伝言の受付及び伝達を行う。
- (7) 行事予定等の作成及び掲示物の管理を行う。
- (8) 館内放送及び呼出等を行う。
- (9) 業務日誌及び報告書を作成する。
- (10) その他、受付・案内に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

- (1) 英会話に習熟し、パソコン操作技能に優れた者とする。
- (2) 要員 2名（8:45～21:15）

(3) 図書・資料室管理業務

1 業務内容

- (1) 図書・映像資料等の閲覧に対し、利用案内等を行う。
- (2) 図書・映像資料等への照会等に関する対応を行う。
- (3) 図書等の購入、整理及び管理を行う。
- (4) 登録・閲覧処理及び蔵書点検処理等の図書システムの管理を行う。
- (5) 関連情報の収集・分類・分析及び各種統計処理を行う。
- (6) 利用者等の出入状況の確認を行う。
- (7) 業務日誌及び報告書を作成する。
- (8) 掲示物の作成及び管理を行う。
- (9) その他、図書・資料室管理に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

- (1) 図書管理、情報処理に関する知識と経験を有し、パソコン操作技能に優れた者とする。
- (2) 要員 適正人員を配置する

(4) 施設・設備管理業務

1 業務内容

- (1) 国際交流センターホテル・レストランと連携しながら、国際交流センターの施設・設備を統合的に管理し、利用者等に対して快適な環境を保持、提供する。
- (2) 次に掲げる各設備全般の運転管理及び保守管理を行う。
 - ア 電気設備関係
 - イ 空気調和設備関係
 - ウ 給湯設備関係
 - エ 給排水衛生設備関係
 - オ 防災設備関係
 - カ その他付帯設備関係
- (3) 中央監視装置の操作及び巡回点検により、施設及び諸設備・機器（以下「設備等」という。）の運転監視及び適切な保守、安全点検を行う。
- (4) 国際交流センター運営に支障のないよう配慮しながら、別紙「設備機器巡視点検業務表」に基づき点検等を行い、設備等の運転監視を行う。
- (5) 設備等の運転・保守に関する日誌及び報告書を作成する。
- (6) 設備等の異常若しくは異常を予告する兆候を察知した場合は、適切な処理を行う。
- (7) 設備等の故障又は事故に際しては、適切な処理を行う。
- (8) 設備等の軽微な補修及び加工を行う。
- (9) 設備等の修繕（大規模修繕を除く）を適切に行う。

ただし、修繕とは、設備等の劣化した部品又は部材あるいは低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。（以下、この仕様書において同じ。）
- (10) メーカー等専門業者による整備等に立ち会う。
- (11) 電球、不良器具等の取替及び雑修理を、随時行う。
- (12) 機械室、電気室等の日常清掃並びに工具・備品類等の整理、保管及び補充を行う。
- (13) 官公庁等への諸届け、手続、事務連絡等を代行する。
- (14) 市が使用許可等を与える部分の設備等について、使用団体等からの相談等に適切に対応する。
- (15) その他、施設・設備管理に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

- (1) 設備責任者 1名（9:00 から 18:00）

ただし、その任に当たれないときは代理を置く。
- (2) 設備要員 1名（24時間）365日勤務

ただし、環境衛生管理業務における日常点検員と兼務も可とする。

(3) 法令で定められている作業責任者を以下のとおり置く。ただし、資格の重複所有を妨げないものとする。

ア 第3種冷凍機械責任者 1名

イ 危険物乙種第4類取扱者 1名

ウ 建築物環境衛生管理技術者 1名 ただし、非常勤でも可とする。

(5) 警備業務

1 業務内容

- (1) 巡回警備と機械警備を併用し、火災、盗難、不法行為等の発生を予防、発見、防止、対処し、利用者等の安全の確保及び国際交流センターの安全環境の確保を行う。
- (2) 警備状況全般の把握、所定の報告・通報連絡・指示を行う。
- (3) 機械警備のセット、リセットを行う。
- (4) 機械警備、防災盤の監視を行う。
- (5) 開館、閉館時の解錠・施錠、鍵の保管、記録を行う。
- (6) 利用者等の出入状況の確認を行う。
- (7) 休館日における利用者等の対応、案内及び駐車場管理業務要員不在時の対応を行う。
- (8) 不審者や不審物の発見及び進入の阻止を行う。
- (9) 閉館後の諸室の施錠及びセンターの安全確認を行う。
- (10) 国際交流センター各所の不用電灯の消灯及び開放窓の閉鎖確認を行う。
- (11) 緊急事態発生時の処置及び報告、防火管理上必要な措置と確認を行う。

ア 火災の場合

- (ア) 現場の状況を的確に判断し、初期消火を行い、状況により消防署に通報する。
- (イ) 利用者等の安全に留意し、迅速な避難誘導を行う。

イ 地震の場合

- (ア) 利用者等の安全に留意し、迅速な避難誘導を行う。
- (イ) 火災発生を防ぐ措置をする。

ウ 不審者及び不審物発見の場合

- (ア) 確認の上、警察署に通報する。
- (イ) 人相、年齢、身長、着衣、持ち物等の特徴を記録する。
- (ウ) 不審物を発見した場合も上記に準じて処理をする。

エ 急病人又はけが人が発生した場合

- (ア) 病人（けが人）の状態を確認し、速やかに救護の措置を行い、状況により救急車を手配する。
- (イ) 氏名、年齢、連絡先、状況等を記録する。

- (12) 消防計画の作成、自衛組織の運営、消防訓練等に協力する。
- (13) 次の書類を作成する。

ア 提出書類

- (ア) 日常勤務シフト
- (イ) 業務日誌
- (ウ) 機械警備監視報告書及び巡回報告書

イ 常備書類

- (ア) 緊急連絡先名簿及び連絡網
- (イ) 組織及び職員配置表等
- (ウ) 業務従事者名簿等
- (14) 人員交代時に適切に引継を行う。
- (15) 郵便物、新聞等の管理を行う。
- (16) その他、警備に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

- (1) 心身ともに健全かつ強健で、身元が確実で経験豊かな者とする。
- (2) 警備要員 1名 (17:00～翌 9:00)
- (3) 警備要員 1名 (9:00～17:00)
ただし、駐車場管理業務要員との兼務を可とする。
- (4) 警備要員 1名 (18:00～22:00)
ただし、駐車場管理業務要員との兼務を可とする。
- (5) 警備要員 1名 (休館日の 9:00～18:00)

(6) 舞台及び AV 機器等管理業務

1 業務内容

- (1) 舞台設備・機器等の運転操作、保守、点検、整備、清掃を行う。
- (2) 舞台設備・機器等の技術管理に関する助言を行う。
- (3) ホール、レセプションルーム及び特別会議室（以下「ホール等」という。）利用者打合せ及び連絡を行う。
- (4) ホール等利用者へ機械操作の指導を行う。
- (5) ホール等利用者の相談に応じる。
- (6) ホール等の設備、備品等の保守、点検・管理を行う。
- (7) ホール等使用時の機材搬入・搬出に立ち会う。
- (8) ホール及びレセプションルームの椅子、テーブル及び可動間仕切り等の整備及び収納作業等を行う。
- (9) ピアノの調律、整調、整音を行う。
- (10) 業務日誌及び報告書を作成する。
- (11) その他、舞台及び AV 機器管理に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

要員 適正人員を配置する（9:00～21:00）

(7) 駐車場管理業務

1 業務内容

- (1) 駐車場内での車両の適切な配置整理を行うとともに、歩行者及び自転車利用者等の安全確保を図り、事故防止に努める。施設の専用駐車場であるため、常時駐車場入口において施設利用者以外の利用者を排除する体制を用意する。
- (2) 周辺道路の渋滞等が発生しないように十分な注意を払う。
- (3) 事故が発生した場合、適切な処理を行う。
- (4) 出入庫管理を行う。
- (5) 業務日誌及び報告書を作成する。
- (6) 駐車場の管理を行う。
- (7) その他、駐車場管理に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

要員 適正人員を配置する（8:30～21:30）

ただし、警備要員との兼務を可とする。

3 管理規約

駐車場の管理にあたっては、指定管理期間開始前までに管理規約を作成し、市に届け出てください。規約を変更する場合も同様とします。

(8) 年間定期保守点検業務

1 業務内容

- (1)別紙「定期点検整備内容」に基づき、保守・点検を行い、施設の機能低下を防止するとともに、機械、装置等の耐久化を図る。
- (2)業務完了後は速やかに業務完了報告書を作成する。
- (3)その他、年間定期保守点検に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

定期的に技術者等（必要に応じ有資格者等）を派遣する。

(9) 環境衛生管理業務

1 業務内容

- (1) 別紙「環境衛生管理日常点検表」及び「環境衛生管理業務表」に基づき、測定、検査等を行う。
- (2) 特定建築物についての届出書類等を作成する。
- (3) 必要な帳簿書類を常備する。
- (4) 報告書を作成する。
- (5) 害虫駆除消毒時に立ち会う。
- (6) 国際交流センター内外の清掃状態の確認と関係者への具申をする。
- (7) その他、環境衛生管理に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

- (1) 次の業務を行う管理技術者を置く。
 - ア 環境衛生管理業務計画を立案する。
 - イ 環境衛生管理業務の指導監督を行う。
 - ウ 測定・検査の実施及び結果の評価を行う。
 - エ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施及び結果の評価を行う。
- (2) 日常点検を行う要員を置く。

ただし、設備管理業務要員との兼務も可とする。

(10) 清掃業務

1 業務内容

- (1) 清掃により、国際交流センター内外の環境衛生の向上と美観の維持及び保全を行う。
- (2) 利用者等の利便を考慮しながら、国際交流センター内外（ホテル、レストラン、厨房を除く）の施設ごとに、材質及び用途に最も適した方法で、適宜除塵、拭き掃除、汚れ除去等を行う。
- (3) 用水、電力の使用は最小限にとどめ、照明は作業終了時に消灯する。
- (4) 別紙「清掃作業基準表」に基づき、日常及び定期清掃を行う。
- (5) (4)以外に次の作業を行う。
 - ア 金属・ガラス拭き
 - イ 自動販売機の空き缶等の処理
 - ウ 駐車場及び外周の清掃
 - エ 屋上・バルコニーの排水口の清掃
 - オ 塵芥処理
- (6) (4)以外に次の作業を定期的に行う。ただし、利用時間外等に行うなど、利用者等の利便を考慮する。また、月末までに翌月の作業計画書を作成する。
 - ア 床洗浄及びカーペットしみ抜き、修繕（月1～2回）
 - イ 窓ガラスのクリーニング（3ヶ月に1回）
 - ウ 灰皿洗浄（月2回）
 - エ 窓台の清掃（月1回）
 - オ 玄関ロビー等の金属部分光沢出し、ガラス磨き（2ヶ月に1回）
 - カ 玄関等の足拭きマットの洗浄（週1回）
 - キ トイレ及びシャワー室の衛生陶器の薬品洗浄（月1回）
 - ク 和室の畳床等清掃（週1回）
- (7) (4)以外に次の作業を適時行う。
 - ア 特別会議室及び特別応接室の清掃等
 - イ ロビー及びロビー入口の清掃等
 - ウ ロビーのトイレの清掃等
- (8) トイレットペーパー、手洗い用液体石鹸等消耗品の適時購入及び管理を行う。
- (9) 業務日誌及び報告書を作成する。
- (10) ゴミサービスルームの清掃及び管理を行う。
- (11) その他、清掃業務に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

(1) 日常清掃。

適正人員を配置する。

(2) 定期清掃

適正人員を配置する。

(1 1) 植栽管理業務

1 業務内容

(1) 次に記載する庭木等の成長を制御するため、通行人等に危険又は支障がないよう充分注意を払いながら、最適な次期に剪定、除草、灌水等を行う。

ア 常緑中高木 約 1 0 0 本

イ 落緑中高木 約 1 8 0 本

ウ 街路樹高木 約 8 0 本

エ 低木 4 7 0 m²

オ 芝地 3, 1 7 0 m²

カ 植込地 1, 2 0 0 m²

(2) 植栽樹種の組合せのバランスと庭全体の美観を保つよう留意する。

(3) 剪定等により生じた枝葉等を、速やかに撤去し処分する。

(4) 次のとおり作業を行う。

ア 樹木の剪定（街路樹を除く） 適宜

イ 街路樹の剪定 年 1 回

ウ 植込地除草 年 2 回

エ 樹木の病虫害防除（薬剤散布） 年 1 回

オ 樹木の施肥 年 1 回

カ 灌水 適宜

キ 芝地の刈り込み 年 3 回

ク 芝地の施肥 年 1 回

ケ 芝地の目土 年 1 回

(5) その他、植栽管理に必要な業務を機能的かつ効率的に行う。

2 業務体制

適正人員を配置する。

〈設備機器巡視点検業務表〉

【1】電気設備

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	都度
遮断器	がいし汚損、損傷の有無の点検 端子及び刃の接触部変色の有無の点検				○ ○		
遮断器 (油なし 遮断器)	ブッシング汚損、破損、亀裂の有無点検 異音、異臭の点検 操作装置の外観点検				○ ○ ○		
直流電源 装置	各計器指示値確認 表示灯の点灯確認 外観の汚染、損傷の有無の点検				○ ○ ○		
変圧器 モールド変圧器	温度の記録 異音、異臭、振動の点検 外箱の汚損、錆、有無の点検 汚損、損傷、端子部加熱の有無の点検				○ ○ ○ ○		
電力用 コンデンサ	外観の汚損、損傷、腐食、油漏れ有無の点検 異音、異臭、振動の点検 がいし汚損、損傷の有無の点検				○ ○ ○		
避雷器	外部損傷、破損、発錆の有無の点検				○		
計器用 変成器	外部の汚損の点検 異音、異臭の点検				○ ○		
ケーブル	損傷の点検				○		
電力ヒューズ	保護筒汚損、損傷、腐食、油漏れ有無の点検 がいし汚損、損傷の有無の点検 端子部の加熱、ゆるみの有無の点検				○ ○ ○		
受電盤 配電盤	外観の汚損、損傷の有無の点検 信号灯、表示灯の点灯確認 各計測器指示値確認、記録	○ ○ ○					
継電器	カバーの汚損の有無の点検				○		

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	年度
分電盤及び 操作盤	外観の汚損、損傷の有無の点検 各器具点検				○ ○		
高圧受電設備	外観、変形、ひび割れ、脱落、弛み、腐食、錆、漏れ等の 振動、音響、温度、臭気等の点検 パイロット、計器の付属品、異物侵入等の点検				○ ○ ○		
中央監視 制御装置	外観の汚損、損傷の有無の点検 信号灯、表示灯の点検確認 中央監視盤、中継装置、各種検出物の点検 自記記録計の機能の確認				○ ○ ○ ○		
非常用発電設備 (原動機及びコン プレッサ)	燃料タンク油量の適否の点検 潤滑油冷却灯の水漏れの有無の点検 冷却水タンクの水漏れの有無の点検 冷却水ポンプの水漏れの有無の点検 シリンダヘッドのガス漏れ、油漏れ、水漏れ有無の点検 シリンダピストンの機能確認 ガバナの動作の良否点検 各計器指示値の確認、記録 試運転及び警報装置テスト (発電機) 軸受油量の適否の点検、注油 振動、異音、異臭の有無の点検 電圧、周波数の確認				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
蓄電池 (充電装置)	液量の適否 電極版の変形、損傷、脱落の有無の点検 端子部の弛むの点検、締付 架台の損傷、腐食の有無の点検 電圧測定、記録 充電電圧の適否の点検 充電電流の適否の点検、調整 充電用操作盤の点検				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
電動機 その他回転機	異常振動、異音、異臭、過熱、亀裂の有無の点検 油量の適否の点検、注油 オイルリング回転状態の全般に亘る適否の点検				○ ○ ○		

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヵ月	都度
電磁開閉器	カバーの変形、破損の有無の点検 異音の点検				○ ○		
照明設備	照明器具の汚損、変色、錆、変形の点検 管球の交換 グローランプの交換 リモコントランスの発熱と有無の点検 外部点検				○ ○ ○		○ ○
火災報知機 受信盤	電圧、表示灯の点検				○		
T V 共聴設備	U H F、V H Fアンテナの変形、損傷有無 支持部、支線の取付状態 アンテナ引下げ線				○ ○ ○		
弱電設備 (電気時計・拡声 設備・テレビカメ ラ・監視モニ ター・インターホ ン・トイレ呼出・ 電話交換機)	外観の汚損、損傷の有無 作動状態の適否確認				○ ○		
避雷設備	外部損傷、破損、発錆の有無の点検				○		

【2】空気調和設備

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヵ月	都度
冷温水発生機	各計器の指示値記録 (冷温水、冷却水、圧力、温度、液質) 真空度の良否 ベーン開度の確認 抽気ポンプ油面の良否 着火装置の機能の良否 ガス漏れの有無 保安装置の機能確認 (感知装置フレイムアイ等)		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
空気調和機	エアフィルタの汚れ、付着物・破損の点検 温湿度感知器、ボリュームダンパ及び 防火ダンパの機能点検 ケーシング取付部、保温の破損の点検 吹出口、環気口の汚れ点検 自動制御機器の機能点検 空調機内部及びダクト内部の汚れの点検 各種自動弁の機能点検				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
パッケージ型 空気調和機	温水又は冷却水出入口温度の適否 電流値の確認 異音、振動の有無 自動制御装置の機能確認及び調整 付属機器の損傷、腐食の有無 補給水、フロート弁作動の適否 エアフィルター汚れの有無 冷却コイルの汚れの有無 各種配管損傷・水漏れの有無 ドレンパンの損傷・汚れ・詰まり等の有無				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
クーリング タワー	水槽内の汚れ・腐食の有無 送風機の異常の有無 外観の損傷・錆・腐食の有無 補給水フロート弁作動の良否 充填材の破損・老化の有無 Vベルトの良否 軸受け異常の有無				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6カ 月	都 度
冷却水及び 冷却水循環装置	コイル表面の汚れの有無 膨張タンク内外の腐食の有無 ポンプ電流値の確認 圧力計の指示値の確認 回転部・摺動部・可動部の異常の有無 （異音、異臭、加熱） グランドよりの滴下水量の適否 配管系の損傷・錆・漏水の有無 バルブ機能の確認		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		
ファンコイル ユニット	送風機の異音、振動の有無 コイルの汚れの有無 ドレンパンの汚れ・詰まりの有無 エアフィルタの汚れの有無 自動制御等付属装置の作動確認				○ ○ ○ ○ ○ ○		
給排風機ファン	電流値の確認 羽根車・ケーシングの汚れ有無 振動・異音・ボルトの緩み等の有無 錆・腐食の有無 Vベルト伸張度の適否 軸受温度の適否 料理室フード及びグリスフィルターの汚れの点検				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
全熱交換器	電流値の確認 羽根車・ケーシングの汚れの有無 振動、異音、ボルトの弛みの有無 Vベルト伸張度の適否 軸受温度の適否、給油				○ ○ ○ ○ ○		
エアーフィルター	汚れの確認 損傷の有無				○ ○		
空調自動制御 装置	温湿度設定条件に対する作動確認 温湿度、各種センサー検出部、損傷の有無		○		○		

【3】給排水衛生設備

機 器 名	点 検 項 目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヵ月	都度
温水器	温水温度記録 自動制御装置の機能確認 外部の汚れの有無 保安装置の機能確認（感震装置） 電気防蝕装置確認		○ ○ ○ ○ ○				
配管及び 付着装置	配管系統のガス漏れの有無 ガス流量計（ガスメーター）の作動確認		○ ○				
煙道及び煙突	外部損傷の有無 煙道及び煙突の推積物の有無				○ ○		
膨張タンク	自動給水装置の機能確認 発錆、損傷の有無				○ ○		
貯湯槽	湯温、水頭圧の点検 付属温水循環ポンプの圧力、電流の点検 損傷、水漏れの点検		○ ○ ○				
湯沸器 （電気・ガス）	湯温、タイマーの確認 水漏れの点検（ガスの場合、ガス漏れ） 温度調節装置の作動確認				○ ○ ○		
洗面器	亀裂、破損、取付け緩みの点検 水栓及び接合部等により水漏れの点検 排水状態の点検				○ ○ ○		

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6カ 月	都 度
シスタンク及び フラッシュバルブ	詰まり、汚れの点検 作動の点検 水量調整 水漏れの点検				○ ○ ○ ○		
小便器及び 大便器	亀裂、破損の点検 水漏れの点検 排水状態の点検				○ ○ ○		
排水管	水漏れの点検 排水状態の点検				○ ○		
受水槽	槽内の推積物及び汚れの点検 警報装置の作動確認 発錆及び破損の点検 ボールタップの作動点検				○ ○ ○ ○		
排水槽 (汚水槽・雑排水 槽・湧水槽)	槽内の汚れ、沈殿物、浮遊物の点検 警報装置の作動確認 昆虫の発生状態の点検				○ ○ ○		
排水ます	ます内の沈殿物及び汚れの点検 昆虫の発生状況の点検 悪臭の有無				○ ○ ○		
加圧ポンプ	圧力、電流値及び作動確認 異音、振動の点検 水漏れの点検 自動制御装置点検				○ ○ ○ ○		
排水ポンプ (汚水ポンプ・雑 排水ポンプ・湧水 ポンプ)	圧力、電流値及び作動確認 異音、振動の有無 チャッキ弁の作動確認				○ ○ ○		
ガス設備	ガス使用機器、配管部よりの漏れの有無		○				

【4】防災設備

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヵ月	都度
消火器	定位置及び標識の確認 表示、標識の有無及び適否の確認 変形、損傷、腐食の有無 薬剤漏れ等の有無 指示圧力計の適否の確認 車輪の変形、損傷の有無				○ ○ ○ ○ ○ ○		
屋内（屋外） 散水栓設備	加圧ポンプの起動状態の確認 バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 呼水槽の水位及び減水警報装置の作動確認 表識の有無及び適否の確認 ホース及びノズルの格納状態の確認 表示灯の点灯確認				○ ○ ○ ○ ○ ○		
スプリンクラー 消火設備	加圧ポンプの起動状態の確認 バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 呼水槽の水位及び減水警報装置の作動確認 標識の有無及び適否の確認 制御弁、警報弁、流動弁、末端試験弁等の確認 CO2ポンベの損傷、漏れ等の有無				○ ○ ○ ○ ○ ○		
連結散水設備 連結送水管	送水口の変形、損傷の有無 消防自動車の接近障害物の有無				○ ○		
排煙設備	排煙区画壁の損傷等の有無 吸煙口及び排煙口の損傷の有無 手動操作箱及び保護板、ハンドル、レバー等の損傷の有無 表示、標識の損傷の有無 起動装置の状態の適否				○ ○ ○ ○ ○		
自動火災 報知設備	蓄電池の電圧確認 スイッチ類の定位置確認 格種表示灯の点灯確認 発信押ボタンの保護板の損傷の有無				○ ○ ○ ○		
非常放送設備	蓄電池の電圧確認 アンプの作動確認 スピーカーの外観点検				○ ○ ○		

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヵ月	都度
誘導灯及び 誘導標識	変形、損傷等の有無 予備電源による点灯確認（点検ヒモ）				○ ○		
ガス漏れ 火災警報設備	蓄電池の電圧確認 スイッチ類の定位置確認 表示灯の点灯確認				○ ○ ○		
非常電源 自家用発電設備	原動機及びコンプレッサー ・外観の汚損、損傷、発錆、漏油、漏水及び漏気の有無 ・潤滑油の油量適否、汚れ、漏れの有無 ・燃料油の油量適否、漏れの有無 ・冷却水の水量適否、漏れの有無 ・空気タンクの圧力確認と記録 ・空気タンクドレン排水の適否 ・油、水、空気系統の弁類の開閉状態の確認 ・試運転による各計器指示値の確認と記録 発電機 ・外観の汚損、損傷、発錆、軸受油量の適否 ・試運転による異常振動、異音、異臭の有無 ・防振装置の機能確認 ・ブラシスリップリング、製流子等の磨耗、 変色異常のスパークの有無の確認（ブラシレスは除く）				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
非常電源 自家用発電設備	発電機盤 ・外観の汚損、損傷の有無 ・各計器の指示値と確認と記録 ・自動、手動切替開閉器の正常位置確認				○ ○ ○		
非常電源 蓄電池設備	蓄電池 ・液量の適否 ・電極板の変形、損傷、脱落の有無 ・端子部の変形、腐食、締付ボルトの緩みの有無 ・架台の汚損、錆、腐食の有無、充電装置 ・盤外観の汚損、損傷の有無 ・表示灯類の点灯状態の確認 ・異音、異臭の有無 ・充電電圧・電流の適否確認と記録				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
非常電源 非常電源専用 受電設備	受変電設備に準する				○		
防火戸	外観損傷の有無				○		
非常照明装置	器具取付状態の良否 器具外観の汚損、損傷の有無				○ ○		
非常用直通電話	外観損傷の有無				○		

【5】その他設備

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6ヵ月	都度
厨房設備	水漏れの点検 排水状態の点検				○ ○		
検針	上水受水量 上水給水先の使用量 ガス検針立会い				○ ○ ○		
グリストラップ	封水深の良否 沈殿物及びスケールの有無				○ ○		
シャッター	外観の損傷の有無 異常振動、異音の有無				○ ○		

【環境衛生管理日常点検表】

[illegible]

【環境衛生管理業務表】

項目	管理範囲・対象	仕様・内容	数量	実施周期
空気環境測定		ビル衛生管理法に基づき乾球温度、湿球温度、気流、炭酸ガス、一酸化炭素、浮遊粉塵について1ポイント当り1日2回測定する。	15ポイント	1回/2月
水質検査	ビル管 2月11項目 8月28項目	【11項目】 一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・塩化物イオン・有機物（全有機炭素（TOC）の量）・PH値・味・臭気・色度・濁度 【28項目】 上記11項目・鉛及びその化合物・亜鉛及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・シアン化合物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド	2検体	各項目群 1回/年
害虫駆除	全館	有機リン剤（ダイアノジン・フェニトロチオン等）を水で5～10倍に希釈しミスト機にて残留噴霧する。年2回統一的かつ定期的に駆除を行い毎月1回害虫発生の有無を点検し、点検表を作成し報告する。	9,280㎡	生息点検 1回/月 薬剤散布 2回/年
簡易専用水道検査		水道法34条の第2項に規定する検査	1式	1回/年
ばい煙測定		冷温水発生器	1式	2回/年

定期点検整備内容

保守工事件名	設備概要	数量	施工回数	作業内容	備考
I. 電気設備					
1. 受変電設備	受電 6.6kV	1 式	12回/年	保安管理規定に基づく点検	消防法による点検 消防法による点検 消防法による点検 総合点検はメーカーにて実施
2. 非常用発電装置設備	375kVA 6,600V	1 式	2回/年	外観点検、機能点検、総合点検	
3. 直流電源設備	蓄電池 整流器	1 式	2回/年	外観点検、機能点検、総合点検	
		1 式	2回/年	外観点検、機能点検、総合点検	
4. 中央監視装置	中央管制装置 (SAVIC-NetFX2) 熱源・ローカル一般機器	1 式	3回/年	総合点検 1 回・巡回点検 2 回 (ポイントデーター点検は除く)	
5. 駐車場管理設備	カーゲート NT1500 自動料金精算機 GT4700 入出庫監視盤 TF9220 駐車券発行機 GT2100	2台	1回/年	外観点検、機能点検	
		1台	1回/年	外観点検、機能点検	
		1台	1回/年	外観点検、機能点検	
		1台	1回/年	外観点検、機能点検	
		1台	1回/年	外観点検、機能点検	
6. AV装置	ホールAV装置 レセプションホールAV設備 特別会議室AV設備 映像編集室及び映像機械室内設備	1 式	1	外観点検、機能点検	消防法による点検 消防法による点検 消防法による点検 総合点検はメーカーにて実施
		1 式	1	外観点検、機能点検	
		1 式	1	外観点検、機能点検	
		1 式	1	外観点検、機能点検	
7. 構内デジタル電子交換機	APEXS2000 (256ボード) 交換方式 蓄積プログラム制御方式 時間割PCM通話方式 装置構成 32ビットマイクロプロセッサ制御方式 入出力装置保守コンソール 回線容量 (実装) 局扇 12 内線132	1 式	3	外観点検、機能点検	
		1 式	3	外観点検、機能点検	
8. 照明器具	1771灯	1式	1	清掃	
II. 空気調和設備					
1. 冷温水発生機	RAD-G018 冷凍能力 180USRT 暖房能力 52,700Kcal/h	2台	4回/年	冷房シーズンイン点検・シーズンオン点検 暖房シーズンイン点検・シーズンオン点検	
2. 冷却塔	SDW-R185ASS 5.5kW×6P 冷却能力 185SRT	2台	2回/年	外観点検、機能点検	
3. 冷却水水質保全		1検体	8回/年	レジオネラ検査2回・水質試験6回	
4. 冷温水、冷却水ポンプ	125×100 FS4LC 526 100×80 FS 2F 57.5 100×80 FS 2G 511	2台	1回/年	外観点検、機能点検	
		2台	1回/年	外観点検、機能点検	
		3台	1回/年	外観点検、機能点検	
		3台	1回/年	外観点検、機能点検	

定期点検整備内容

保守工事件名	設備概要	数量	施工回数	作業内容	備考
5. 空調機	コンパクト型 THS-30-MX-R THS-150-MX-R たて型 TUC-191AV たて型全熱交換型 TUC-193BV TUC-242AV TUC-193BV TUC-103AV TUC-191AV コンパクト型外調機 THS-40-AF-R THS-50-AF-R	2台 1台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	2回/年 2回/年 2回/年 2回/年 2回/年 2回/年 2回/年 2回/年 2回/年 2回/年	メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検 メーカーメンテナンスに準ずる点検	
6. フロン漏洩簡易点検	コンパクト型 THS-30-MX-R THS-150-MX-R たて型 TUC-191AV コンパクト型外調機 THS-40-AF-R THS-50-AF-R	2台 1台 2台 1台 1台	4回/年 4回/年 4回/年 4回/年 4回/年	フロン排出抑制法に基づく点検 フロン排出抑制法に基づく点検 フロン排出抑制法に基づく点検 フロン排出抑制法に基づく点検 フロン排出抑制法に基づく点検	
7. フロン漏洩定期点検	PAC-7・PAC-13	2系統	1回/3年	フロン排出抑制法に基づく点検	
8. 高性能エアフィルター	高性能セル型フィルター サイズ 610×610×290(28枚) 305×610×290 (2枚) 610×305×290 (13枚) 430×380×140 (4枚) 430×660×140 (2枚) 430×590×140 (2枚) 430×430×140 (2枚)	空調機系統 AHU-1 AHU-2 AHU-3 AHU-4 AHU-5 AHU-6 AHU-7 AHU-8 AHU-9 AHU-10 AHU-11 AHU-12	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	1回/年 1回/4年 1回/4年 1回/2年 1回/4年 1回/2年 1回/4年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/2年 1回/年	交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄 交換・廃棄
	プレフィルター 610×610×20(26枚) 450×400×50 (4枚) 610×300×20(13枚) 450×680×50 (4枚) 750×500×20(8枚) 450×450×50 (2枚) 500×500×20(2枚) 450×610×50 (2枚) サランネットフィルター (枠付) 95×950×8	61枚 31枚	12回/年 12回/年	交換 交換	
9. 吹込口、吹出口の清掃	吹込口173個・吹出口255個	1式	12回/年	清掃	

定期点検整備内容

保守工事件名	設備概要	数量	施工回数	作業内容	備考
Ⅲ. 給排水設備					
1. 給排水設備	受水槽 FRP製 パネルタンク複合板中仕切付 (2,000×2,000) × 4,000 × 3,000H) 48m ³ 汚水槽 36m ³ 雑排水槽 72m ³ 汚水槽 36m ³	1槽 1槽 1槽 1槽	1回/年 2回/年 2回/年 1回/年	清掃点検 清掃点検 清掃点検 汚泥引き抜き作業	
2. 貯湯槽設備	整形 貯湯量 1,000ℓ (有効) 寸法 900Φ × 1,550H	2槽	1回/年	清掃点検、計器類点検整備、電防装置点検	
3. 温水器	全自動真空式温水発生機 定格出力 80,000kcal/h	2台	2回/年	本体、制御装置、燃焼装置、抽気装置、安全装置、熱交換器の状況、ボイラー廻りの状況	
4. 給湯用膨張タンク	有効容量 200ℓ 最高圧力 4kg/cm ²	1	1	タンク内封入圧力調整及びタンク廻り配管検査	
5. 給排水ポンプ	可変速給水ポンプユニット (並列交互運転) ポンプ 65Φ × 50Φ × 750ℓ/min × 40m × 2台 モーター 200V 7.5kW × 2台 加圧給水ポンプユニット (並列交互運転) モーター 200V 2.2kW × 2台 水中汚水ポンプ (カッター付き) 並列交互運転 65Φ × 200ℓ/min × 8m × 1.5kW × 2台 水中雑排水ポンプ 並列交互運転 65Φ × 400ℓ/min × 3m × 1.5kW × 2台 水中排水ポンプ 並列交互運転 65Φ × 200ℓ/min × 8m × 2.2kW × 2台 50Φ × 200ℓ/min × 14m × 1.5kW × 2台 50Φ × 200ℓ/min × 12.5m × 1.5kW × 2台 50Φ × 200ℓ/min × 12m × 1.5kW × 2台 水中雨水ポンプ 並列交互運転 50Φ × 200ℓ/min × 8m × 1.5kW × 2台 水中湧水ポンプ 並列交互運転 65Φ × 200ℓ/min × 17m × 2.2kW × 2台 50Φ × 200ℓ/min × 12.5m × 2.2kW × 2台	1式	1	外観点検、機能点検	
6. 循環ポンプ	ライン型SUS製 0.05m ³ × 6.0m × 2台 0.08m ³ × 8.5m × 2台	1式	1	外観点検、機能点検	

定期点検整備内容

保守工事件名	設備概要	数量	施工回数	作業内容	備考
IV.消防用設備 1. 自動火災消火設備	作動式熱感知器 42個 低温式熱感知器 28個 光電式熱感知器 204個	1式	2回/年	機器点検1回・機器総合点検1回	消防法による法定点検
2. 防排煙連動設備	防火扉 2台 シャッター 6台 ダンパー 15台 防煙垂れ壁 5個 排煙口 6個				
3. ガス漏れ警報装置	ガス漏れ感知器装置 7室				
4. スプリンクラー設備	スプリンクラーポンプユニット 125Φ×900ℓ/min×73m×30kW ヘッド 1178個 自動警報弁 6個 末端試験装置 5個				
5. 泡消火設備	泡消火ポンプユニット 150Φ×1,400ℓ/min×66m×30kW 泡原液容量 水成膜泡薬剤（3%型） 泡原液圧送タンク 600g型 ヘッド 154個 自動警報弁 1個 感知用ヘッド 67個 一斉解放弁 10個 手動起動装置 10個				
6. 消火器	35本 大型1本				
7. 誘導灯	F L 10W 1灯用（蓄電池内臓） 130灯				
8. 非常放送設備	増幅器 1個 遠隔操作器 1個 スピーカー 259個				
9. 非常電源設備	交流発電機 1台 制御装置 1台 始動装置 1台				
10. 避難器具	避難はしご（折りたたみ式）2台 光電式熱感知器 204個				
11. 非常用直通電話	電話機 1台				

定期点検整備内容

保守工事件名	設備概要	数量	施工回数	作業内容	備考
V. 昇降設備 1. エレベーター設備	マイコン制御ロープ式メーター	4台	12回/年	メーカーメンテナンス	法定点検 年1回含む
VI. その他付帯設備 1. 建築設備定期検査	換気、排気、非常照明、給排水4設備検査対象	1式	1回/年	建築基準法12条に基づく検査	
2. 特殊建築設備定期調査		1式	1回/3年	建築基準法12条に基づく検査	
3. 防火設備定期検査	防火扉2台・防火シャッター6台	1式	1回/年	建築基準法12条に基づく検査	
4. 排煙装置	38BOX (SLA80520-A9) ×96窓	1式	2回/年	外観点検、機能点検	
5. 電動式椅子付移動観覧席	ロールバックチェアースタンド (RCS-22-02) 264席		1回/年	外観点検、機能点検	
6. 舞台装置	迫り(クロスレバー式) サイズ12,000×3,000 出力 15kW 制御方式 減電圧始動	1式	2回/年	外観点検、機能点検	
	吊物 電動ドラム巻取り式 9,400mm	3式	2回/年	外観点検、機能点検	
7. 自動ドア設備	赤外線感知式	5台	4回/年	メーカーメンテナンス	
8. 冷却塔系水処理		1式	1回/年	薬剤投入	

清掃作業基準表

№ 1

作業場所		床面積 (㎡)	床材	日常作業																定期作業			備考			
				カー ペッ ト清 掃	床 の掃 き清 掃	吸 殻拾 灰皿清 掃	紙 屑処 理	備 品付 器の徐 塵	窓 台の徐 塵	電 話器の 空拭	ド アの拭 き掃除	手 摺りの 拭き清 掃	流 し台の 清掃	湯 沸器の 清掃	茶 殻の処 理	鏡 みがき	衛 生陶器 の清掃	パ ー 水石 罅の補 修	金 属磨き	巾 木磨き 清掃	マ ット清 掃	排 水口の 清掃	床 面洗 浄仕上	ワ ックス 塗布	カー ペッ トク リー ニン グ	
共用部	玄関ホール	210	大理石		2	2	2	適			適							適	適	適		1/月				
	風除室	50	大理石		2		2				適							適	適	適		1/月				
	談話ロビー	415	カーペットタイル	1	1		1	適			適							適	適					2/年		
	展示ロビー	285	カーペットタイル	1	1		1				適							適	適					1/年		
	宿泊・EVロビー	56	カーペットタイル	1	1		1	適			適							適	適					1/年		
	ホワイエ	152	カーペットタイル	1	1		1				適							適	適					1/年		
	通路	779	カーペットタイル	1	1		2				適							適	適					1/年		
	階段	464	カーペットタイル	1	1		1					1							適					1/年		
	男女トイレ	252	塩ビタイル		2		2				適				1	1	3	適	適			1/月	1/月			
	給湯室	23	塩ビタイル		2		2						1	1	1						適	1/月	1/月			
	女子シャワー室	4	塩ビタイル		2		2				適				適			適	適	1	適	1/月	1/月			
	更衣室	24	カーペットタイル	1	1		1				適							適	適					1/年		
						</																				

※ トイレの大便器数
男 18
女 24
身障者 6
計 48

「適」とは、善良なる管理者の立場から見て、適当な時期の意味。

清掃作業基準表

№ 2

作業場所		床面積 (㎡)	床材	日常作業																定期作業			備考			
				カー ベ ッ ト 清 掃	床 の 掃 き 清 掃	吸 殻 拾 灰 皿 清 掃	紙 屑 処 理	備 品 付 器 の 徐 塵	窓 台 の 徐 塵	電 話 器 の 空 拭	ド ア の 拭 き 掃 除	手 摺 り の 拭 き 清 掃	流 し 台 の 清 掃	湯 沸 器 の 清 掃	茶 殻 の 処 理	鏡 み が き	衛 生 陶 器 の 清 掃	ペ ー パ ー 水 石 鹼 の 補 給	金 属 磨 き	巾 木 磨 き 清 掃	マ ッ ト 清 掃	排 水 口 の 清 掃	床 面 洗 浄 仕 上	ワ ッ ク ス 塗 布	カー ペ ッ ト ク リ ー ニ ン グ	・別途作業に関しては、別途協議 といたします。 1. 高所粉塵 2. 什器備品 3. カーテンクリーニング 4. 窓枠サッシ 5. 金属柱 6. 特殊仕上げ部分 7. 荒天時作業 8. 展示品 9. 厨房 10. ブラインド清掃 11. その他清掃
専 用 部 分	事務室・相談コーナー・ レストラン事務室	479	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	応接室	38	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	会議室・ギャラリー	721	カーペットタイル	3			3	適	3	3	適							適	適						1/年	
	ホール	355	塩ビシート	1			1	適	1	1	適							適	適			1/年	1/年			
	レセプションルーム	195	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						2/年	
	休憩室	6	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	情報ロビー	98	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	控室	56	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	交流サロン	64	フローリング		3		3	適	3	3	適							適	適			1/年				
	館長室	24	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	研究室・図書資料室	408	カーペットタイル	1			1	適	1	1	適							適	適						1/年	
	保健室・調理実習室	76	塩ビタイル		1		1				適		1	1	1			適	適		1	1/年	1/年			
	レクレーションルーム	217	フローリング		3		3	適	3	3	適							適	適			1/月				
	レクレーションルーム	18	畳		3		3	適	3									適	適			1/2月				
レクレーションルーム	148	塩ビシート		3		3	適	2		適		2	2	2		2	2	適	適			1/年	1/年			

	茶室	87	量		2		2	適	1				2	2	2		2	2	適	適			1 / 2 月		
	計	2990																							
	共用・専用部合計	5704																							
その他	エレベーター	3 機		2						適					2			適	適						
	外 周 部	一式		1	1	1																1			

※レストラン用EVは除く

「適」とは、善良なる管理者の立場から見て、適当な時期の意味。

川崎市国際交流センター 主な施設一覧

(資料2)

(1階)

	名 称	(㎡)	使 用 内 容
事務室	館内事務室	251.16	職員用事務室、相談コーナー
	受付カウンター	17.94	事務カウンター(総合受付、貸室受付)
	ロッカー室	37.96	来客用コインロッカー
	保健室	7.42	
	更衣室	37.96	
	守衛・運転手控室	11.48	
	事務室用倉庫	16.01	
ホール等	エントランスホール	220.49	館内の案内表示、情報サービス
	談話ロビー	297.65	情報サービス(パンフレットコーナー等)
	情報ロビー	126	情報サービス(姉妹友好都市紹介)
	展示ロビー	96	写真展、絵画展の開催
	パネル庫	10.87	
	展示収蔵庫	10.5	
	ギャラリー	57	国際交流コーナー(姉妹友好都市の記念品等を展示)
	ホワイエ	140.55	ホールでのイベント開催時の休憩場所
	ホール(264名)	355.11	※有料施設
	ホール用倉庫	72.2	椅子、テーブル等の収蔵
	ピアノ庫	8.9	ピアノの保管
会議室等	映写室	26.54	
	第1会議室(36名)	79.13	語学講座、研修等 ※有料施設
	第2会議室(24名)	47.67	語学講座、研修等 ※有料施設
	第3会議室(24名)	47.67	語学講座、研修等 ※有料施設
	特別会議室(28名)	137.48	※有料施設
	特別応接室(8名)	30.38	※有料施設
	ロビー	104.43	
	パントリー	15.9	
	レセプションルーム(着席150名)	261.17	※有料施設
	レセプションロビー	39.7	
ホテル	レセプション倉庫	34.68	
	宿泊ロビー	30.1	
	宿泊フロント	18.81	
	機械室	34.57	

(2階)

（2階）

名 称			(㎡)	使 用 内 容
事務室			40.97	
事務室			26.59	
事務室			21.68	
映像 関係	映像編集室		80.01	
	映像機械室		56.71	
ホ ー ル 関 係	通訳室(4室)		32.64	同時通訳ブース
	通訳控室		20.2	
	調整室		22.83	
図書・資料室			258.34	ライブラリー(図書室の運営・管理、ビデオコーナー)
交流ロビー			70.28	
会 議 室 等	第4会議室(30名)		55.35	※有料施設
	第5会議室(30名)		55.35	※有料施設
	料理室(24名)		73.08	国際料理講座(調理台2台) ※有料施設
	民間交流団体活動ルーム		53.9	民間交流団体活動の場、団体相互の交流の場
	民間交流団体活動ルーム		53.9	民間交流団体活動の場、団体相互の交流の場
	会議室		30.93	
	会議室		40.12	
	会議室		27.87	
ホ テ ル	シングル(14室)		266	
	ツイン(1室)		27.77	
	バリアフリースイート(1室)		44.43	

(3階)

名 称			(㎡)	使 用 内 容
ホ テ ル	シングル(6室)		各19	
	ツイン(7室)		27.77	
	スイート(1室)		48.41	

(和風別館)

相模原市		
名 称	(㎡)	使 用 内 容
寄付3畳、6畳、10畳、3畳	114.61	※有料施設
茶室(3畳台目茶室)		
水屋		

(地下)

名 称		(㎡)	使 用 内 容
レストラン	レストラン(50席)	112.32	
	厨房	91.39	
	レストラン事務室	40.45	
	倉庫	5.4	
会館管理関係	清掃員控室	11.92	
	倉庫	35.27	
	中央監視室	51	
	災害用備蓄倉庫	56.7	
	電機室・機械室	721.57	
	駐車場	609.56	2層機械式28台、平置4台
	交流サロン(30名)	68.04	飲食可能な交流スペース ※有料施設

(別棟)

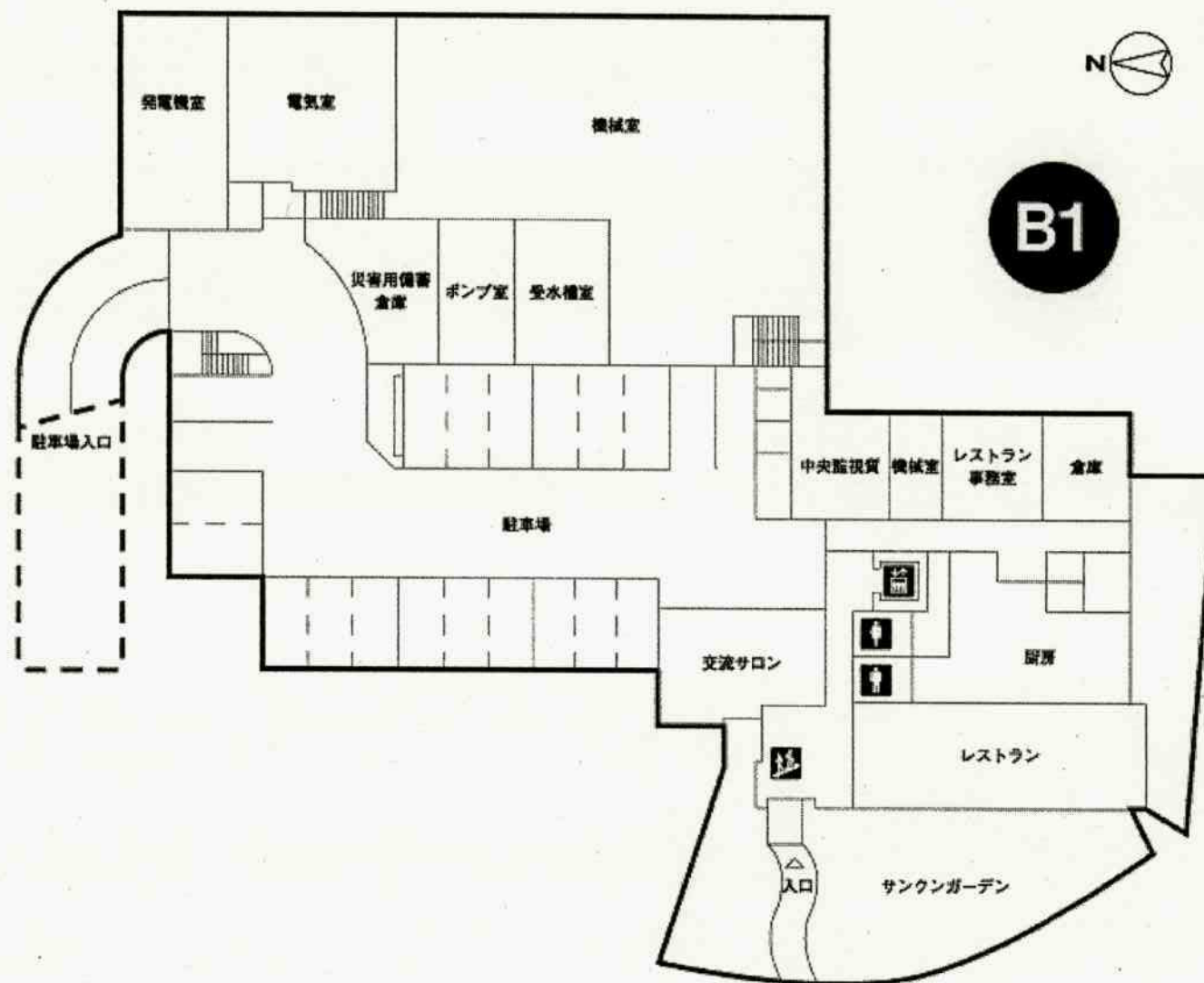
名 称		(㎡)	使 用 内 容
会議室等	受付	7.27	
	エントランスホール	44.58	
	第6会議室(18名)	26.77	語学講座、研修等 ※有料施設
	第7会議室(和室)(10名)	17.29	※有料施設
	レクリエーションルーム(90名)	145.12	体育館 ※有料施設
	多目的広場控室	22.61	
	更衣室	14.16	
	倉庫	11.02	

(屋外施設)

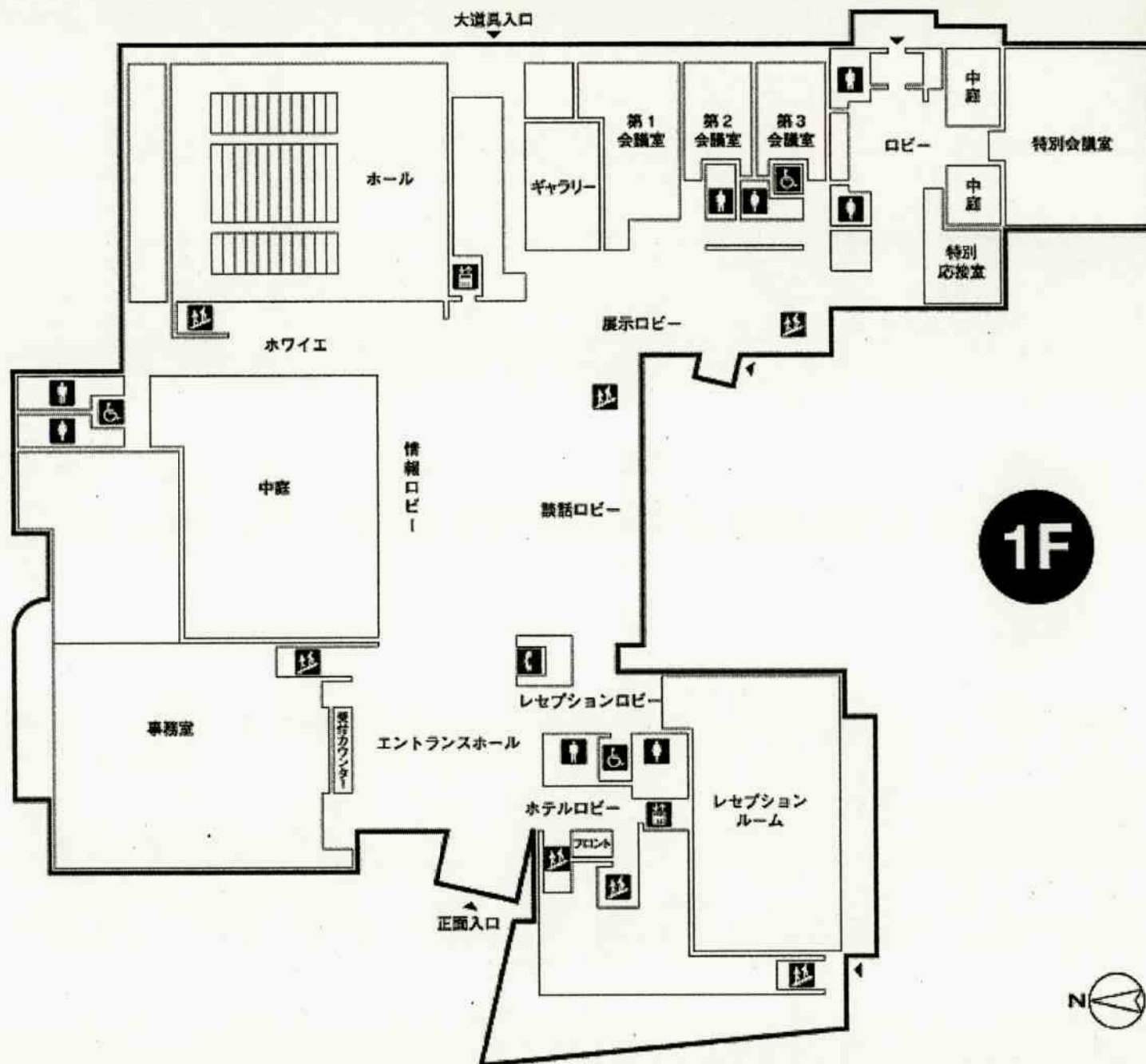
名 称	(㎡)	使 用 内 容
アプローチ広場	875	
多目的広場	644	
街角広場	408	
イベント広場	644	
サンクンガーデン	500	
和風庭園	1,500	
特別会議室中庭	43	
ロビー中庭	363.7	
駐車場	1873.91	

清掃用具室	36.32	
ゴミ置き場	26.95	

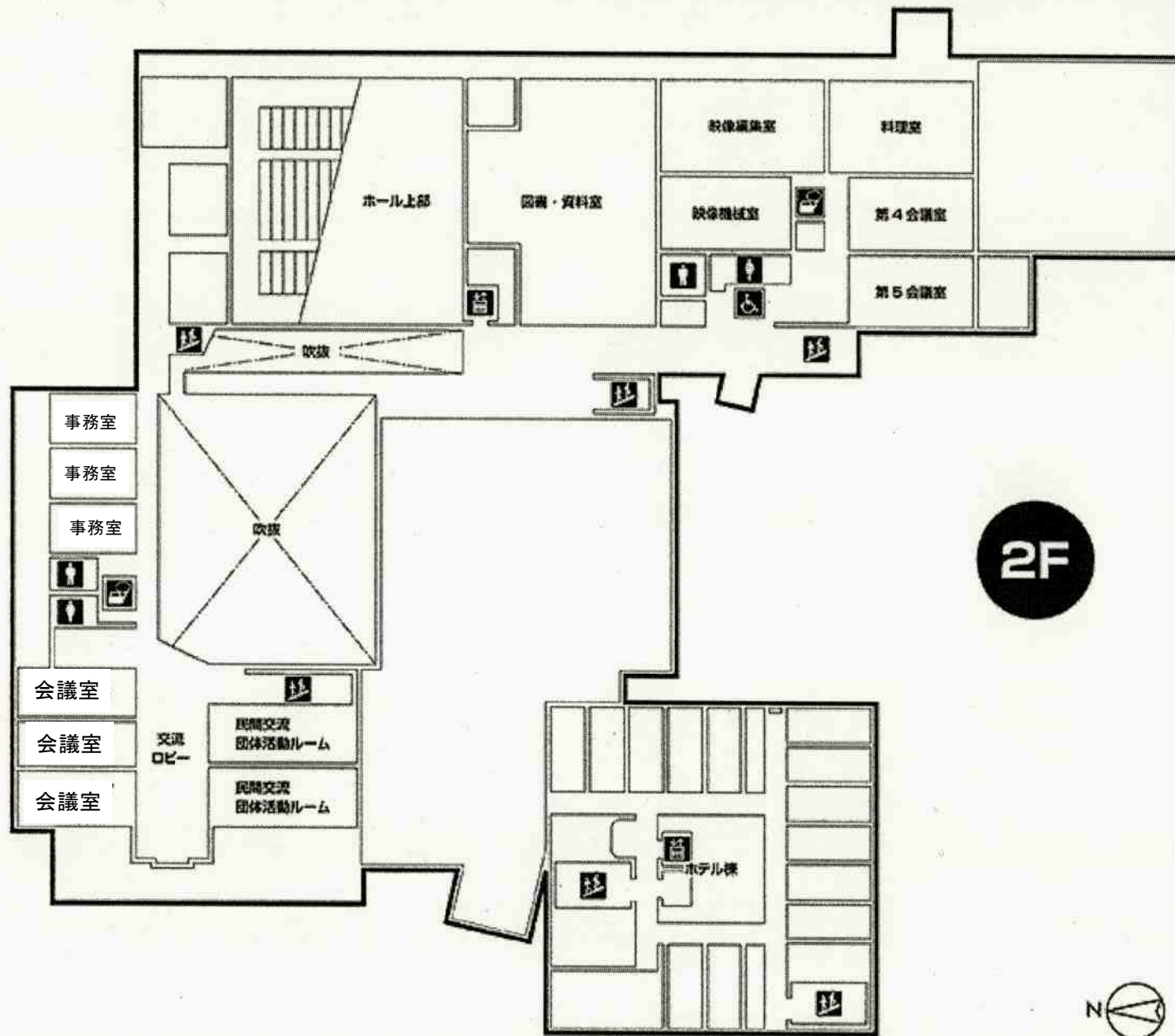
川崎市国際交流センター見取図



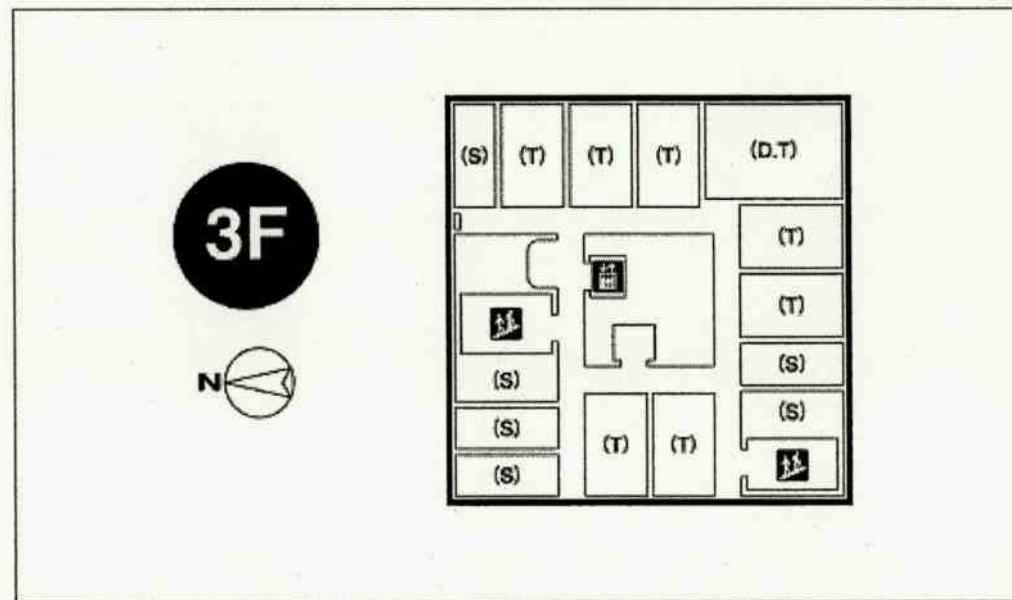
川崎市国際交流センター見取図 地下1階



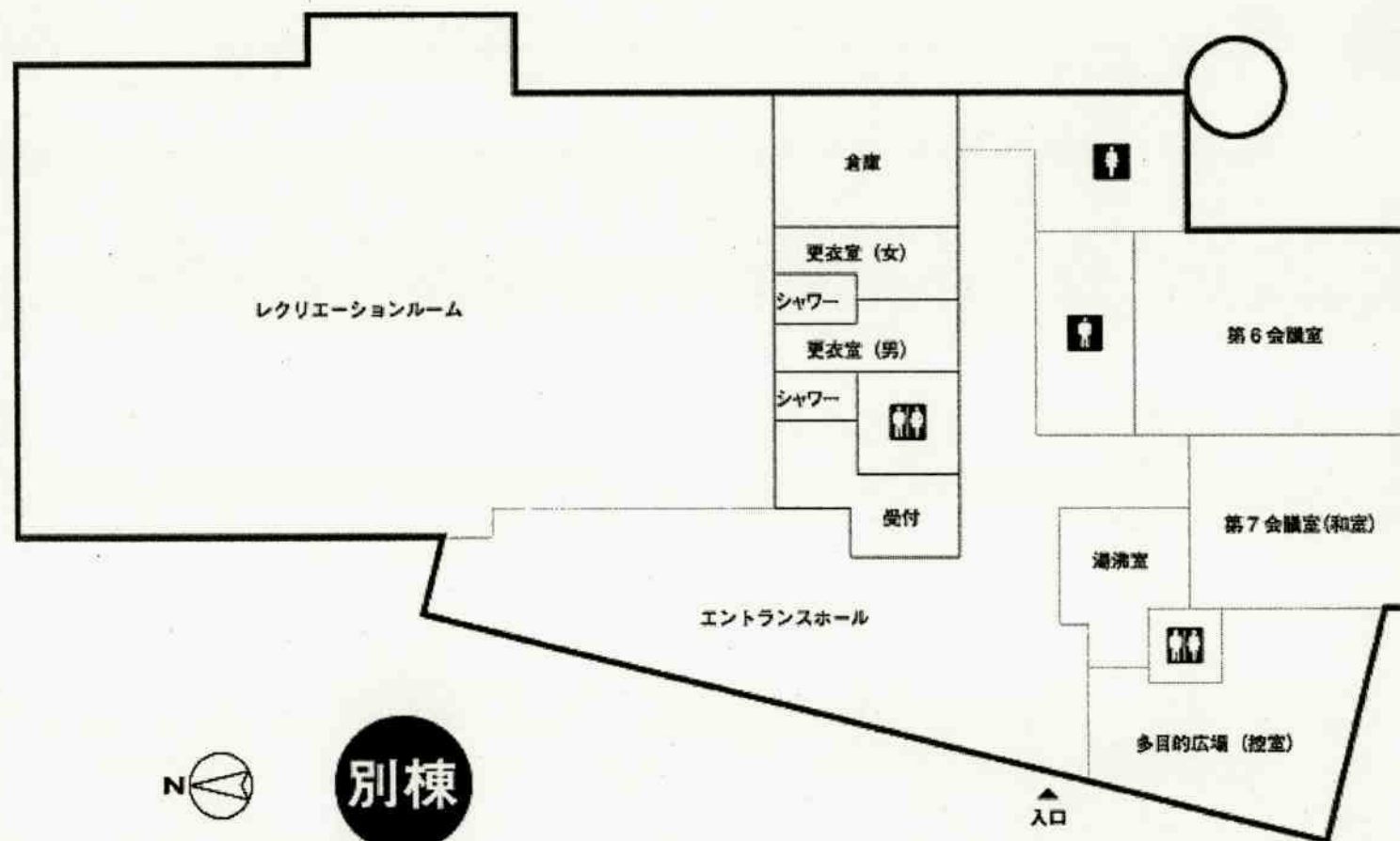
川崎市国際交流センター見取図 1階



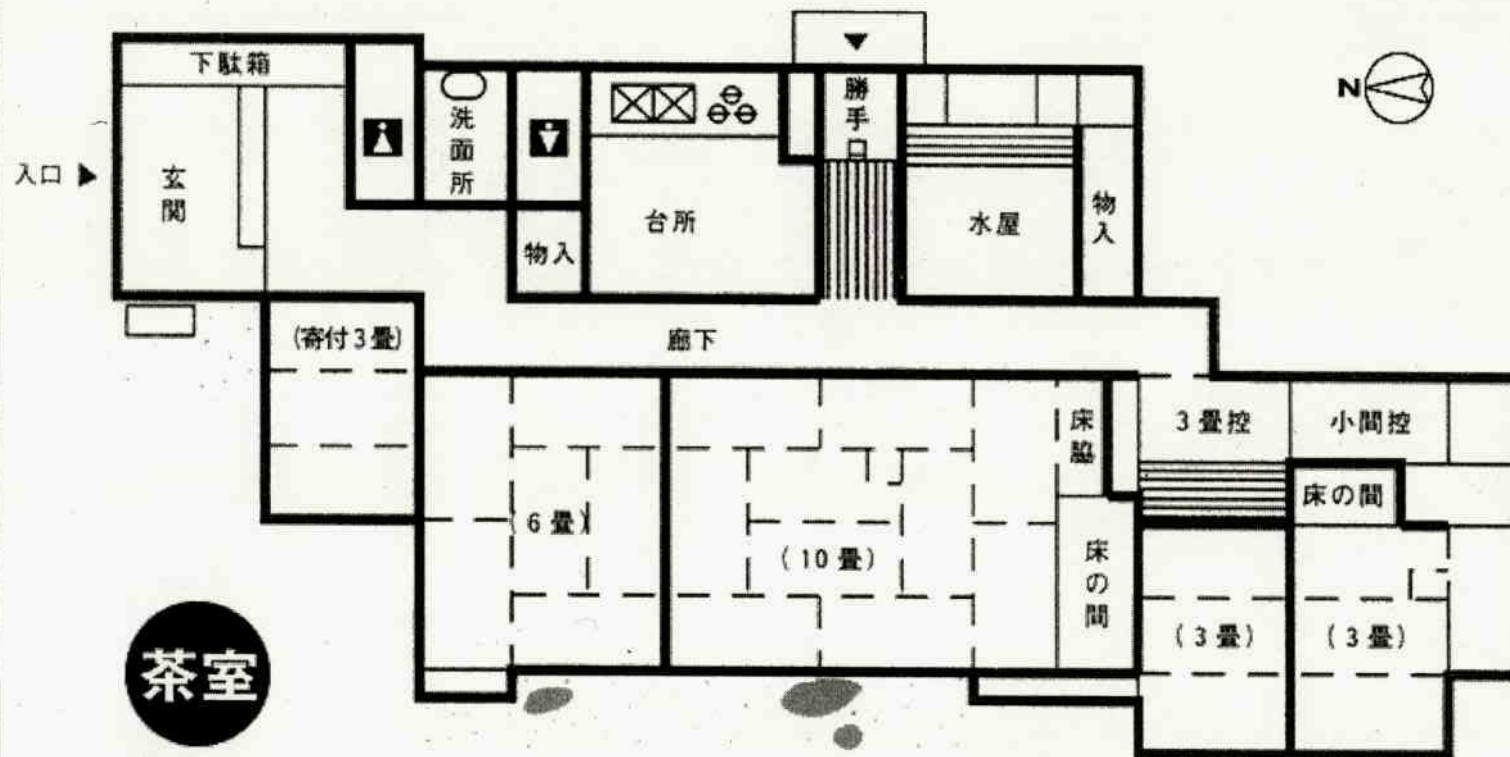
川崎市国際交流センター見取図 2階



川崎市国際交流センター一見取図 3階



川崎市国際交流センター見取図 別棟



川崎市国際交流センター見取図 茶室

利用実績の推移

項目	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
来館者数(人)	135,157	162,567	150,020	176,127	155,968

【貸館施設】	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
貸館施設利用率(%)	44.4%	47.6%	49.3%	47.4%	47.2%
ホール	72.6%	73.8%	77.1%	71.8%	73.8%
レクリエーションルーム	93.2%	89.0%	92.3%	91.4%	91.5%
会議室(1～7)	52.4%	53.4%	58.0%	51.6%	53.9%
茶室	22.1%	29.3%	32.4%	39.1%	30.7%
特別応接室	4.1%	11.0%	13.3%	13.4%	10.5%
レセプションルーム	61.1%	68.4%	61.4%	55.3%	61.6%
交流サロン	75.0%	78.5%	81.1%	83.4%	79.5%
料理室	15.6%	18.0%	18.9%	14.2%	16.7%
特別会議室	3.7%	6.7%	8.8%	6.4%	6.4%

【情報収集・提供事業】	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
図書・資料室利用者数(人)	7,776	8,277	9,124	11,428	9,151
図書等資料閲覧件数	2,782	3,069	2,896	3,106	2,963
ビデオ・CD・DVD(件)	134	48	32	38	63
パソコン(件)	236	316	249	635	359

【情報提供事業】	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
ホームページアクセス(件)	139,874	155,845	148,850	160,808	151,344

【講座・研修事業:参加数】	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
日本語講座参加数(人)	651	684	664	860	715
国際文化理解講座参加数(人)	62	58	103	173	99
国際理解講座参加数(人)	187	182	231	192	198
ボランティア養成講座参加数(人)	455	327	114	212	277
日本語スピーチコンテスト参加数(人)	401	154	151	211	229
国際文化交流会参加数(人)	306	275	45	300	232

【講座・研修事業:満足度】	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
全体満足度(%)	87.2%	93.2%	91.6%	95.9%	92.1%
国際文化理解講座満足度(%)	81.5%	91.1%	87.40%	95.5%	88.9%
国際理解講座満足度(%)	82.2%	91.2%	85.6%	93.0%	88.0%
ボランティア養成講座満足度(%)	93.1%	93.8%	90.7%	96.1%	93.4%
日本語スピーチコンテスト満足度(%)	91.7%	96.2%	96.3%	98.8%	95.8%
国際文化交流会満足度(%)	87.5%	97.0%	98.2%		94.2%

【外国人相談事業】	第4期				R3～R6平均
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
外国人相談(件)	2,976	3,314	2,812	3,200	3,076

収支実績の推移

(資料5)

		第4期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R3～R6平均
収入	指定管理料	194,841	192,005	195,907	191,969	193,681
	センター利用料金	24,790	28,482	21,570	26,714	25,389
	事業収入	2,457	2,887	2,466	3,355	2,791
	その他収入	6,495	8,821	2,026	6,534	5,969
	補償金	4,145	475	5,348	4,085	3,513
	合計	232,728	232,670	227,317	232,657	231,343

		第4期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R3～R6平均
支出	情報収集提供事業	2,194	2,367	1,849	2,083	2,123
	広報出版事業	4,546	2,553	2,605	3,159	3,216
	講座・研修事業	2,786	4,911	2,159	2,865	3,180
	国際交流推進事業	1,282	1,536	357	445	905
	外国人相談事業	24,258	24,076	23,794	20,853	23,245
	その他の事業	715	791	701	932	785
	事業人件費	21,002	23,867	28,699	32,318	26,472
	センター管理運営事業	167,770	179,074	168,715	178,051	173,403
	自主事業					
	合計	224,553	239,175	228,879	240,706	233,328

収支差額	8,175	-6,505	-1,562	-8,049
------	-------	--------	--------	--------

○川崎市国際交流センター条例

平成6年3月30日条例第3号

改正

平成12年12月21日条例第59号

平成16年10月1日条例第32号

平成17年7月1日条例第29号

平成28年12月19日条例第85号

令和4年10月21日条例第49号

川崎市国際交流センター条例

(目的及び設置)

第1条 市民の国際理解を増進するとともに、国際的な文化交流及び市民交流を促進することにより相互理解を深め、もって市民の文化の向上及び国際友好親善の発展に寄与するため、川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 国際交流センターの位置は、川崎市中原区木月祇園町2番2号とする。

(事業)

第3条 国際交流センターは、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 国際交流に関する研修会、講演会等を行うこと。
- (3) 国際交流を促進するための行事を行うこと。
- (4) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に国際交流センターの管理を行わせる。

- (1) 国際交流センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、国際交流センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った国際交流センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、国際交流センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の国際交流センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 国際交流センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 国際交流センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するこ

とができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がや

むを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成6年6月28日規則第42号で平成6年10月12日から施行）

附 則（平成12年12月21日条例第59号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年10月1日条例第32号）

この条例は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成17年7月1日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条を加える改正規定（第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則（平成28年12月19日条例第85号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

1 施設利用料

種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時
ホール		3,760円	4,780円	5,900円	14,400円
会議室	第1会議室	2,130円	2,640円	3,250円	8,020円
	第2会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円
	第3会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円
	第4会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円
	第5会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円
	第6会議室	300円	400円	500円	1,200円
	第7会議室（和室）	200円	300円	400円	900円
	特別会議室	10,690円	14,250円	17,820円	42,760円
特別応接室		2,240円	2,640円	3,250円	8,310円
料理室		1,930円	2,440円	3,050円	7,420円
レセプションルーム		2,850円	3,460円	4,270円	10,580円
交流サロン		710円	910円	1,120円	2,740円
茶室		2,950円	3,870円	4,780円	11,600円
レクリエーションルーム		1,220円	1,520円	1,830円	4,570円

備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利

用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

種別	単位	金額
音響設備	1式、1本、1台その他1単位 1回	4,070円
照明設備	1式、1台その他1単位 1回	1,520円
舞台設備その他	1台、1双、1枚、1キロワットその他1単位 1回	10,180円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

3 駐車場利用料

種別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分までごとに
準中型自動車	200円	100円

備考 普通自動車又は準中型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車又は準中型自動車をいう。

○川崎市国際交流センター条例施行規則

平成 6 年 6 月 28 日規則第 43 号

改正

平成 8 年 3 月 29 日規則第 13 号

平成 11 年 6 月 30 日規則第 63 号

平成 11 年 9 月 30 日規則第 88 号

平成 17 年 7 月 1 日規則第 77 号

平成 21 年 5 月 29 日規則第 53 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 18 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号

川崎市国際交流センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市国際交流センター条例（平成 6 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 市長は、条例第 4 条第 1 項の規定により川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第 4 条第 2 項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第 3 条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第 4 条第 2 項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の国際交流センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
 - (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
 - (5) 役員の名簿及び履歴書
 - (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （指定管理予定者）

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

（通知）

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

（協定）

第6条 指定管理者は、市長と国際交流センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

（利用許可の申請）

第7条 条例第8条の規定により国際交流センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ホール、特別会議室、特別応接室若しくはレセプションルームを利用しようとする場合又は会議室（特別会議室を除く。以下同じ。）をこれらの施設と併せて利用しようとする場合にあっては、原則として利用日の6月前から利用日の2週間前までの間に申請することができる。
- (2) 前号以外の施設を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。
- (3) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第10条の規定による届出があったこと等により利用しようとする者がいない同号に規定する施設を利用しようとする場合にあっては、申請期間経過後においても、申請することができる。

（利用許可書の交付）

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の減免申請等）

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に行わなければならない。

- 3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合は、その減額又は免除について利用料金の減免に係る通知書申請者に交付しなければならない。

(利用中止届)

第10条 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第11条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第13条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消したとき。 利用料金の全額
- (2) ホール、特別会議室、特別応接室又はレセプションルームの利用者が利用日の60日前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額
- (3) ホール、特別会議室、特別応接室又はレセプションルームの利用者が利用日の30日前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の5割相当額
- (4) 会議室、料理室、交流サロン、茶室又はレクリエーションルームの利用者が3日前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。 利用料金の全額
- (利用期間等の制限)

第12条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(施設等の模様替え等)

第13条 条例第14条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に行わなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の承認をしたときは、施設等の模様替え等に係る承認書を申請者に交付しなければならない。
- 4 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第14条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項
(利用後の点検)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成6年10月12日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第13号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月30日規則第63号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に市長が行った行為又は市長に対して行われた行為で現に効力を有するもののうち、改正後の規則の規定により課長、所長又は館長（以下「課長等」という。）に委任した事務については、課長等が行った行為又は課長等に対して行われた行為とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成11年9月30日規則第88号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

- (1) 第1条中川崎市国際交流センター条例施行規則第3条第2項の改正規定、第2条中川崎市中原会館条例施行規則第3条第2項の改正規定、第4条中川崎市立労働会館条例施行規則第3条第1項の改正規定及び第9条中川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例施行規則第10条第4号の改正規定 公布の日

(経過措置)

- 2 この規則（第8条及び第9条を除く。）による改正後の規則の規定（第2条の規定による改正後の川崎市中原会館条例施行規則第1号様式及び第3号様式の規定、第7条の規定による改正後の川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の規定中ゲートボール場に関する部分並びに第10条の規定による改正後の川崎市港湾振興会館条例施行規則の規定中庭球場及び庭球場照明施設に関する部分を除く。）は、平成12年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月1日規則第77号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に5条を加える改正規定及び附則の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する市長又は川崎市総務局秘書部交流推進課長に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定により当該行為に相当する行為が新規則第2条第2号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成21年5月29日規則第53号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書

川崎市指令 第 号

住 所

名 称

代表者の氏名 様

を川崎市国際交流センターの指定管理者に指定しましたので、川崎市国際交流センター条例施行規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

川崎市国際交流センター利用料金減免要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市国際交流センター条例（平成 6 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、川崎市国際交流センター（以下「センター」という。）の施設、備品及び駐車場の利用料金を減額し、又は免除する基準を定めるものとする。

(免除及び減額する額)

第 2 条 条例別表 1 施設利用料及び別表 2 設備利用料については、次に定めるとおりとする。

- (1) 総務企画局総務部庶務課、市民文化局市民生活部多文化共生推進課又は公益財団法人川崎市国際交流協会が主催又は共催する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 規定利用料の全額
- (2) 川崎市（総務企画局総務部庶務課及び市民文化局市民生活部多文化共生推進課を除く。）又は公益財団法人川崎市国際交流協会に登録されている民間交流団体が主催する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 規定利用料の 5 割相当額
- (3) 公益財団法人川崎市国際交流協会が後援する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 規定利用料の 5 割相当額
- (4) その他市長が特別の理由があると認める場合 規定利用料の全額

2 条例別表 3 駐車場利用料については、次に定めるとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車 規定利用料の全額
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車 規定利用料の全額
- (3) 障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。）が使用する自動車及び同乗する自動車 規定利用料の全額
- (4) 川崎市、センター指定管理者又はセンター内ホテル・レストラン施設借受者が依頼した工事業者、委託業者等が専らその業務のために使用する自動車 規定利用料の全額
- (5) 川崎市又は公益財団法人川崎市国際交流協会が国際交流の促進等を目的として主催又は共催する事業において、事業実施代表者、講師、委員その他これらに類する者が使用する自動車 規定利用料の全額
- (6) 公用車 規定利用料の全額

(7) その他市長が特別の理由があると認める自動車 規定利用料の全額

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんししん
川崎市多文化共生社会推進指針

— とも い ち い き しゃ かい
共に生きる地域社会をめざして —

かいていばん
< 改定版 >

2024 (れいわ ねん がつ)
令和6年3月

かわ さき し
川 崎 市

はじめに



川崎市は、外国人市民と共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民代表者会議の設置などの様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。そして、2005（平成17）年3月には、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、これまで2008（平成20）年3月及び2015（平成27）年10月に、各施策の具体的推進内容等について見直しを行い、施策を進めてまいりました。

国においては、外国人の受入れや共生のための取組が本格化し、総合的対応策が決定されるなど外国人市民を取り巻く環境が変化しており、本市においても川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定などの施策が進展していることから、このたび3度目となる改定をいたしました。

2024（令和6）年7月に市制100周年を迎える本市は、多様性のまちとして発展してきた歴史があります。次の100年に向けて多様性の価値をより一層大切に、今後も、本指針に基づき、人権を尊重し、共に生きる多文化共生社会の実現に向けて、施策を推進してまいりますので、市民と事業者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

本指針の改定に当たりましては、御助言いただいた川崎市多文化共生社会推進協議会をはじめ、貴重な御意見をいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2024（令和6）年3月

川崎市 市長

福田 紀彦
（ふくだのりひこ）

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて	1
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移	
(1) 外国人市民の状況	3
(2) 「外国人市民に関わる施策の推移	5
3 施策の推進体制	
(1) 附属機関	8
(2) 庁内推進体制	8
4 指針の改定について	9
5 指針の基本的な考え方	
(1) 基本目標	11
(2) 基本理念	11
(3) 施策推進の基本方向	12

II 施策の具体的推進内容

1 行政サービスの充実	
(1) 行政サービスの提供	14
(2) 情報提供・相談窓口	15
(3) 年金制度	16
(4) 保健・医療	16
(5) 福祉	17
(6) 住宅	18
(7) 防災	18
2 多文化共生教育の推進	
(1) 就学の保障と学習支援	20

(2) 違いを認め合う教育	21
(3) 地域における学習支援	22
(4) 家庭へのサポート	23
3 社会参加の促進	
(1) 市政参加	24
(2) 地域における外国人市民等の活動	25
4 共生社会の形成	
(1) 市民への意識啓発	26
(2) 市職員等の意識改革	26
(3) 市職員の採用	27
(4) 事業者への啓発	27
(5) 国際交流センターの活用	28
(6) 地域における多文化共生社会の形成	28

5 施策の推進体制の整備

(1) 行政組織の充実	29
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携	30
(3) 国等への働きかけ	30

参 考 資 料

1 指針策定の経過	33
2 施策の推進に関わる有識者会議等	34
3 外国人市民施策に関わる条例等	37
4 本市の外国人住民人口	56
5 川崎市外国人市民意識実態調査結果（抜粋）	59
6 用語解説（五十音順）	64

I ししん しゅし 指針の趣旨

1 たぶん かきょうせいしゃかい じつげん む 「多文化共生社会」の実現に向けて

ほんし
本市は、1924（たいしょう ねん しせい しこう
大正13）年に市制を施行したときは約5万人であった人口が、現在
は154万人を超えており、にほんかくち
日本各地をはじめ、さまざま くに ちいき おお ひとびと うつ
様々な国・地域から多くの人々に移り
す たよう ぶんか こうりゅう なか たようせい はってん
住み、多様な文化が交流する中で、多様性のまちとして発展してきました。

がいこくじんし みんだいひょうしゃかい ぎじょうれい せいてい ほんし がいこくじんし みんし さく はや すいしん
外国人市民代表者会議条例の制定など、本市は、外国人市民施策を早くから推進
してきました。2005（へいせい ねん がいこくじんし みんし さく きほんりねん きほんほうしん た
平成17）年に外国人市民施策の基本理念となる基本方針として多
ぶん かきょうせいしゃかい じつげん む きほんてき かんが かた ぐたいてき すいしんないよう しめ かわさき し た
文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多
ぶん かきょうせいしゃかい すいしん ししん くに さきが さくてい こくせき みんぞく ぶんか ちが ゆた
文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさ
として生かし、すべての人が互いに認め合い、じんけん そんちょう じりつ しみん とも
人権が尊重され、自立した市民として共
に暮らすことができる「たぶん かきょうせいしゃかい じつげん む とりくみ すす
多文化共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

くに
国においては、2018（へいせい ねん しゅつにゆうこくかんり およ なんみんにんていほう かいせい あら
平成30）年の出入国管理及び難民認定法¹の改正により、新
たな在留資格として「とくていぎのう そうせつ あわ がいこくじんざい うけい きょうせい
特定技能^{*}」が創設され、併せて、「外国人材の受入れ・共生
のための しょうごうきたいおうさく けつてい くに しさく がいこくじん うけい きょうせい
総合的対応策^{*}」が決定されるなど、国の施策としても外国人の受入れ、共生
のための とりくみ ほんかくか
取組が本格化しています。

また、この間、かん だれひとり と のこ じぞくかのう たようせい ほうせつせい しゃかい じつげん
誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現の
ため、2030（れいわ ねん たつせい こくさいもくひょう さだ じぞくかのう かいはつ
令和12）年までに達成すべき17の国際目標を定めた「持続可能な開発
もくひょう
目標（SDGs）^{*}」が国連総会において採択されましたが、あらゆる人々が活躍で
しゃかい じつげん む とりくみ すす たぶん かきょうせいしゃかい じつげん
きる社会の実現に向けた取組が進められており、多文化共生社会の実現は、SDGs
の理念とも合致しています。

¹ 「^{*}」印を付した言葉は、64ページからの参考資料「6 ようごかいせつ けいさい
用語解説」に掲載しています。

しんがた　ころ　な　う　い　る　す　かんせんしょうかくだい　えいきょう　げんしょう　がいこくじんじゅうみんじんこう　ほんし
新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した外国人住民人口は、本市にお
いても　ふたたび　ぞう　かけいこう　ざいりゅうしかく　た　よう　か　かぞく　ともな　かたち
再び増加傾向にあり、在留資格の多様化とともに、家族を伴う形での
ていちゃく　ていじゅう　けいこう　み　で　じ　た　る　か　きゅうそく
定着・定住といった傾向も見られるようになっていきます。また、デジタル化の急速
な進展などを含め、多文化共生施策を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、
ち　い　き　と　く　せい　おう　た　よう　せい　い　もと
地域特性に応じた多様性を生かしたまちづくりが求められています。

ほんし　つ　かさ　とりくみ　すす　こんご　た　よう　せい
本市は、これまで積み重ねてきた取組をさらに進めるとともに、今後も多様性の
か　ち　たいせつ　ぼ　て　ん　し　ゃ　る　い　しみん　た　ぶ　ん　か　き　ょう　せい　し　ゃ　かい　にな　て
価値を大切に、そのポテンシャルを生かし、すべての市民が多文化共生社会の担い手
として、こ　こ　の　う　り　よ　く　は　つ　き　だ　れ　す　み　り　よ　く
個々の能力が発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちをめざしていき
いと　かんが　て　い　ま　す　。

がいこくじんし　みん 【外国人市民】

ほんし　がいこくせき　じゅうみん　ち　い　き　し　ゃ　かい　こうせい　いちいん　かんが
本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996
（へいせい　ねん　かわさきしがいこくじんし　みん　だい　ひ　ょう　し　ゃ　かい　ぎ　じ　ょう　れい　せい　てい　い　がいこくじんし　みん
（平成8）年の川崎市外国人市民代表者会議*条例の制定から「外国人市民」という
ことば　し　ょう
言葉を使用しています。

ほんし　しん　がいこくせき　じゅうみん　に　ほんこくせき　がいこく
さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につな
り　の　あ　る　人　（　ひと　こくさいけつ　こん　う　ひと　ちゅうごくきこくし　や　に　ほんこくせき　し　ゅ　と　く　ひと　と　う
国際結婚により生まれた人、中国帰国者*、日本国籍を取得した人等）
も　し　や　い　し　ょう
視野に入れて使用しています。

2 本市の外国人市民の状況と施策の推移

(1) 外国人市民の状況

本市の外国人住民人口(※)は、2023(令和5)年12月末現在50,794人で、全市民に占める割合は3.29%となっています。また、その出身国や来日の理由も年々多様化しており、国籍・地域数は145となっています。

本市の外国人市民は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格*を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、

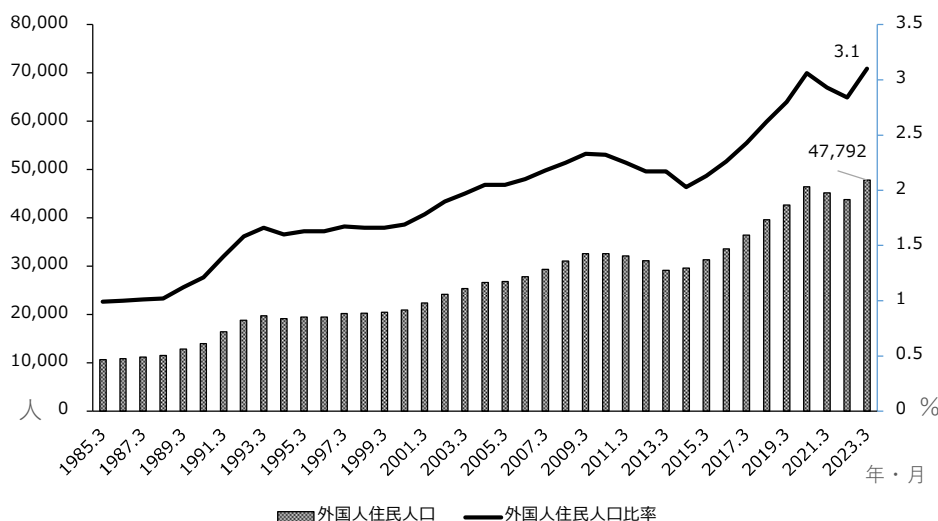
グローバル化の進展に伴い国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990(平成

2)年の出入国管理及び難民認定法*の改正等もあり、様々な国・地域から在留資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。

また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍を持つ人々の中にも多様な文化的背景を持つ外国につながる人々が増えています。

(※)外国人住民人口：住民基本台帳における外国籍の住民登録者数(日本国籍を持つ外国人市民は含まれていません。)

【外国人住民人口と人口比率の推移】

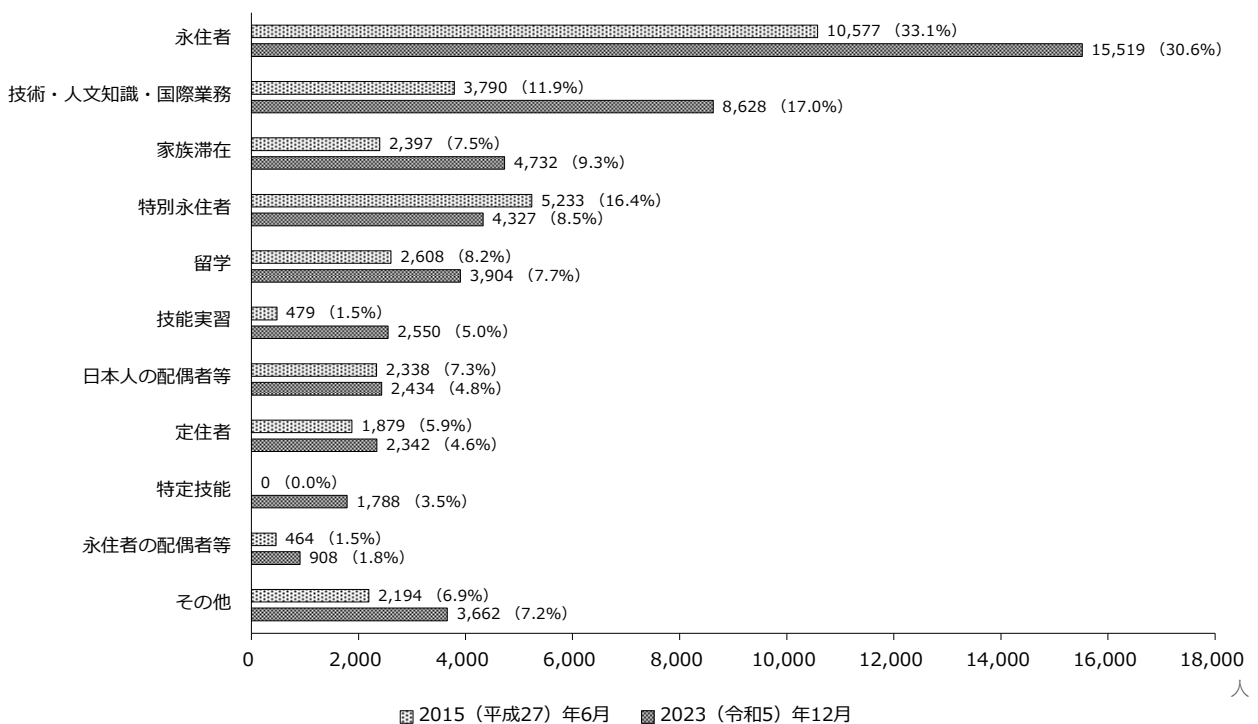


1990年代以降、市内の外国人住民人口は大幅に増加しました。近年はコロナ禍で一時的に減少したものの、現在は再び増加傾向にあり、前回の指針改定時の2015(平成27)年6月の31,959人から2023(令和5)年12月までの8年間で約18,800人増加し、約1.6倍となっています。

さらに、近年では永住者や技術・人文知識・国際業務といった在留資格の人々が大きく増加する中で、永住者の配偶者等や家族滞在といった在留資格の人々も増えており、家族を伴う形での外国人市民の定着・定住が進んでいます。

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても国籍の違いで不利な状況を強いられたり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持つ能力を発揮することが難しい状況も見受けられます。

ざいりゅうしかくべつじんこう こうせいひ
【在留資格別人口と構成比】



市内で暮らす外国人住民の在留資格別構成比は、「永住者」と「特別永住者」で約4割を占めます。前回の指針改定時の2015（平成27）年から「永住者」と「技術・人文知識・国際業務」はそれぞれ約5,000人増加しました。「家族滞在」や「技能実習」、「特定技能」といった在留資格の人たちも大きく増えています。

(2) 外国人市民に関わる施策の推移

これまでの主な取組

本市では、1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして、1996（平成8）年に川崎市外国人市民代表者会議*を条例で設置するなど、外国人市民の市政参加を推進してきました。そして、2005（平成17）年には国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後、2008（平成20）年、2015（平成27）年と2度の改定を重ねながら多文化共生社会の実現に向けた地域社会づくりを進めてきました。

前回の指針改定以降の主な新しい取組

前回、2015（平成27）年の改定以降の主な取組としては、2019（令和元）年度より日本語を含む11言語に対応する多文化共生総合相談ワンストップセンター*の設置や市内全区の区役所においてタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用を開始するなど、通訳体制の充実を図ってきました。また、日本語指導が必要な児童生徒の急増と多国籍化への対応として、従来の日本語指導等協力者の派遣*に代わり、2020（令和2）年度からは日本語指導初期支援員や日本語指導巡回非常勤講師を配置するなど、対象となる児童生徒が在籍する全ての学校での対応を可能とするよう、指導体制を強化してきました。さらに、2019（令和元）年には、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため「川崎市

差別のない人権尊重のまちづくり条例*」を制定しました。また、2021（令和3）年

3月に外国人市民にもわかりやすい情報提供のために川崎市〈やさしい日本語〉*

ガイドラインを策定しました。

今後は、外国人市民が多く住む市南部地域における外国人相談支援体制の充実に

向けた取組として、「かわさき多文化共生プラザ*」の開設や、子どもから大人までを

対象とした包括的な日本語教育の環境整備を進めるため、地域日本語教育の

基本的な方針の策定など新たな対応策の実施を予定しています。

＜外国人市民に関わる本市の主な施策＞

1972(昭和47)年	市内在住外国人への国民健康保険の適用
1975(昭和50)年	市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始
1986(昭和61)年	「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」の制定
1988(昭和63)年	川崎市ふれあい館*の開設
1989(平成元)年	公益財団法人川崎市国際交流協会*設立
1990(平成2)年	外国人市民施策推進のための24項目の検討課題をまとめる
1993(平成5)年	川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための53項目の提言」を答申
1994(平成6)年	外国人高齢者福祉手当*、外国人身心障害者福祉手当*の支給開始 川崎市国際交流センター*の開設 川崎市外国籍市民意識実態調査（面接調査）の実施
1996(平成8)年	市職員採用の国籍条項*撤廃（消防士を除く） 「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置
1998(平成10)年	「外国人市民への広報のあり方に関する考え方*」を策定 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針―多文化共生の社会をめざして―」を制定

2000(平成12)年	「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例*」の制定、「川崎市居住支援制度*」の開始
2002(平成14)年	「川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会」の設置 「外国人市民施策実施状況調査」の実施
2003(平成15)年	「外国人市民施策の指針を考える市民のつどい」の開催
2004(平成16)年	「(仮称)川崎市多文化共生社会推進指針骨子案」の公表
2005(平成17)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 「川崎市自治基本条例*」の制定
2007(平成19)年	「川崎市人権施策推進基本計画*」の策定
2008(平成20)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2014(平成26)年	川崎市外国人市民意識実態調査の実施
2015(平成27)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定 川崎市外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)の実施 「川崎市国際施策推進プラン*」の策定 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2019(令和元)年	川崎市外国人市民意識実態調査の実施 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例*」の制定
2022(令和4)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定
2024(令和6)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市地域日本語教育推進方針*」の策定 かわさき多文化共生プラザ*の開設(予定)

3 し さ く す い し ん た い せ い 施策の推進体制

(1) ふ ぞ く き か ん 附属機関

かわさきしたぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい
川崎市多文化共生社会推進協議会

し し ん も と し さ く け ん し ょ う ひ ょ う か お こ な し く
指針に基づく施策の検証・評価を行う仕組みとして、2005(平成17)年8月に市民・

がくしきけいけんしや な し ん ぎ かい かわさきしたぶん かきょうせいし さ く け ん と う い い かい
学識経験者から成る審議会「川崎市多文化共生施策検討委員会」を設置し、定期的に

じ し し し さ く し ん ち ょ く じ ょ う き ょ う ち ょ う さ も と し さ く け ん し ょ う ひ ょ う か お こ な
実施する施策の進捗状況調査に基づき施策の検証・評価を行ってきました。その

ご ぜん し て き ふ ぞ く き か ん き ょ う ぎ かい と う み な お
後、全市的な附属機関と協議会等の見直しにより 2015(平成27)年6月からは「川崎市

じん けん し さ く す い し ん き ょ う ぎ かい ぶ かい や く わ り ひ つ
人権施策推進協議会」の部会としてその役割を引き継いできましたが、2020(令和2)

ね ん あ ら ど り つ し ふ ぞ く き か ん かわさきしたぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい
年に新たに独立した市の附属機関として「川崎市多文化共生社会推進協議会」を

せ っ ち こ く せ き み ん ぞ く ま た ぶ ん か ち が ゆ た い す べ ひ と た が
設置しました。「国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに

み と あ た ぶ ん か き ょ う せい し や かい じ つ げ ん し さ く す い し ん か ん し し ん た と う が い し さ く
認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策

す い し ん ひ つ ょ う じ こ う か ん ち ょ う さ し ん ぎ し ょ し ょ う じ む し し ん も と
の推進に必要な事項に関して調査審議すること。」を所掌事務とし、指針に基づく

し さ く け ん し ょ う ひ ょ う か お こ な
施策の検証・評価を行っています。

(2) ち ょ う な い す い し ん た い せ い 庁内推進体制

かわさきしじんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎ
川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

ほ ん し じんけんおよ だんじょきょうどうさんかくかんれんし さ く そ う ご う て き す い し ん は か ち ょ う な い
本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るための庁内

かい ぎ ふ く し ち ょ う かい ち ょ う かくきょくほんぶ し つ く き ょ く ち ょ う き ょ う し ゃ く い ん い い ん じん けん
会議です。副市長を会長に、各局本部(室)区の局長級職員が委員となり、人権

し さ く と う か ん き かく じ ょ う じ ょ う け っ て い し さ く けんきゅう き ょ う ぎ と う お こ な
施策等に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

かくきょくほんぶ し つ く し ょ む か ち ょ う かんけいかちょうきゅう い い ん かん じ かい お
また、各局本部(室)区の庶務課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、そ

な か が い こ く じん し み ん し さ く か ん せんもんぶかい が い こ く じん し み ん し さ く せんもんぶかい せ っ ち
の中に、外国人市民施策に関する専門部会として外国人市民施策専門部会を設置し、

し し ん が い こ く じん し み ん し さ く す い し ん か ん き ょ う ぎ けん と う
指針や外国人市民施策の推進に関することを協議・検討します。

4 指針の改定について

本市は、2005（平成17）年に策定の本指針に基づき、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進する一方、施策の進捗状況調査を定期的に実施し、川崎市多文化共生施策検討委員会で施策の検証・評価を行い、指針策定後3年を経過した2008（平成20）年、上記委員会の助言のもと、主に各施策の具体的推進内容についての見直しを行い、指針を改定しました。

その後、2012（平成24）年の新在留管理制度が開始されることに伴う外国人市民を取り巻く環境の変化や2015（平成27）年10月に策定された「川崎市国際施策推進プラン*」とも調整を図り、川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会の助言のもと、2015（平成27）年10月に2度目の改定を実施しました。2度目の改定にあたっては、多文化共生社会の実現に向けて個別施策を推進する際の視点としてすべての年齢層を対象とした施策という包括的観点の必要性や、外国人市民意識実態調査の結果などにより明確になった課題などを考慮して、施策全体に関わる4つの課題を「重点課題」として設定しました。

2度目の改定後、外国人市民の更なる増加と多様化、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策*」等の国の動向、SDGsなどをはじめとする社会情勢の変化や、2019（令和元）年に実施した川崎市外国人市民意識実態調査の結果等を踏まえ、今回、3度目の改定を行うことといたしました。

改定にあたっては、川崎市多文化共生社会推進協議会での審議に加え、同協議会が2023（令和5）年3月にまとめた中間報告「『川崎市多文化共生社会推進指針』改定の提案」で示された内容として、一定の取組が進んだ「重点課題」の本文への

く み い ち い き た ぶ ん か き ょ う せ い し や か い こ う も く つ い か と う て い あ ん ふ
組入れや、地域における多文化共生社会についての項目の追加等といった提案を踏
ま え、 ほ ん し こ ん ご ほ う こ う せ い け ん し ょ う ど め か い て い じ つ し
まえ、本市としての今後の方向性を検証し、3度目の改定を実施しました。

こ ん ご て い き て き し さ く し ん ち ょ く じ ょ う き ょ う と う け ん し ょ う つ づ く に ど う こ う と う し や か い
今後も、定期的な施策の進捗状況等の検証を続けながら、国の動向等社会
かん き ょ う へ ん か た い お う た ぶ ん か き ょ う せ い じ つ げ ん お お ご る そ う ご か ん れ ん
環境の変化に対応し、多文化共生の実現がSDGsの多くのゴールと相互に関連
し て い る こ と を 踏 ま え、 ふ か わ さ き し そ う ご う け い か く か わ さ き し じ ん け ん し さ く す い し ん き ほ ん け い か く か わ さ き し
していることを踏まえ、川崎市総合計画や川崎市人権施策推進基本計画*、川崎市
こ く さ い し さ く す い し ん ぷ ら ん と う か ん れ ん け い か く せ い ご う は か し さ く す い し ん ひ つ よ う お う
国際施策推進プラン*等関連計画との整合を図りながら、施策を推進し、必要に応じ

み な お お こ な よ て い
て見直しを行っていく予定です。

5 指針の基本的な考え方

(1) 基本目標

多文化共生社会の実現

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、
人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」
の実現をめざします。

(2) 基本理念

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や
人権侵害を受けることがないよう、外国人市民に関わる施策等の推進に努めま
す。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民とし
て様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、
地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人
市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わるこ
とができるよう、自立に向けた支援に努めます。

(3) 施策推進の基本方向

① 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

② 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

③ 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

④ 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

⑤ 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

川崎市多文化共生社会推進指針

< 基本目標 : 多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

< 基本理念 >

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

< 施策推進の基本方向 >

1 行政サービスの充実

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 行政サービスの提供 | (5) 福祉 |
| (2) 情報提供・相談窓口 | (6) 住宅 |
| (3) 年金制度 | (7) 防災 |
| (4) 保健・医療 | |

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
(2) 地域における外国人市民等の活動

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
(2) 違いを認め合う教育
(3) 地域における学習支援
(4) 家庭へのサポート

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
(2) 市職員等の意識改革
(3) 市職員の採用
(4) 事業者への啓発
(5) 国際交流センターの活用
(6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
(3) 国等への働きかけ

Ⅱ 施策の具体的な推進内容

施策推進の基本方向1～5について、課題を整理し、それに対する施策の具体的な推進内容をまとめました。

〔○を付したものは、より具体的な個別項目として掲げたものです。〕

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

<課題>

在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の仕組みや手続きを外国人市民に限らず日本人市民や企業・学校等も十分に理解していない状況にあります。制度や手続きを市民に理解してもらうことが必要です。また、施策の実施にあたり、対象を正確に把握して行政サービスを提供していくことも重要です。

- ① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度*の理解が進むよう外国人市民及び関係機関への周知・啓発に努めます。
 - 転入届・転出届・転居届の重要性の周知を含め、外国人市民に係る住民基本台帳制度の啓発に努めます。
 - 市職員及び教職員並びに企業等に対して在留管理制度の周知を図ります。
- ③ 在留管理制度に関する行政サービスの課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

<課題>

日本語や日本の生活習慣の知識が十分でない人は、情報を得る方法や諸制度が分からないことなどから、行政サービスを受けにくい場合があります。外国人市民向けの情報の種類は徐々に増えてきていますが、内容的に伝えるための工夫や、相談体制の充実が求められています。

また、外国人市民が抱える困りごとは複合的な要因に基づくことがあるため、総合的な視点に基づく相談体制の充実が求められています。

① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉*の活用、外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。

- 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方*」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉*の活用を進めるとともに、情報の内容や表現についても配慮するなど、日本語が不自由な外国人市民に必要な情報がより伝わりやすくなるよう努めます。
- 外国人市民情報コーナー*及び外国人市民向けホームページ等の充実に努めます。
- 情報提供や通訳サービスの充実のため、市民グループ等との連携に努めます。
- 転入者に対して、各区の窓口で最低限必要な情報を確実に提供するように努めます。
- 国等が作成・公開している資料等の情報収集及び広報に努めます。

② 外国人相談体制の充実に努めます。

- 公益財団法人川崎市国際交流協会*等と連携し、多文化共生総合相談ワンストップセンター*や区役所等での外国人相談体制の充実と広報に努めます。
- 外国人市民が抱える困りごとが複合的な要因に基づくことを認識し相談体制の充実に努めます。
- 国や他機関の相談窓口の情報等についても情報収集し、広報に努めます。
- 外国人市民に対し、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談窓口として人権オンブズパーソン制度*の広報に努めます。

- ⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム*事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。

○ 医療通訳派遣システム*について、市民への広報に努めます。

- ⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

<課題>

言語や生活習慣等の違いによって、福祉サービスを利用しにくいことがあります。さらに、高齢期には母語・母文化*で過ごすことを求める傾向が強くなることなどから、多様な背景に配慮してサービス提供をすることが大切です。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）*は、被害者が外国人市民の場合、社会の中で孤立しやすく、相談窓口もわかりにくいことから、相談・支援に結びつきにくく被害が深刻化しやすいため、その防止及び被害者の支援の取組の充実に努められています。

- ① 福祉サービスの広報を積極的に行います。

○ 福祉サービスに関する情報の多言語化や〈やさしい日本語〉*の活用、ルビ振りの充実に努めます。

- ② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。

○ 保育所職員の多文化共生に関する研修の充実に努めます。

- ③ 「外国人高齢者福祉手当」、 「外国人身心障害者福祉手当」の充実に努めます。

- ④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。

○ サービス提供者への講習会等を活用し、多文化共生について理解が深まるよう啓発の充実に努めます。

- ⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）*防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

○ DV*防止のための多言語による情報提供の充実に努めます。

○ DV*防止のための啓発に努めるとともに、学校教育の各段階において暴力を許さない教育や男女平等の観点に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の一層の推進を図ります。

- 在留資格や言語・文化等の違いに配慮した対応や助言を行えるよう、相談担当者や通訳者への研修等を実施します。
- DV*被害者及びその子どもへの支援を行っている市内外のグループ等との連携を一層進めます。

(6) 住宅

<課題>

国籍や文化の違い、また、日本語が不自由なためなどの理由から、民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。このため、住宅基本条例や居住支援制度を不動産業者、家主、市民等に十分広報するとともに、外国人市民への住宅に関するルールやマナーの周知啓発も重要です。

① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。

- 市営住宅募集案内等の資料を分かりやすく工夫するとともに、外国人市民が気軽に住宅相談ができるよう窓口の拡充に努めます。
- 外国人市民に対して日本で暮らす時のルールやマナーなどの周知啓発に努めます。

② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

- 宅地建物取引業団体等関係機関に働きかけ、多文化共生に関する理解が深まるよう啓発に努めます。
- 神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター*」等との連携に努めます。

(7) 防災

<課題>

防災に対する認識は文化や出身地域等により異なっています。災害に対する備えや避難所についての情報などを、普段から外国人市民にも分かりやすく伝えておくことが重要です。また、災害時に必要とされる情報を多言語で提供するための体制やICTの活用、言語や生活習慣の違いに応じた支援策等が求められています。

外国人市民も災害時に支援等の担い手となりうることから、外国人市民が避難所の運営等に参加しやすい環境づくりが重要です。

① 災害時において、外国人市民が差別されことなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。

- 災害時に必要とされる情報を外国人市民にも分かりやすく迅速に提供できるよう、情報の多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉*の使用、案内用図記号(ピクトグラム*／絵文字)の利用など、様々な手段での情報提供に努めます。
- 防災に役立つ国や関係機関の防災情報やアプリの活用についても積極的に広報します。
- 災害時多言語支援センター*の円滑な運営に向けた細目の整理や職員の研修に努めます。
- 災害時多言語支援センター*と避難所との連携が図れるよう努めます。
- 災害時に言語や生活習慣の違いに配慮した対応が滞りなくできるよう、支援策を検討するとともに、災害時要援護者避難支援制度*の充実を図ります。
- 日常から、災害時に外国人市民が差別的な対応をされないよう啓発に努めます。

② 災害時において、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。

- 多言語化された避難者登録カード、受付シートの様式が付録された避難所運営マニュアルの周知を図ります。

③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。

- 防災啓発資料や避難所マップなどの外国人市民の参加による多言語化や〈やさしい日本語〉*の活用を努めます。

④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

- 地域の国際交流関係団体等と連携して、災害時対応の普及啓発に努めます。
- 地域で取り組まれている防災活動が外国人市民にとって参加しやすいものとなるよう、自主防災組織*等との連携に努めます。

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

（１）就学の保障と学習支援

<課題>

外国につながるのある子ども（※）の中には、日本語理解が十分でなく、また、母国の教育制度や学習内容との違いから学習や学校生活に困難をきたしている場合があります。一人ひとりの状況に配慮した教育活動や学習支援による子どもの学ぶ権利の保障が課題となっています。また、幼小中高での継続した支援が求められています。

（※）外国につながるのある子ども：外国籍の子ども及び日本国籍を持つ外国につながるのある子ども

① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。

- 子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行うとともに、学習環境の整備に努めます。
- 不就学の子どもの把握、地域との協力等により就学の支援を行います。
- 小学校入学前から学校における学習へのスムーズな導入を図れるよう、プレスクール等を引き続き推進します。
- 夜間学級*の学習環境の向上に努めます。
- 川崎市域における県立高校の在県外国人等特別募集制度*の充実について県に働きかけます。
- 義務教育課程修了後の生徒への切れ目のない継続した指導・支援について関係機関と連携・協力を図ります。

② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。

- 学校や総合教育センター*における相談体制の充実に努めます。
- 教育に関わる相談の背景にある家庭、生活等の複合的要因を意識して対応するよう努めます。
- 民間団体等が実施する外国人教育相談活動についても情報の提供に努めます。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会*、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の

周知及び充実に努めます。

③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活に必要な生活言語、授業や教科
学習に必要な学習言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。

- 児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」に基づき、学校全体での指導・支援に努めます。
- 教職員は、日本語指導初期支援員*と連携して日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語指導初期支援員*の派遣制度及び研修の充実に努めます。
- 国際教室*、日本語指導巡回非常勤講師*による日本語指導等の充実と改善に努めます。
- 日本語習得や学習の支援に取り組む地域の市民グループ等やボランティアとの連携を推進します。

(2) 違いを認め合う教育

<課題>

「川崎市外国人教育基本方針*」に基づき多文化共生社会をめざした教育が進められていますが、文化の多様性への理解や民族的・文化的アイデンティティと母語・母文化*の尊重に対する認識が十分とはいえず、偏見・差別は解消されていません。学校では、教職員がそれぞれの外国人児童生徒が持つ文化的背景を十分に理解し、「違い」を考慮しながら指導にあたることが重要です。

① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。

- 「多文化共生ふれあい事業*」等、地域における市民と協働の多文化共生教育の充実に努めます。
- 市立学校において、国際理解教育や人権尊重教育等を通じ多文化共生についての理解を深めるよう努めます。

② 社会における少数の立場の人（マイノリティ）が母語・母文化*を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。

- 母語・母文化*の重要性について、広報・啓発に努めます。
- 母語・母文化*の学習グループの育成など、支援の充実に努めます。

③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。

④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

- 「川崎市外国人教育基本方針*」を周知するとともに、外国につながるのある児童生徒の温かな受け入れと支援のために、学校全体で意識啓発に努めます。

(3) 地域における学習支援

<課題>

外国人市民の中には、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、社会生活に支障をきたしている人もいます。外国につながるのある子どもや外国人市民の学習を地域においても支援していくことが重要です。

① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

- 「川崎市地域日本語教育推進方針*」に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 市民館、国際交流センター*等における、ICTの活用を含めた日本語学習支援等の充実に努めます。
- 国等が作成する日本語学習コンテンツ等を活用するよう、積極的に広報します。
- 外国につながるのある子どもに対する地域における学習支援等の充実に努めます。
- 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
- 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
- 図書館における外国語図書の充実に努めます。

② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

- 市民館、国際交流センター*、かわさき多文化共生プラザ*、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

(4) 家庭へのサポート

<課題>

外国人家庭や国際結婚の家庭等、外国につながるのある家庭では、日本の学校教育制度に対する知識、情報が不足しがちです。また、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、孤立しがちな家庭もあります。こうした家庭や外国人保護者に対する支援の充実が求められています。

さらに、外国につながるのある子どもにとって、保護者と共通の言語を保持することは、家族間のコミュニケーションや文化的なアイデンティティを形成する上で重要ですが、家庭だけでは母語・母文化*等の保持が難しい場合があるため、その支援も必要です。

① 外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。

- 学校からの通知文、お知らせ等の多言語化、〈やさしい日本語〉*の活用及びルビ振りを積極的にを行います。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会*、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。
- 教育の重要性や学校生活等について、外国人保護者の理解が深まるよう情報提供に努めます。
- 幼児教育・保育から高校及び大学まで、それぞれの段階に応じた支援制度に関する積極的な情報提供に努めます。
- 教育と福祉の連携の視点に立った支援に努めます。

② 母語・母文化*の重要性を理解・尊重しながら、家庭との連携に努めます。

- 教職員への研修等を通じて母語・母文化*についての認識を深め、家庭との連携に努めます。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

(1) 市政参加

<課題>

外国人市民代表者会議*の設置や各種審議会等への参加など外国人市民の意見が市政に反映される仕組みづくりを推進していますが、より一層、外国人市民の意見が反映されるよう、市政参加を促進していくことが重要です。

① 外国人市民代表者会議*の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。

- 会議の意義や活動内容についての広報・啓発の充実に努めます。
- 調査審議がより充実するよう、提言の多言語翻訳及び代表者の研修や会議の支援体制の整備に努めます。
- 多くの外国人市民に代表者会議に関心を持ってもらうよう、代表者の募集案内の全世帯送付に努めます。
- 代表者選考の方法や会議のあり方について検討し、会議の一層の活性化に努めます。
- 外国人市民の意見の施策への反映を推進するため、代表者会議から出された提言の進捗状況を定期的に検証評価する仕組みについて検討します。

② 市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

③ 住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

④ 地方参政権の実現*については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(2) 地域における外国人市民等の活動

<課題>

地域において町内会・自治会、PTAなど様々な団体等の活動が行われていますが、外国人市民がこれらの地域活動に、より参加しやすくなるような環境の整備が求められています。

また、外国人市民や市民グループ等に対する主体性を尊重した支援が重要です。

- ① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。

○ 外国人市民に対して、町内会・自治会や地域の活動についての周知を図ります。

- ② 外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

○ 国際交流センター*、かわさき市民活動センター、かわさき多文化共生プラザ*等を活用するよう、積極的に広報します。

○ グループの主体性を尊重して自主活動の育成支援に努めるとともに、グループ相互のネットワーク化を支援します。

4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

(1) 市民への意識啓発

<課題>

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、異文化に対する偏見や理解の不足から、外国人市民が差別を受けることがあります。市民それぞれが持つ文化を尊重することのできる地域社会づくりが重要です。

- ① 国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ② 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。
- ③ 文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

(2) 市職員等の意識改革

<課題>

市職員及び教職員の人権意識を高め、外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、多文化共生についての理解を深めることが重要です。

- ① 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
 - 職員研修に外国人市民や外部講師を積極的に活用するなど、職員研修の見直し・充実に努めます。
 - 教職員が多文化共生について理解を深めるよう、学校全体での取組に努めます。
 - 市の事業を委託する際には、多文化共生について、受託者の理解が深まるよう取組に努めます。

- ② 外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

(3) 市職員の採用

<課題>

市職員の採用試験の国籍条項は消防士以外では撤廃されており、採用後は一部の職務を除いて任用されることとなっていますが、多文化共生社会の形成を進めるため、会計年度任用職員等を含め外国人市民の採用等を進めていくことが求められています。

- ① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ② 多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

(4) 事業者への啓発

<課題>

民間企業への就職時における外国人差別、外国人であることを理由とした職場内での差別や不当な労働条件等に関して、関係機関等と連携を図りながら人権の尊重及び法の遵守について啓発を行っていくことが重要です。

また、事業者に対しても多文化共生社会推進の主体であるとの認識を啓発することも大切です。

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ② 事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
 - 〈やさしい日本語〉*への理解と事業所での活用が進むよう、事業者に働きかけます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。
- 国や他機関で作成されているものも含め研修に役立つ情報を収集し、情報提供に努めます。

(5) 国際交流センター*の活用

<課題>

国際交流センター*及び公益財団法人川崎市国際交流協会は、外国人市民の増加や多様化等といった社会的な状況の変化、国の動向等にも対応した事業展開や協会の更なる体制強化が求められています。

- ① 国際交流センター*の利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
 - 外国人市民のための情報提供や、学習機会の提供の充実に努めます。
 - かわさき多文化共生プラザ*との連携に努めます。
- ② 多文化共生総合相談ワンストップセンター*の相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会*が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③ 公益財団法人川崎市国際交流協会*と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④ 公益財団法人川崎市国際交流協会*と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤ 公益財団法人川崎市国際交流協会*の体制強化に向けた連携を推進します。

(6) 地域における多文化共生社会の形成

<課題>

共生社会の形成には、地域における多文化共生の実現が不可欠です。そのためには、市内の各地域において多様な担い手を見出し、育てていく必要があります。

- ① 市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1) 行政組織の充実

<課題>

外国人市民に関わる施策は市の業務全体に及ぶことから、施策の推進強化のため、関係局間の定期的かつ継続的な連絡調整が重要となっています。

また、外国人市民の増加と多様化が進む中、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点を求められています。

- ① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③ 指針に基づく施策の進捗管理及び評価を行います。
 - 施策の推進状況調査の定期的な実施により、指針の進捗管理を行います。
 - 市民・学識経験者等による川崎市多文化共生社会推進協議会を設置して施策の検証・評価についで助言を受け、指針の見直しに反映させます。
 - 施策の評価等について、外国人市民に分かりやすい形での公表に努めます。
- ④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
 - 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例*の適切な運用に努めます。
 - 法務省の外国語人権相談ダイヤル、外国語インターネット人権相談等の積極的な広報・周知に努めます。
- ⑥ 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、かわさき多文化共生プラザ*等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用に努めます。

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

<課題>

多様な主体との協働・連携による施策の推進が求められています。

- ① 多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

(3) 国等への働きかけ

<課題>

多文化共生社会の実現のためには、地方自治体の施策展開や制度整備だけでは十分ではなく、外国人市民の生活に関わる法や制度の改善等が必要となっています。

- ① 外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

- 外国人市民施策に関する国の動きへの対応も図りながら在留管理制度等の課題の把握に努め、必要に応じて国等に働きかけます。

さん こう し りょう
参 考 資 料

1 ししんさくてい けいか 指針策定の経過

本市の外国人市民施策は、在日韓国・朝鮮人を中心とする市民の声を受けとめ、当事者の生活実態に対応する形で取組を進めてきましたが、外国人市民の増加と多様化に伴い、外国人市民と共に生きる地域社会づくりを推進するため、外国人市民施策を総合的に推進する体制づくりが長年の課題となっていました。

1990(平成2)年、庁内組織である「外国人市民施策推進幹事会」が、推進すべき外国人市民施策を「24項目の検討課題」としてまとめました。これに基づき本市では、1991(平成3)年、外国人市民施策の担当部署として市民局に国際室を設置し、1993(平成5)年及び1994(平成6)年の2回にわたり外国籍市民意識実態調査を実施しました。

一方、1992(平成4)年には市民、学識経験者等を委員とする「外国人市民施策調査研究委員会」を設置し、この委員会から1993(平成5)年に「国際政策のガイドラインづくりのための提言(53項目提言)」が報告されたことにより、外国人市民施策推進のための指針の策定が課題となりました。上記提言に基づくガイドラインづくりに向けた試案が庁内組織で研究された後、2000(平成12)年に策定した「川崎市人権施策推進指針」の中で外国人市民施策の基本理念となる基本方針の策定を位置づけたことを契機として、本指針の策定作業を開始しました。

その後、本市が策定する外国人市民施策に関する指針に対して必要な助言を行うことを目的として、学識経験者、市民、関係局職員など、委員8人で構成する「外国人市民施策推進指針検討委員会」を2002(平成14)年9月に設置しました。

審議は、2年半、19回に及び、本市外国人市民施策の現状や国、他都市の動向等の把握、指針案の構成、理念や施策の具体的な推進内容等を検討していましたが、その中で、指針の名称は「(仮称)川崎市多文化共生社会推進指針」となりました。また、2002(平成14)年実施の外国人市民施策実施状況調査や2003(平成15)年と2004(平成16)年に行った市民意見の募集、人権・男女共同参画推進連絡会議及びその幹事会、外国人市民施策専門部会などでの全庁的な調整を経て、2005(平成17)年の3月に策定しました。なお、その後の改定については本編の「I 指針の趣旨」の「4 指針の改定について」を御覧ください。

2 施策の推進に関わる有識者会議等

指針の策定以降、本市では指針の具体的推進内容について進捗状況調査を行うとともに、学識経験者等で構成する審議会や附属機関による会議（以下「有識者会議」という。）で施策の検証・評価を行いながら多文化共生施策を推進しています。

有識者会議は、2014（平成26）年度までは「川崎市多文化共生施策検討委員会」、2019（令和元）年度までは「川崎市人権施策推進協議会」の部会、2020（令和2）年度からは「川崎市多文化共生社会推進協議会」と組織改正等に伴い名称等を変えながらも継続して施策の検証・評価を行ってきました。

前回は、2015（平成17）年10月に指針を改定していますが、同年度以降の会議の開催経過は、次のとおりです。

第1期川崎市人権施策推進協議会 外国人市民施策部会

回	時期	審議内容
1	2015（平成27）年 6月15日	川崎市多文化共生社会推進指針の改定について 第1期の審議計画について
2	8月10日	川崎市多文化共生社会推進指針の改定について 施策の検証・評価の計画について
3	9月9日	指針1（2）①（TV通訳システムについて） 指針2（4）①（通訳・翻訳バンクについて） 指針4（5）②（国際交流センターにおける翻訳・通訳サービスについて） 川崎市多文化共生社会推進指針＜改定版＞について
4	11月25日	指針2（1）③（日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について） かわさき人権フォーラムについて
5	2016（平成28）年 2月15日	個別課題の検証に関する振り返り 第1期川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会のまとめ
6	3月24日	かわさき人権フォーラムにおける審議内容等の報告等

第2期川崎市人権施策推進協議会 多文化共生社会推進指針に関する部会※

（※第1期協議会時の外国人市民施策部会から部会名称を変更）

回	時期	審議内容
1	2016（平成28）年 7月20日	優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること） 1年次目の審議計画について
2	8月10日	優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること）
3	10月19日	優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること） 優先審議の協議会への報告について

4	12月21日	施策の実施状況（事務局報告） 外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）結果報告 審議計画
5	2017（平成29）年 2月13日	指針1（6）住宅について
6	3月22日	指針2（3）地域における学習支援について
7	5月24日	指針2（3）地域における学習支援について
8	7月26日	施策の実施状況（事務局報告）
9	10月2日	指針2多文化共生教育の推進について（市立定時制高校について）
10	11月9日	部会報告書について
11	2018（平成30）年 2月2日	部会報告書について

第3期川崎市人権施策推進協議会 多文化共生社会推進指針に関する部会

かい 回	時 期	審 議 内 容
1	2018（平成30）年 7月31日	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画（施策の検証・評価）
2	11月1日	重点課題 施策推進の地域拠点づくり（かわさき きたテラス） 今後の審議について
3	12月20日	指針1（7）防災について（防災・災害時の対応）
4	2019（平成31）年 2月13日	指針1（7）防災について（地域の防災）
5	3月26日	指針2（1）就学の保障と学習支援について
6	11月8日	施策の実施状況（事務局報告） 部会報告について
7	2020（令和2）年 2月3日	部会報告書について
8	3月5日	部会報告書について

第1期川崎市多文化共生社会推進協議会

かい 回	時 期	審 議 内 容
1	2020（令和2）年 8月4日	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画
2	8月31日	施策の検証・評価 テーマの決定 年間の審議計画
3	11月19日	施策の検証・評価 「日本語指導について」
4	2021（令和3）年 3月19日	施策の検証・評価 「学習支援について」
5	5月20日	施策の検証・評価 「施策推進の地域拠点づくりについて」
6	7月1日	施策の実施状況（事務局報告）

		指針の改定に向けた検討
7	8月27日	施策の検証・評価 「川崎区における外国につながる児童・生徒の学習支援」
8	11月26日	施策の検証・評価「多文化共生推進課」 第1期のまとめと報告書の作成について
9	2022（令和4）年 2月2日	第1期のまとめと報告書の作成について
10	3月18日	第1期のまとめと報告書の作成について

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会

かい 回	し 期 期	しん ぎ ない よう 審 議 内 容
1	2022（令和4）年 5月27日	指針改定に向けた年間審議計画の確認
2	7月8日	施策の実施状況（事務局報告） 指針改定に向けた検討
3	9月5日	指針改定に向けた検討 協議会部会設置について
4	10月21日	指針の改定に向けた意見のとりまとめ
5	12月9日	指針の改定に向けた意見のとりまとめ
6	2023（令和5）年 1月27日	指針の改定に向けた意見のとりまとめ
7	2023（令和5）年 5月26日	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画 施策の検証・評価 テーマの決定
8	7月27日	施策の検証・評価 指針1（6）「住宅」について
9	10月5日	施策の検証・評価 指針1（2）情報提供・相談窓口について
10	11月24日	第2期のまとめと報告書の作成について 指針改定に向けた状況報告について（事務局報告）
11	2024（令和6）年 1月26日	第2期のまとめと報告書の作成について

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

任期：2022（令和4）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで

なかの ゆうじ かいちよう 中野 裕二 会長	こまざわだいがくほうがくぶがきようじゅ 駒澤大学法学部教授
おがや ち穂 ふくかいちよう 小ヶ谷 千穂 副会長	ふ え り す じょうがくいんだいがくぶんがくぶがきようじゅ フェリス女学院大学文学部教授
おおにし なみ て あ 大西 楠 テア	せんしゅうだいがくほうがくぶがきようじゅ 専修大学法学部教授
きたざわ ひと み 北沢 仁美	こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい じょうむり じ じ ぎょうきょくちよう 公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局 長
こん みんすく 孔 敏淑	がいこくじんしみんだいひようしやかいぎだい きだいひようしや 外国人市民代表者会議第9・10期代表者

3 外国人市民施策に関わる条例等

(1) 川崎市外国人市民代表者会議* 条例

平成8年10月3日
条例第25号

川崎市外国人市民代表者会議* 条例

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)26人以内をもって組織する。

2 代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成8年11月27日規則第74号で平成8年12月1日から施行)

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

じょうれい へいせい ねん がつ いたち しこう
この 条 例 は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

- 1 じょうれい へいせい ねん がつ このか しこう
この 条 例 は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

けいか そ ち
(経過措置)

- 2 じょうれい しこう ひ い か しこう び ぜんじつ ほんし がいこくじんとうろくげんびょう とうろく
この 条 例 の 施行 の 日 (以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されて
もの しこう び ひ つづ ほんし じゅうみんきほんだいちょう きろく たい かいせいご だい
いた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第
じょうだい こうだい ごう きてい てきよう しこう び ぜんじつ ひ つづ ほんし がいこくじんとうろくげんびょう
4 条 第 2 項 第 2 号 の 規定 の 適用 については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に
とうろく きかん ほんし じゅうみんきろくだいちょう きろく きかん つうさん
登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

- 1 じょうれい へいせい ねん がつ いたち しこう
この 条 例 は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

かわさきした ぶん かきょうせいしやかいすいしんきようぎかい
(2) 川崎市多文化共生社会推進協議会

かわさきしふぞくきかんせつちじょうれい
川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」という。)1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条～第5条関係）【抜粋】

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年

(3) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権及び男女共同参画関連施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 人権及び男女共同参画関連施策の重要事項に関すること。
- (3) 人権及び男女共同参画関連施策の研究・協議に関すること。
- (4) その他連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、市民文化局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会等)

第6条 連絡会議に、人権及び男女共同参画関連施策の実務的事項を研究・協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、円滑な運営を図るために、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう 第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

ちゅう りやく
(中 略)

ふ そく
附 則

ようこう れいわ ねん がついつたち しこう
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

べつびようだい
別表第1

じょうげすいどうじぎょうかんりしゃ 上下水道事業管理者	かわさきくちょう 川崎区長
そうむきかくきよくちょう 総務企画局長	さいわいくちょう 幸区長
ざいせいきよくちょう 財政局長	なかはらくちょう 中原区長
けいざいろうどうきよくちょう 経済労働局長	たかつくちょう 高津区長
かんきようきよくちょう 環境局長	みやまえくちょう 宮前区長
けんこうふくしきよくちょう 健康福祉局長	たまくちょう 多摩区長
こどもみらいきよくちょう こども未来局長	あさおくちょう 麻生区長
まちづくりきよくちょう まちづくり局長	こうつうきよくちょう 交通局長
けんせつりよくせいきよくちょう 建設緑政局長	びょういんきよくちょう 病院局長
こうわんきよくちょう 港湾局長	しょうぼうきよくちょう 消防局長
りんかいぶこくさいせんりやくほんぶちょう 臨海部国際戦略本部長	しみんおんぶずまんじむきよくちょう 市民オンブズマン事務局長
ききかんりかん 危機管理監	きょういくじちょう 教育次長
かいけいかんりしゃ 会計管理者	せんきょかんりいいんかいじむきよくちょう 選挙管理委員会事務局長
	かんさじむきよくちょう 監査事務局長
	じんじいいんかいじむきよくちょう 人事委員会事務局長
	ぎかいきよくちょう 議会局長

べつびようだい
別表第2

そうむきかくきよくし て い ぶ ろ も ー し ょ ん すいしんしつたんとうかちよう
総務企画局シテイプロモーション推進室担当課長

そうむきかくきよくと し せいさくぶきかくちようせいにかちよう
総務企画局都市政策部企画調 整課長

そうむきかくきよくそ う む ぶ し ょ ちかちよう
総務企画局総務部庶務課長

そうむきかくきよくじ ん じ ぶ じ ん じかちよう
総務企画局人事部人事課長

そうむきかくきよくぎようせいいかく ま ね じ め ん と すいしんしつたんとうかちよう
総務企画局行 政改革マネジメント推進室担当課長

ざいせいきよくざいせいぶし ょ ちかちよう
財 政 局財政部庶務課長

しみんぶんかきよくば ら む ー ぶ め ん と すいしんたんとうかちよう
市民文化局パラムーブメント推進担当課長

しみんぶんかきよくし ゐ ん せい かつ ぶ し ょ ちかちよう
市民文化局市民生活部庶務課長

しみんぶんかきよくし ゐ ん せい かつ ぶ た ぶ ん か き ぎようせいすいしんかちよう
市民文化局市民生活部多文化 共 生 推進課長

しみんぶんかきよくこ み ゆ に て い すいしんぶし ゐ ん かつ どう すいしんかちよう
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長

しみんぶんかきよくこ み ゆ に て い すいしんぶくせいすいしんかちよう
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

しみんぶんかきよくじんけん だんじょきようどうさんかくしつたんとうかちよう
市民文化局人権・男女共 同参画室担当課長

けいざいろうどうきよくさんぎようせいさくぶし ょ ちかちよう
経済労働局産 業政策部庶務課長

けいざいろうどうきよくさんぎようせいさくぶし ょ う ひ し ゃ ぎようせい せ ん た ー しつちよう
経済労働局産 業政策部消費者行 政センター室長

けいざいろうどうきよくろうどうこ ー ぎ ぶ た ん とうかちよう
経済労働局労働雇用部担当課長

かんきようきよくそ う む ぶ し ょ ちかちよう
環 境 局総務部庶務課長

けんこうふくしきよくそ う む ぶ し ょ ちかちよう
健康福祉局総務部庶務課長

けんこうふくしきよくそ う む ぶ き かく ちかちよう
健康福祉局総務部企画課長

けんこうふくしきよくせい かつ ほ ー じ り つ し え ん しつたんとうかちよう
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長

けんこうふく しきよくちいきほう かつ け あ すいしんしつたんとうかちよう
健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長

けんこうふく しきよくちようじゅし ゃ かい ぶ こう れ い し ゃ じ ぎ ぎようすいしんかちよう
健康福祉 局 長 寿社会部高齢者事業推進課長

けんこうふくしきよくし ょ う が い ほ けん ふ く し ぶ し ょ う が い け い かく ちかちよう
健康福祉局障 害保健福祉部障 害計画課長

けんこうふくしきよくし ょ う が い ほ けん ふ く し ぶ せいしんほけんかちよう
健康福祉局障 害保健福祉部精神保健課長

けんこうふくしきよくほ けん い り ょ う せい さ く ぶ かん せん し ょ う たい さ く た ん とうかちよう
健康福祉局保健医療政策部感染症 対策担当課長

みらいきよくそ う む ぶ し ょ ちかちよう
こども未来局総務部庶務課長

みらいきよくせいし ょ う ね ん し え ん しつたんとうかちよう
こども未来局青 少年支援室担当課長

みらいきよくじ どう か て い し え ん ぎ ゃ く たい たい さ く しつたんとうかちよう
こども未来局児童家庭支援・虐 待 対策室担当課長

きよくそ う む ぶ し ょ ちかちよう
まちづくり 局 総務部庶務課長

きよくじ ゅ う た く せい さ く ぶ じ ゅ う た く せい び すいしんかちよう
まちづくり 局 住 宅政策部住 宅整備推進課長

けんせつりよくせいきよくそ う む ぶ し ょ ちかちよう
建設 緑 政 局総務部庶務課長

こうわんきよくこうわんし ん こ う ぶ し ょ ちかちよう
港 湾 局港湾振興部庶務課長

りん かい ぶ こ く さい せん り ゃ く ほ ん ぶ じ ぎ ぎようすいしんぶたんとうかちよう
臨海部国際戦 略本部事業推進部担当課長

き き かん り ほ ん ぶ き き かん り ぶ た ん とうかちよう
危機管理本部危機管理部担当課長

かいけいしつ し ん さ ちかちよう
会計室審査課長

かわさきくやくし ょ すいしんぶそ う ちかちよう
川崎区役所まちづくり 推進部総務課長

さいわいくやくし ょ すいしんぶそ う ちかちよう
幸 区役所まちづくり 推進部総務課長

なかはらくやくし ょ すいしんぶそ う ちかちよう
中原区役所まちづくり 推進部総務課長

た かつ く やくし ょ すいしんぶそ う ちかちよう
高津区役所まちづくり 推進部総務課長

みやまえくやくしよ すいしんぶそうむかちよう
宮前区役所まちづくり推進部総務課長

た ま くやくしよ すいしんぶそうむかちよう
多摩区役所まちづくり推進部総務課長

あ さ おくやくしよ すいしんぶそうむかちよう
麻生区役所まちづくり推進部総務課長

じようげすいどうきよく そ う む ぶ し ょむかちよう
上下水道局総務部庶務課長

こうつうきよくきかく かん り ぶ し ょむかちよう
交通局企画管理部庶務課長

びよういんきよく そ う む ぶ し ょむかちよう
病院局総務部庶務課長

しょうぼうきよく そ う む ぶ し ょむかちよう
消防局総務部庶務課長

しみん お ん ぶ ず ま ん じむきよくじんけん お ん ぶ ず ば ー そ ん た ん とうかちよう
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当課長

きよういくいいんかいじむきよく そ う む ぶ し ょむかちよう
教育委員会事務局総務部庶務課長

きよういくいいんかいじむきよくきよういくせいさくしつ た ん とうかちよう
教育委員会事務局教育政策室担当課長

きよういくいいんかいじむきよくしよくいんぶきようしよくいんじん じかちよう
教育委員会事務局職員部教職員人事課長

きよういくいいんかいじむきよくがっこうきよういくぶ し とうかちよう
教育委員会事務局学校教育部指導課長

きよういくいいんかいじむきよくしょうがいがくしゅうぶしょうがいがくしゅうすいしんかちよう
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長

きよういくいいんかいじむきよくそ う ぎ ょうきよういく せ ん た ー か り き ゅ ら む せ ん た ー し つ ち ょ う
教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター室長

せんきよかんりいいんかいじむきよくせんきよぶせんきよかちよう
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長

かん さ じむきよくぎようせい かん さ かちよう
監査事務局行政監査課長

じん じ い い ん かい じ む き よ く ち ょ う さ か ち ょ う
人事委員会事務局調査課長

ぎかいきよく そ う む ぶ し ょむかちよう
議会局総務部庶務課長

(4) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 本市における外国人市民施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に外国人市民施策専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）の策定等に関する事。
- (2) 指針に基づく施策の進行管理に関する事。
- (3) 川崎市外国人市民代表者会議の提言に対する取組みに関する事。
- (4) その他、外国人市民施策の推進に関する事。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できない時は、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 専門部会は、円滑な運営を図るために、作業部会を設けることができる。
- 4 部会長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

〔別表〕 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会

外国人市民施策専門部会委員

◎は部会長

局 名	所 属
総務企画局	シティプロモーション推進室担当課長
	都市政策部担当課長
	都市政策部企画調整課担当課長
	人事部人事課長
市民文化局	◎市民生活部長
	人権・男女共同参画室担当課長
	市民生活部戸籍住民サービス課長
	市民生活部多文化共生推進課長
	コミュニティ推進部区政推進課長
経済労働局	労働雇用部担当課長
健康福祉局	総務部企画課長
	長寿社会部高齢者在宅サービス課長
	保健医療政策部担当課長
こども未来局	総務部企画課長
まちづくり局	住宅政策部住宅整備推進課長
危機管理本部	危機管理部担当課長
教育委員会事務局	教育政策室担当課長
	学校教育部指導課長
	生涯学習部生涯学習推進課長
	総合教育センターカリキュラムセンター室長

(5) 外国人市民への広報のあり方に関する考え方*

ねん がついつちしこう 1998年4月1日施行	ねん がついつち (2002年4月1日)	いちぶかいせい 一部改正
	ねん がついつち (2011年4月1日)	いちぶかいせい 一部改正
	ねん がついつち (2013年4月1日)	いちぶかいせい 一部改正
	ねん がついつち (2016年4月1日)	いちぶかいせい 一部改正
	ねん がついつち (2020年4月1日)	いちぶかいせい 一部改正
	ねん がついつち (2021年4月1日)	いちぶかいせい 一部改正
	ねん がついつち (2022年8月1日)	いちぶかいせい 一部改正

かわさきしがいいくじんしみんだいひょうしやかいぎ ねん どねんじほうこく ていげん う し しみんきょく げん しみんぶんかきょく およ
川崎市外国人市民代表者会議の1996年度年次報告・提言を受けて、市は、市民局（現 市民文化局）及び
かんけいぶきょくしやくいん かわさきしがいいくじんしみんこうほうけんきゅういんかい もう がいいくじんしみん こうほう ねん がついつち
関係部局職員による「川崎市外国人市民広報研究委員会」を設けて外国人市民への広報のあり方について
けんきゅう けんきゅう ほうこく もと こんご がいいくじんしみん こうほう つぎ かねが かねが かねが おこな
研究しました。その報告に基づいて今後の外国人市民への広報については、次の考え方により行うことと
します。

〔基本方針〕

1 外国語による広報の充実

- (1) 市が行う広報のうち、外国人市民に関係がある情報については、できるかぎり多くの外国語で広報すること（以下、「多言語広報」という。）が望まれます。
- (2) 多言語広報が望ましい情報とその優先順位は、表1の基準によるものとします。

ひょう 表1 多言語広報の優先順位の基準

(1)	きんきゅう じたい たいおう かん じょうほう さいがい かいさい じ こ とうなん きゅうきゅういりょうとう 緊急の事態の対応に関する情報（災害、火災、事故、盗難、救急医療等）
(2)	がいいくじんしみん せいかつ そうだん かん じょうほう そうだんまどくち あんないとう 外国人市民の生活・相談に関する情報（相談窓口の案内等）
(3)	がいいくじんしみん ぎ む かん じょうほう じゅうみんとうろく にゅうかんほうかんけい ぜいせいどう 外国人市民の義務に関する情報（住民登録、入管法関係、税制度等）
(4)	ほけん ふくし きょういく かん じょうほう にゅうようじけんしん ほういくえん しゅうがく しきじがつきゅうあんないとう 保健、福祉、教育に関する情報（乳幼児検診、保育園、就学、識字学級案内等）
(5)	にちじょうせいかつ かん じょうほう しょうり す さが とう 日常生活に関する情報（ごみの処理、住まい探し等）
(6)	がいいくじんしみん りょう おお しせつじょうほう しみんかん く やくしょ ぎょうむあんないとう 外国人市民の利用の多い施設情報（市民館、区役所の業務案内等）

2 多言語広報を行う場合の言語

- (1) 多言語広報を行う場合は次の7言語で行うことを標準とします。
えいご ちゅうごくご ぽるとがるご すぺいんご かんこく ちょうせんご ふいりぴのご ベトナム語
英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、朝鮮語、フィリピン語*、ベトナム語
なお、外国人市民の居住状況を踏まえ、他の言語についても多言語化を検討するものとします。
*これまで「タガログ語」と表記してきたものを、現在通用している「フィリピン語」に改めます。
- (2) 外国人市民に関わりがある情報の日本語広報資料を作成する場合は、「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を参考に、平易でわかりやすい表現にするとともに、できるかぎり、「ひらがなのルビ」を付けることが望まれます。
- (3) 施設内外の表示・案内、道路案内、交通機関の行き先表示等は、英語（固有名詞はローマ字、普通名詞は英語）を併記するとともに絵文字（ピクトグラム）等を活用することが望まれます。

3 外国人市民向けの多言語広報資料に関する情報の管理等

- (1) 各局・区・委員会等が作成する多言語広報資料に関する情報は、市民文化局 市民生活部多文化共生

推進課（以下、「担当」と略す。）において管理します。

- (2) 担当は、多言語広報資料に関する情報の管理にあたっては、公益財団法人川崎市国際交流協会と相互に連携して行うものとします。
- (3) 各局・区・委員会等は、多言語広報資料を作成しようとするときは、事前に担当に協議できるものとします。
- (4) 各局・区・委員会等は、多言語広報資料が完成したときは、第1号様式により担当に見本1部を添付して報告するものとします。ただし、印刷物を作成せず、ホームページに掲載するのみの場合、見本の提出は不要とします。
- (5) 多言語情報は、原則として電子化を行い、ホームページで公開するものとします。

4 外国人市民情報コーナーの設置

外国人市民向けの多言語広報資料及び「ひらがなのルビ」付き広報資料を置くために、表2の施設に「外国人市民情報コーナー」を設置します。

表2 外国人市民情報コーナーを設置する施設

区別	区役所	市民館	図書館	その他
川崎区	川崎区役所	教育文化会館	川崎図書館	情報プラザ
幸区	幸区役所	幸市民館	幸図書館	
中原区	中原区役所	中原市民館	中原図書館	国際交流センター
高津区	高津区役所	高津市民館	高津図書館	
宮前区	宮前区役所	宮前市民館	宮前図書館	
多摩区	多摩区役所	多摩市民館	多摩図書館	
麻生区	麻生区役所	麻生市民館	麻生図書館	

5 外国人市民情報コーナーへの多言語広報資料の送付

- (1) 各局・区・委員会等は、多言語広報資料を区役所等の外国人市民情報コーナーへ送付するときは、情報プラザに依頼するものとします。ただし、国際交流センターに対しては、各局・区・委員会等が「中原区役所気付」で直接送付します。
- (2) 外国人市民情報コーナーを管理する施設が、多言語広報資料（時限的広報資料を除く）の補充、更新等を必要とするときは、直接作成局に依頼するものとします。

6 新たな外国人市民への「外国人のための相談窓口の御案内」の配布

- (1) 新たに市民となった外国人（市外からの転入者等）が、川崎市で生活する上で、特に、重要な事項の確認を容易に行うことができるように、多言語で作成した外国人のための相談窓口の御案内「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を区役所・支所の区民課、区民センターで配布します。
- (2) 区役所・支所は、「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の補充等を必要とするときは、直接担当に依頼するものとします。

7 外国人市民の意見、要望の把握

外国人市民が、外国語広報資料に関する意見をはじめ、市政に関する意見・要望等を表明することを容易にするために、「市長への手紙」の差し出し封筒等に「ひらがなのルビ」を付けます。

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん
(6) 川崎市外国人教育基本方針

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん
川崎市外国人教育基本方針 — 多文化共生の社会をめざして — *

川 崎 市 教 育 委 員 会
制定1986年(昭和61年) 3月25日
改定1998年(平成10年) 4月28日

I. 人権尊重としての教育

差別を排除し、人権尊重の精神を貫くことは、人間が人間として生きるための不可欠な事柄であるとともに、民主主義社会を支える基本原理である。日本国憲法は基本的人権を保障し、教育基本法ではその確立をはかることが根本においては教育の力にまつべきものであるとうたっている。さらに日本は、1979年に内外人の平等と外国人が教育を受ける権利及び市民生活上のすべての実質的差別的排除を明確にうたっている国際人権規約を批准した。

その後、1982年に難民条約、1994年に子どもの権利条約、1995年には人種差別撤廃条約の批准が実現し、民族差別を含むあらゆる差別的禁止のみならず、社会における少数の立場の者(マイノリティ)の文化を尊重し支援することも、人権保障の一環として位置づけられている。

今や世界は人権と共生の時代であり、平和の実現と人権尊重の取組は、国としてはもとより、地域社会における人権文化の構築とも結びつけて考えていかなければならない時代となっており、そのために果たす教育の役割と責任は極めて大きい。

II. 本市の外国人市民の成り立ちと現状

1 〔歴史的な経緯……在日韓国・朝鮮人〕

川崎市の外国人登録者は、現在2万人を超え、全人口の2%、国籍数では107か国を数えるようになった(1997年末現在)。そのうち、韓国・朝鮮国籍者は、全外国人の45%を占めており、本市は依然として韓国・朝鮮人の多住地域といえる。

このように本市に韓国・朝鮮人が多く住むようになったのは、京浜工業地帯の中核都市である本市に日本の植民地支配によって工場労働者等としてつれてこられた結果である。

これらの人々の多くは、今なお日常生活において深刻な民族差別を受けており、そのため学校や地域社会において日本名を名のするなど、民族としての自らの存在を明らかにできないような場合もある。

韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は、本市だけでなく広く日本社会に根強く存在しており、多くの韓国・朝鮮人は教育、就労、福祉等あらゆる生活面で厳しい民族差別を受け深刻な問題となっている。さらに見落としてはならない重要なことは、これらの偏見が歴史的に作られたものであるという点である。すなわち、1910年「韓国併合」により、日本が朝鮮を植民地として以来、一方では多年にわたり植民地支配の合理化につながるような民族優越意識を教育を通じて国民に浸透させ、他方において朝鮮民族固有の文化や言語を否定されるべきものであるかのごとくにとらえ、創氏改名制度などを通じて日本への同化政策を進めた結果生まれたものである。

川崎市教育委員会は、こうした事実の持つ意味を厳しく受けとめ、教育の課題としてとらえ、本市における公教育を推進するにあたっては、市民一人ひとりの差別解消のための不断の努力を促していかなければならない。

2 〔国際化の動向 …… 世界各地からの外国人〕

近年、さまざまな分野における国際化の流れは世界各地で著しく進展しており、日本においても、1980年代後半から、国際結婚や就学生・留学生等として新たに来日する外国人が増加している。加えて、1990年の出入国管理法の改正に伴う日系労働者や技能研修生の受入れにより、さまざまな国の外国人が生活するようになっており、本市も例外ではない。また、数の上では少ないが、中国帰国関係者やインドシナ難民として日本に定住するようになった人たちもいる。このことは、さまざまな文化的背景をもつ外国人が同じ地域社会に暮らし、また、日本語の理解が十分でない外国人も多数生活していることを意味している。

これらの外国人は生活上の不自由さをかかえながら、国籍条項や在留資格による制限に加え、人種や民族等の違いにより、さまざまな生活の局面において差別や偏見にさらされている。また、社会参加や政治参加の権利も未だ十分に保障されているとはいえ、母語や母文化*等を表現したり学ぶことのできる場も限られたものになっている。

さらに配慮しなければならないことは、国籍上では見えない民族的・文化的な側面として、国際結婚により生まれた子や多文化を受け継いでいる日本国籍者等が直面している問題がある。かれらは多文化を受け継いでいることにより、本来、文化をつなぐ豊かな可能性を有しているにもかかわらず、とすると日本人と見なされることにより、日本と異なる文化の獲得や表現ができにくく、安定した自己の主体形成にゆがみをもたられかねない状況に追いやられている。これに似た問題は、海外からの帰国児童・生徒をめぐっても見受けられる。

このような新たな課題解決にむけた取組も、教育の役割として問われている。

Ⅲ. 多文化共生の社会をめざして

川崎市教育委員会は、これらの教育課題の解決に向け、まず、すべての子どもの学習権を保障し、教育の世界における内外人の平等、人間平等の原則の徹底に努め、社会における少数の立場の者（マイノリティ）の文化を尊重し、あわせて外国人市民の社会参加を積極的に支援していかなければならない。そして、在日外国人が、民族的自覚と誇りを持ち自己を確立し、市民として日本人と連帯し、相互の立場を尊重しつつともに生きる地域社会の創造をめざして活動することを保障しなければならない。このことはまた、日本人の人権意識と国際感覚を高めることにもつながる。そして、このような環境を整えることは人間都市の創造をめざす本市教育行政の責務でもある。

在日外国人教育は、多文化共生の社会をめざす教育の営みでもあり、日本人と外国人の双方の豊かさを育み、違いが豊かさとして響き合う人間関係や社会をつくりだしていくことをめざさなければならぬ。そのためには、日本社会に根強い同化と排除意識からの脱却をはかり、過去の歴史的経緯をしっかりと認識することが、偏見や差別意識を取り除く上で欠かせない視点となる。

さらに多文化共生の社会をめざす教育は、日本人と外国人の間だけにかぎらず、あらゆる人が、相互の違いを認め合い尊重しあい、ともに生きていく地域社会をつくりあげていく力になるように展開していかなければならない。

川崎市教育委員会は、以上のような認識に立脚して、教育の主体性と責任のもとに、次に示す基本事項のっとり、人権尊重と国際理解そして多文化共生をめざす在日外国人教育を積極的にすすめる。

Ⅳ. 教育関係者の役割とめざすべき方向性

1 基本的な考え方

- (1) 国籍・民族等にかかわらず、すべての子どもの学習権を保障し、教育における内外人の平等、人間平等の原則の徹底に努める。
- (2) 社会における少数の立場の者（マイノリティ）の文化を尊重し、あわせて外国人市民の積極的な社会参加を支援する。
- (3) 日本人と外国人の相互の豊かさにつながる共生の教育をめざし、過去の歴史的な経緯をしっかりとおさえ、同化や排除意識からの脱却をはかる。

2 教育行政および教育関係者の取り組み（注：児童の中には幼児を含む）

- (1) 本市に在住する児童・生徒をはじめとする外国人の実態把握に努める。
- (2) 在日外国人が民族的自覚と誇りを培い、生活文化の向上をはかるための自主的活動に対して支援協力する。
- (3) 研修会や研究会等を通して、多文化共生社会への理解を深め、在日外国人に対する正しい教育観の確立と指導力の向上をはかる。
- (4) 在日外国人教育を充実するために関係機関との連携を深め、施策の拡充や推進体制の整備に努め、各種資料を作成する。
- (5) 児童・生徒をはじめ、外国人保護者等の思いを大切に受けとめ、多文化共生をめざす教育の推進に生かすよう努める。
- (6) 在日外国人が、自由に自ら多様な生き方を選択できるよう、進路保障の取組をすすめる。
- (7) 戦後の困難な時代から民族教育を推進してきた市内の外国人学校との交流を深め促進する。

3 児童・生徒に対して

- (1) すべての児童・生徒に対して、相互の豊かな人間関係を育むように努め、違いを認め合い尊重し合う意識や態度を培う。
- (2) すべての児童・生徒に対して、命を大切にし、自分を信頼し、自分に誇りがもてるような支援と生きる力の基礎となる学力の保障に努める。
- (3) すべての児童・生徒に対して、豊かな人権意識や感性を育み、民族差別や偏見を見抜き、それを批判し、許さない力を養う。
- (4) すべての児童・生徒に対して、日本と外国、特に韓国・朝鮮との歴史的・文化的関係を理解させ、国際理解、国際協調の精神を養うとともに、ともに生きる態度を培う。
- (5) 在日外国人児童・生徒に対して、その民族としての歴史・文化・社会的立場を正しく認識することとを励まし助け、自ら本名を名のり、民族差別や偏見に負けない力を身につけることができるよう支援する。
- (6) 在日外国人児童・生徒に対して、自由に自ら多様な生き方を選択し、たくましく生きぬくことができるよう進路指導の充実をはかる。
- (7) 日本人児童・生徒に対して、これまでの歴史的経緯を踏まえ、多様な文化を学び受容する教育活動を通じて、日本人としての豊かな国際感覚を育む。

4 すべての市民に対して

- (1) 在日外国人に対する差別や偏見を取り除くための啓発活動を推進する。
- (2) 広く市民に対して、在日外国人問題についての理解を深める学習活動を推進する。
- (3) 日本人と在日外国人が、ともに手をたずさえて地域社会の創造をめざす活動を推進する。

付記：具体的課題については、計画的に推進する。

かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん
(7) 川崎市地域日本語教育推進方針

かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん
川崎市地域日本語教育推進方針*

きほんもくひょう

< 基本目標 >

「多文化共生社会」の実現に向けて、外国人市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営み、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

きほんりねん

< 基本理念 >

1 人権と多様性の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえながら、日本語教育に関わるすべての人が互いに認め合い、人権や多様性が尊重され、日本語教育の取組が多文化共生社会の実現につながるよう、取組の推進に努めます。

2 社会参加の促進

言語の習得は、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であることを認識するとともに、学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。

しさく ほうこうせい

< 施策の方向性 >

1 日本語教育の機会の拡充等

- (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人労働者に対する日本語教育
- (4) 難民等に対する日本語教育
- (5) 地域における日本語教育

2 各主体との連携

3 地域社会との連携

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

5 日本語教育に関する情報の提供等

6 推進体制の整備

※ 6つの「施策の方向性」における「施策の取組内容」については、次ページ以降参照

● <施策の方向性>と【施策の取組内容】（見出しまとめ）

< 施策の方向性 >

1 日本語教育の機会の拡充等

（１）外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。
- ② 外国につながる幼児に対して、就学につながる取組を推進します。
- ③ 幼児、児童、生徒等の保護者に対して、日本語学習の必要性について周知・啓発に取り組みます。
- ④ 外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めます。

（２）外国人留学生等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語学校や大学等との連携に努めます。
- ② 外国人留学生等と地域が交流する取組を推進します。
- ③ 留学生等の就労に向けた施策の充実を図ります。

（３）外国人労働者に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 企業・経済団体との連携に向けた取組を推進します。
- ② 働くための日本語や生活に必要な日本語の習得を支援する取組を推進します。
- ③ 外国人労働者のキャリアアップを支援する取組を推進します。

（４）難民等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 日本での生活を送るための基礎的な日本語が習得できるよう、日本語を学習する場の提供や情報提供を行います。
- ② 難民等を支援する団体等と連携を図り、支援ニーズに応じた施策の実施に努めます。

（５）地域における日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 多様なニーズに対応するため、ICTの活用を含む様々な学習機会の拡充を図ります。
- ② 日本語学習やその意義に関する広報・啓発の充実に向けた取組や市内の日本語教室等の情報を一元化し、外国人市民が日本語教育の情報を得ることができる環境整備に向けた取組を推進します。
- ③ 日本語を学んできた外国人市民や様々な世代による地域参加を促進します。

2 各主体との連携

【施策の取組内容】

- ① 総合調整会議において各主体との分野横断的な連携・協力を図ります。
- ② 各分野における更なる連携・協力を図るため取組を推進します。

3 地域社会との連携

【施策の取組内容】

- ① 外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ります。
- ② 地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進します。

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

【施策の取組内容】

- ① ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実に努めます。
- ② 地域日本語ボランティアとして関わる人、これから関わりたい人に向けた情報を提供するための取組を推進します。

5 日本語教育に関する情報の提供等

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供します。
- ② 多文化共生への理解を深める取組を推進します。

6 推進体制の整備

【施策の取組内容】

- ① 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進します。
- ② 国の動向を注視し、日本語教育における最新の事態や課題、ニーズ等を把握するため、情報を収集するとともに情報提供・発信に努めます。
- ③ 国との連携を図るとともに、適切な役割分担を踏まえた地域日本語教育の取組を推進するため、必要な要望や働き掛けをしていきます。

4 本市の外国人住民人口

(1) 国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)

	2013.3 (H25)	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2021.3 (R3)	2022.3 (R4)	2023.3 (R5)	2023.12 (R5)
1	9,716 ちゅうごく (中国)	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	15,807 ちゅうごく (中国)	15,072 ちゅうごく (中国)	15,779 ちゅうごく (中国)	16,514 ちゅうごく (中国)
2	8,060 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,922 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,812 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,842 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,979 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,558 かんこく (韓国)	7,621 かんこく (韓国)	7,663 かんこく (韓国)	7,355 かんこく (韓国)	7,089 かんこく (韓国)	7,297 かんこく (韓国)	7,188 かんこく (韓国)
3	3,564 ふいりびん (フィリピン)	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,651 ふいりびん (フィリピン)	4,713 ふいりびん (フィリピン)	5,062 ふいりびん (フィリピン)	5,702 べとなむ (ベトナム)
4	962 いんど (インド)	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,625 べとなむ (ベトナム)	4,312 べとなむ (ベトナム)	4,970 べとなむ (ベトナム)	5,293 ふいりびん (フィリピン)
5	774 ぶらじる (ブラジル)	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 おぼーる (ネパール)	1,129 おぼーる (ネパール)	1,295 おぼーる (ネパール)	1,541 おぼーる (ネパール)	1,556 おぼーる (ネパール)	1,607 おぼーる (ネパール)	1,920 おぼーる (ネパール)	2,277 おぼーる (ネパール)
6	773 べとなむ (ベトナム)	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1,323 いんど (インド)	1,293 いんど (インド)	1,522 いんど (インド)	1,578 いんど (インド)
7	682 べいこく (米国)	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,127 たいわん (台湾)	1,107 たいわん (台湾)	1,281 べいこく (米国)	1,305 べいこく (米国)
8	492 べーる (ペルー)	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 おぼーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,098 べいこく (米国)	1,081 べいこく (米国)	1,231 たいわん (台湾)	1,285 たいわん (台湾)
9	491 たい (タイ)	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	876 ぶらじる (ブラジル)	845 ぶらじる (ブラジル)	923 いんどねしあ (インドネシア)	1,233 いんどねしあ (インドネシア)
10	429 たいわん (台湾)	487 べーる (ペルー)	531 おぼーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 たい (タイ)	669 いんどねしあ (インドネシア)	640 いんどねしあ (インドネシア)	867 ぶらじる (ブラジル)	861 ぶらじる (ブラジル)
その他	3,179	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,081	6,001	6,940	7,558
がいこくじんそうすう 外国人総数	29,122	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,168	43,760	47,792	50,794
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.17%	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.93%	2.84%	3.10%	3.29%

(2) 国籍・地域別外国人住民人口 (全国籍・地域)

2023 (令和5) 年12月末日現在

No.	国籍/地域	人	No.	国籍/地域	人	No.	国籍/地域	人
1	中国	16,514	51	フィンランド	24	101	ハイチ	3
2	韓国	7,188	52	キルギス	23	102	ラトビア	3
3	ベトナム	5,702	53	ラオス	23	103	シエラレオネ	3
4	フィリピン	5,293	54	モロッコ	23	104	アゼルバイジャン	3
5	ネパール	2,277	55	オーストリア	21	105	アルバニア	2
6	インド	1,578	56	アイルランド	21	106	バーレーン	2
7	米国	1,305	57	エジプト	21	107	中央アフリカ	2
8	台湾	1,285	58	ケニア	20	108	エストニア	2
9	インドネシア	1,233	59	ボルトガル	19	109	ガンビア	2
10	ブラジル	861	60	カザフスタン	18	110	アイスランド	2
11	ミャンマー	786	61	パラグアイ	18	111	ヨルダン	2
12	タイ	746	62	ハンガリー	17	112	ミクロネシア	2
13	ペルー	488	63	ジャマイカ	17	113	モルドバ	2
14	バングラデシュ	434	64	チリ	16	114	パラオ	2
15	スリランカ	424	65	コンゴ民主共和国	16	115	サウジアラビア	2
16	朝鮮	419	66	コートジボワール	15	116	ウルグアイ	2
17	英国	379	67	シリア	15	117	スロベニア	2
18	フランス	313	68	ジンバブエ	13	118	スロバキア	2
19	モンゴル	307	69	デンマーク	11	119	パレスチナ	2
20	マレーシア	304	70	ノルウェー	11	120	コンボ	2
21	ロシア	252	71	イスラエル	10	121	アラブ首長国連邦	1
22	カナダ	233	72	ブータン	9	122	ボツワナ	1
23	ドイツ	196	73	ギニア	9	123	バハマ	1
24	オーストラリア	156	74	アルジェリア	8	124	ベリーズ	1
25	カンボジア	152	75	カメルーン	8	125	ブルネイ	1
26	パキスタン	113	76	キューバ	8	126	コンゴ共和国	1
27	イタリア	106	77	ベナン	8	127	キプロス	1
28	イラン	86	78	ブルガリア	7	128	ドミニカ	1
29	スペイン	82	79	コスタリカ	7	129	エルサルバドル	1
30	アルゼンチン	75	80	グアテマラ	7	130	ガイアナ	1
31	シンガポール	61	81	ペルー	6	131	クウェート	1
32	トルコ	61	82	クロアチア	6	132	レバノン	1
33	メキシコ	59	83	フィジー	6	133	ルクセンブルク	1
34	ボリビア	57	84	ギリシャ	6	134	マダガスカル	1
35	ガーナ	56	85	リトアニア	6	135	オマーン	1
36	ニュージーランド	52	86	マラウイ	6	136	モーリシャス	1
37	ウズベキスタン	50	87	タンザニア	6	137	モザンビーク	1
38	スウェーデン	46	88	ベネズエラ	6	138	北マケドニア	1
39	ナイジェリア	43	89	エクアドル	5	139	ニカラグア	1
40	コロンビア	41	90	ザンビア	5	140	パナマ	1
41	ウクライナ	40	91	チェコ	4	141	スーダン	1
42	アフガニスタン	39	92	イラク	4	142	タジキスタン	1
43	ポーランド	39	93	マリ	4	143	サモア	1
44	チュニジア	35	94	ルワンダ	4	144	アルメニア	1
45	オランダ	34	95	トリニダード・トバゴ	4	145	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
46	南アフリカ共和国	33	96	ウガンダ	4		無国籍	7
47	ルーマニア	32	97	ブルキナファソ	4		空欄※	30
48	ベルギー	30	98	ジョージア	4			
49	スイス	28	99	セルビア	4			
50	セネガル	25	100	エチオピア	3			

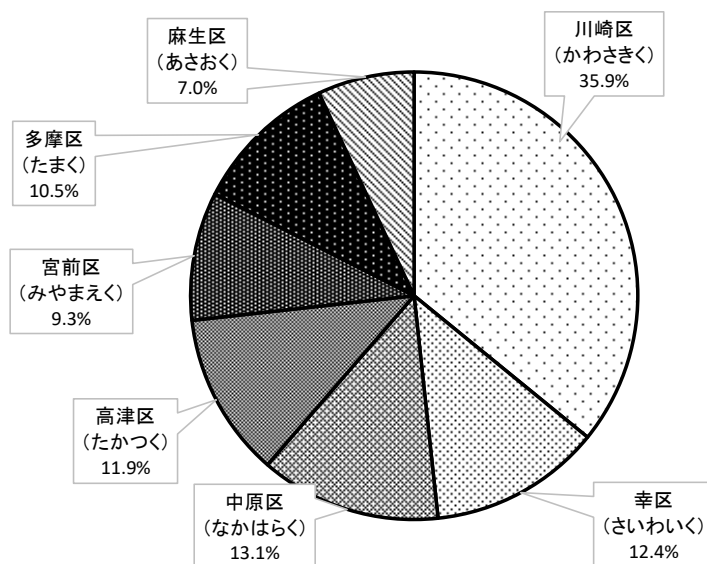
※出生による経過滞在者
合計 50,794人

(3) 区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

2023 (令和5) 年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	6,496 ちゅうごく (中国)	2,419 ちゅうごく (中国)	2,144 ちゅうごく (中国)	1,564 ちゅうごく (中国)	1,164 ちゅうごく (中国)	1,524 ちゅうごく (中国)	1,203 ちゅうごく (中国)	16,514 ちゅうごく (中国)
2	2,849 かんこく (韓国)	822 かんこく (韓国)	1,039 かんこく (韓国)	788 かんこく (韓国)	624 かんこく (韓国)	665 べとなむ (ベトナム)	432 かんこく (韓国)	7,188 かんこく (韓国)
3	2,507 べとなむ (ベトナム)	623 べとなむ (ベトナム、フィリピン)	565 ふいりびん (フィリピン)	719 ふいりびん (フィリピン)	580 ふいりびん (フィリピン)	634 かんこく (韓国)	252 べとなむ (ベトナム)	5,702 べとなむ (ベトナム)
4	2,024 ふいりびん (フィリピン)	—	447 べとなむ (ベトナム)	690 べとなむ (ベトナム)	518 べとなむ (ベトナム)	584 ふいりびん (フィリピン)	248 いんど (インド)	5,293 ふいりびん (フィリピン)
5	738 ねばーる (ネパール)	539 ねばーる (ネパール)	331 ねばーる (ネパール)	260 ねばーる (ネパール)	237 べいこく (米国)	283 ねばーる (ネパール)	198 ふいりびん (フィリピン)	2,277 ねばーる (ネパール)
6	629 いんど (インド)	176 いんど (インド)	300 べいこく (米国)	256 べいこく (米国)	212 いんどねしあ (インドネシア)	178 べいこく (米国)	150 べいこく (米国)	1,578 いんど (インド)
7	511 ぶらじる (ブラジル)	149 たいわん (台湾)	291 たいわん (台湾)	200 いんどねしあ (インドネシア)	149 たいわん (台湾)	144 いんどねしあ (インドネシア)	125 いんどねしあ (インドネシア)	1,305 べいこく (米国)
8	307 べーる (ペルー)	100 みやんまー (ミャンマー)	171 いんどねしあ (インドネシア)	185 いんど (インド)	103 いんど (インド)	122 たいわん (台湾)	122 ばんぐらでしゅ (バングラデシュ)	1,285 たいわん (台湾)
9	294 たいわん (台湾)	90 いんどねしあ (インドネシア)	152 いんど (インド)	176 たいわん (台湾)	102 みやんまー (ミャンマー)	115 みやんまー (ミャンマー)	104 たいわん (台湾)	1,233 いんどねしあ (インドネシア)
10	291 いんどねしあ (インドネシア)	87 べいこく (米国)	108 たい (タイ)	89 たい (タイ)	93 たい (タイ)	90 すりらんか (スリランカ)	58 みやんまー (ミャンマー)	861 ぶらじる (ブラジル)
た　　く　　せき 他の国籍	1,582	672	1,102	1,093	934	991	658	7,558
ごうけい　にん 合計(人)	18,228	6,300	6,650	6,020	4,716	5,330	3,550	50,794
わりあい 割合(%)	35.9	12.4	13.1	11.9	9.3	10.5	7.0	100.0

【区別外国人住民人口比率】

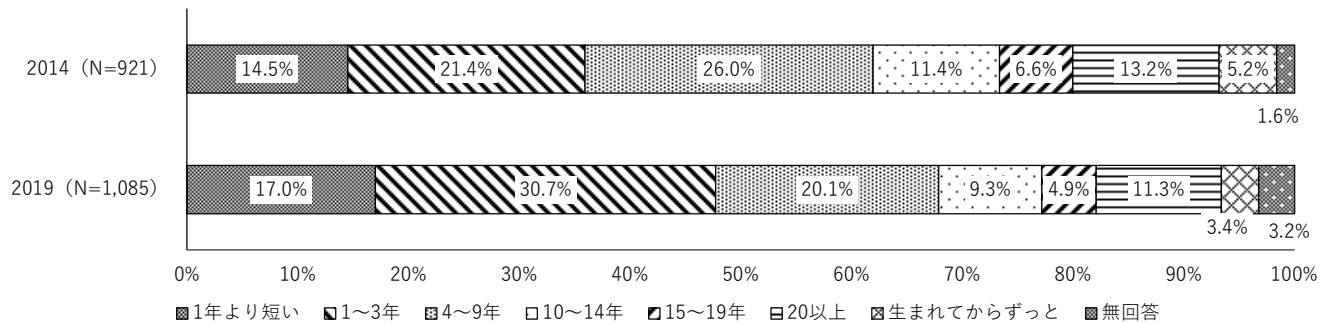


5 2019（令和元）年度川崎市外国人市民意識実態調査結果（抜粋）

（１）市内居住年数

2014（平成26）年に実施した同様の調査と比較すると、居住年数3年未満が全体の35.9%か

ら47.7%に増加していることから、新たな外国人住民が増加していることが読み取れる。



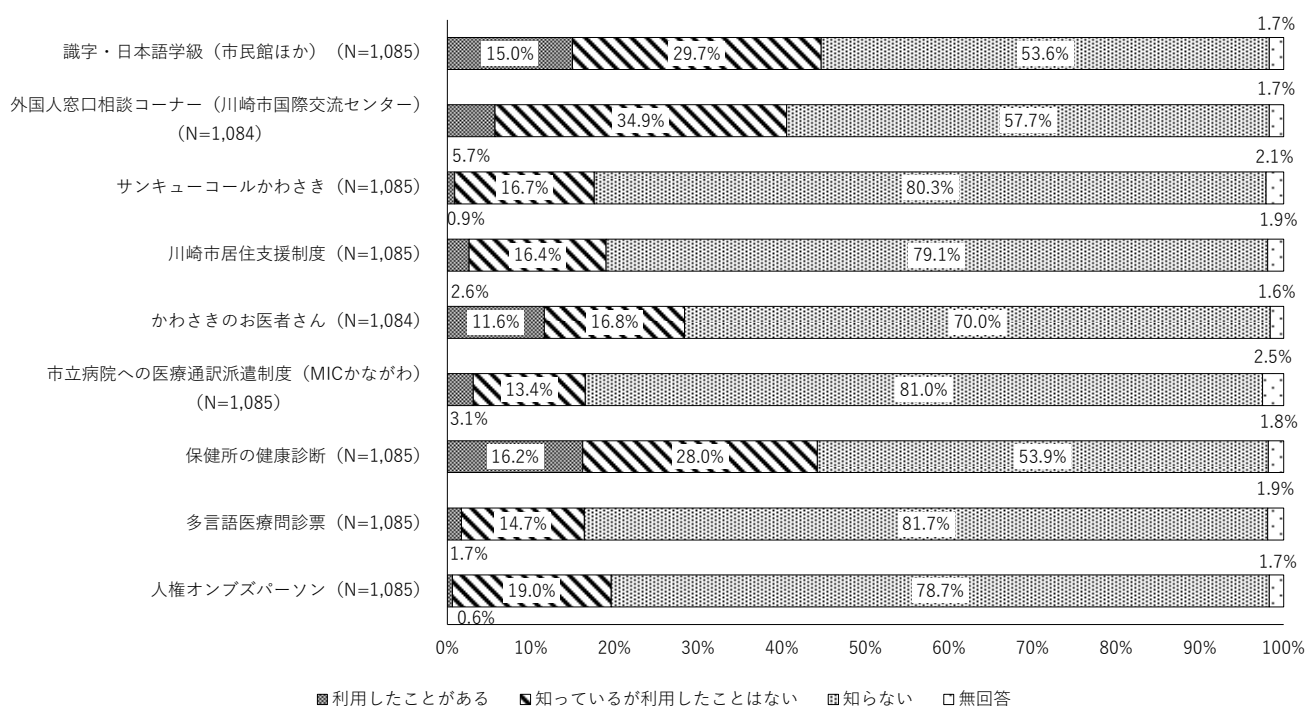
（２）市のサービス・制度の認知・利用状況

認知・利用度が比較的高いのは「保健所の健康診断」、市民館などで行っている「識字・日本語

学級」、川崎市ウェブサイト上の病院検索システム「かわさきのお医者さん」である。国際交流

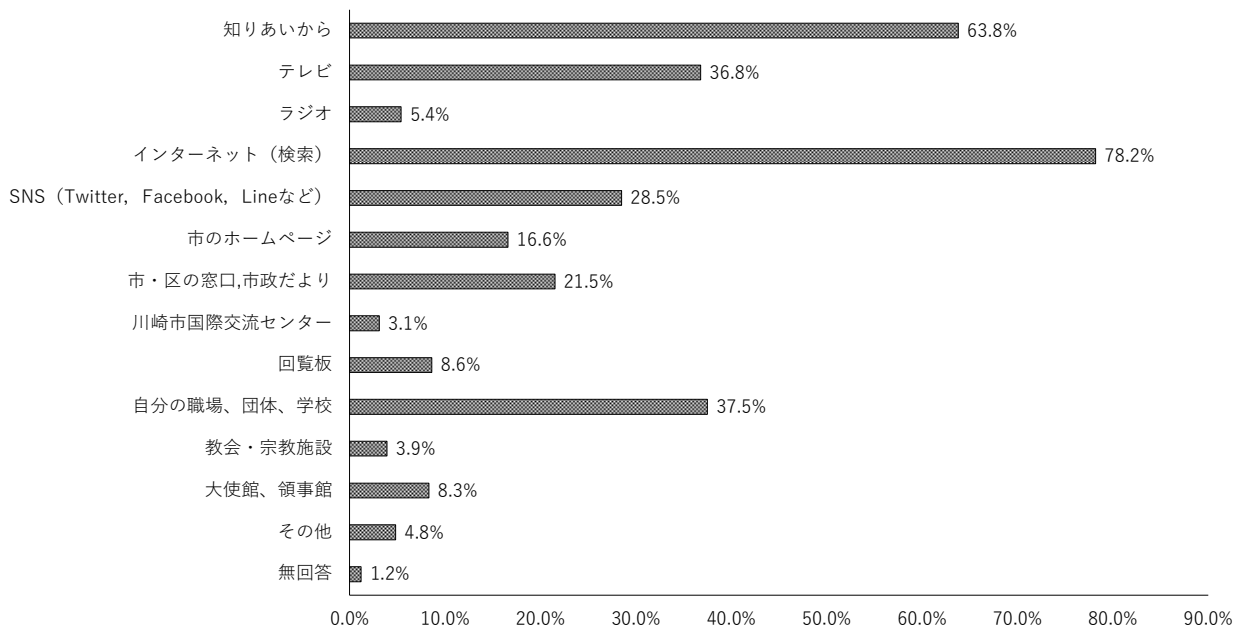
センターで行っている外国人窓口相談については、「利用したことがある」が5.7%で、「知っ

ているが利用したことがない」という回答が34.9%であった。



(3) 日常生活に必要な情報の入手経路（複数回答）

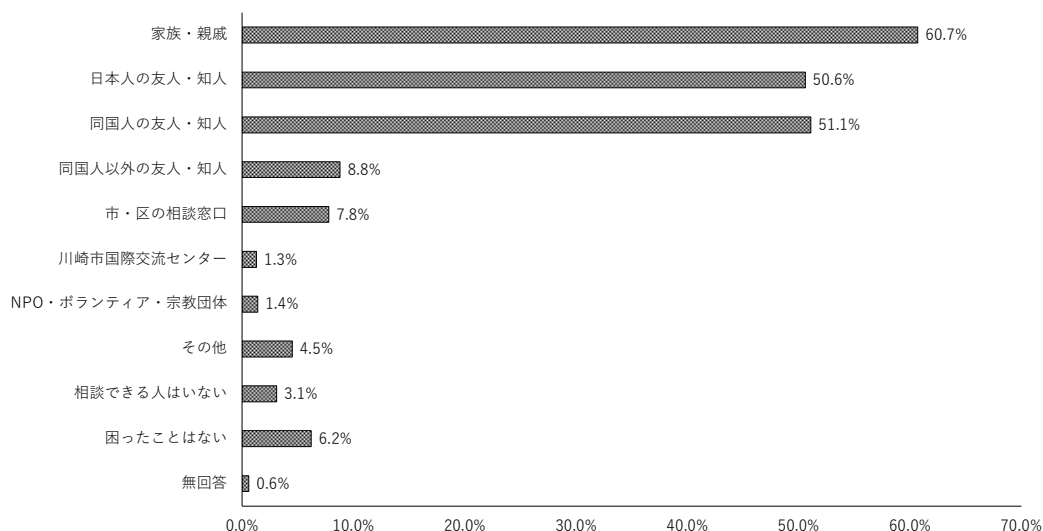
「インターネット」が78.2%で最も多く、次に「知り合いから」が63.8%、「自分の職場、団体、学校」が37.5%となっている。「市のホームページ」「市・区の窓口、市政だより」「国際交流センター」などの回答は少なく、行政関係の入手経路はあまり活用されていない。



(4) 生活で困ったときに相談する相手（複数回答）

「家族・親戚」に相談するという回答が最も多く、次いで「同国人の友人・知人」「日本人の友人・知人」が多かった。「市・区の相談窓口」「国際交流センター」など行政関係の相談窓口

に相談するという回答は少ない。

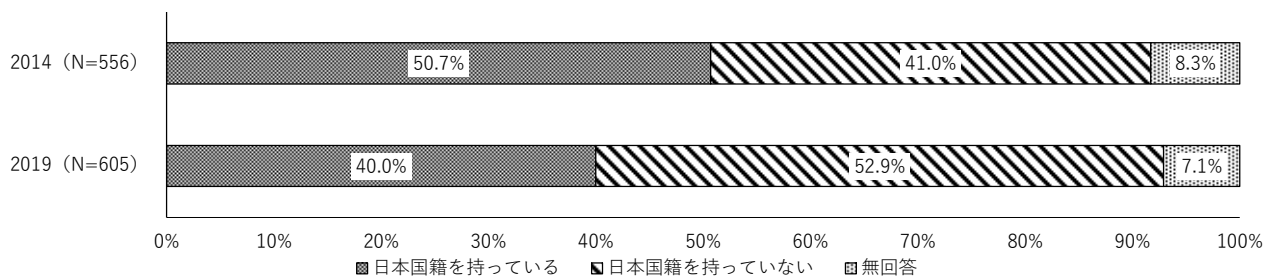


(5) 同居している子どもの国籍

日本国籍を「持っている」が40.0%、「持っていない」が52.9%で、前回調査と比較すると

「持っている」が10.7ポイント減少し、「持っていない」が11.9ポイント増加している。これ

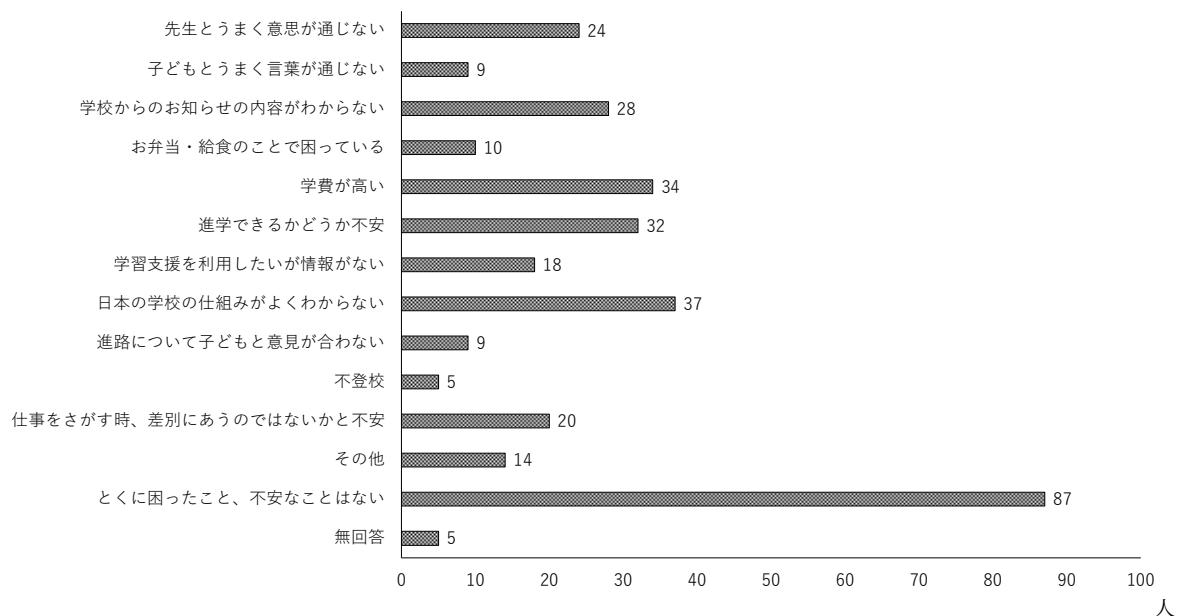
は、両親ともに外国籍の家庭の割合が増加していることによるものだと考えられる。



(6) 保護者として学校と進路について困っていること（複数回答）

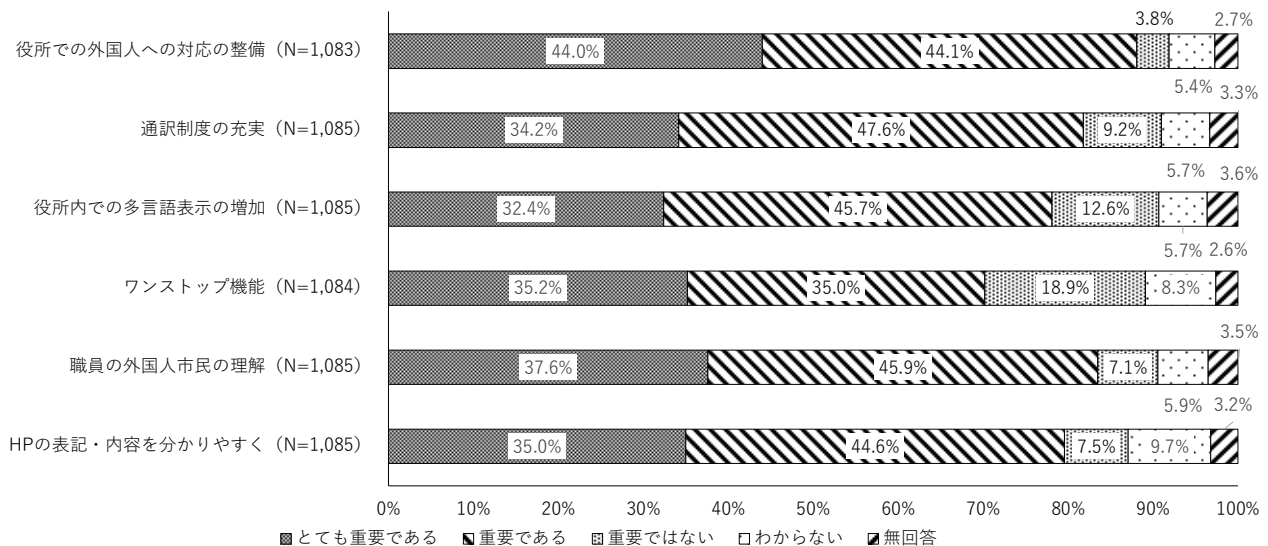
「日本の学校の仕組みがよくわからない」が37人と最も多く、次いで学費が高い34人、「進学

できるかどうか不安」が32人と続き、学校の仕組みや教育制度に対する不安が示された。



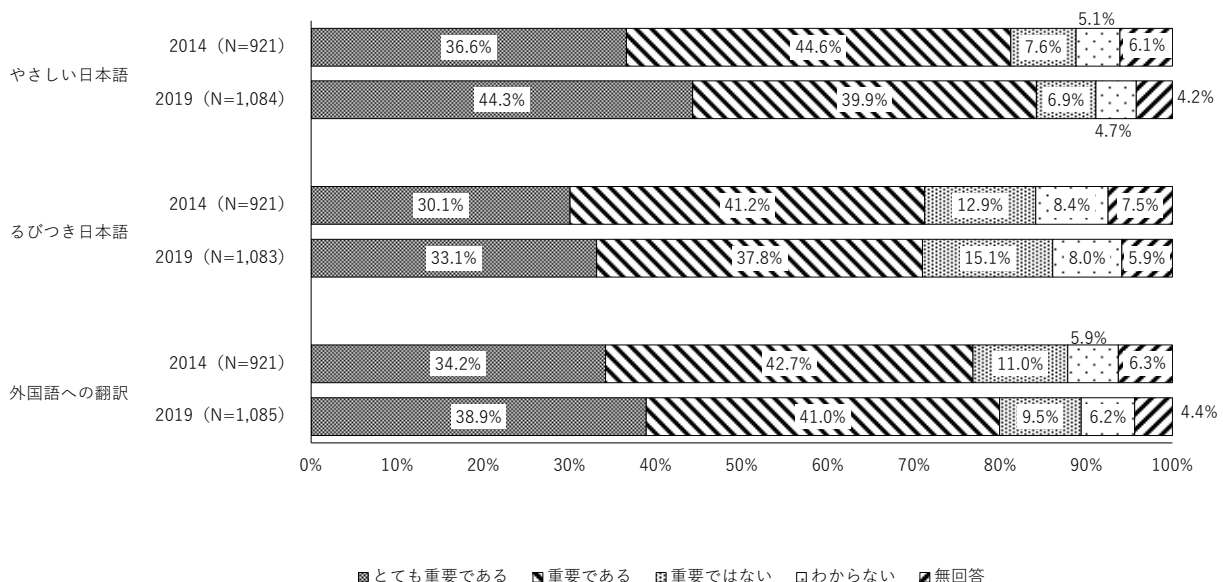
(7) 川崎市での外国人市民への対応

いずれの項目でも、「とても重要である」と「重要である」の合計が7割を超えており、なかでも「役所での外国人市民への対応の整備」「職員の外国人市民への理解」が「とても重要である」という回答が多く見られた。



(8) 多言語による情報提供について

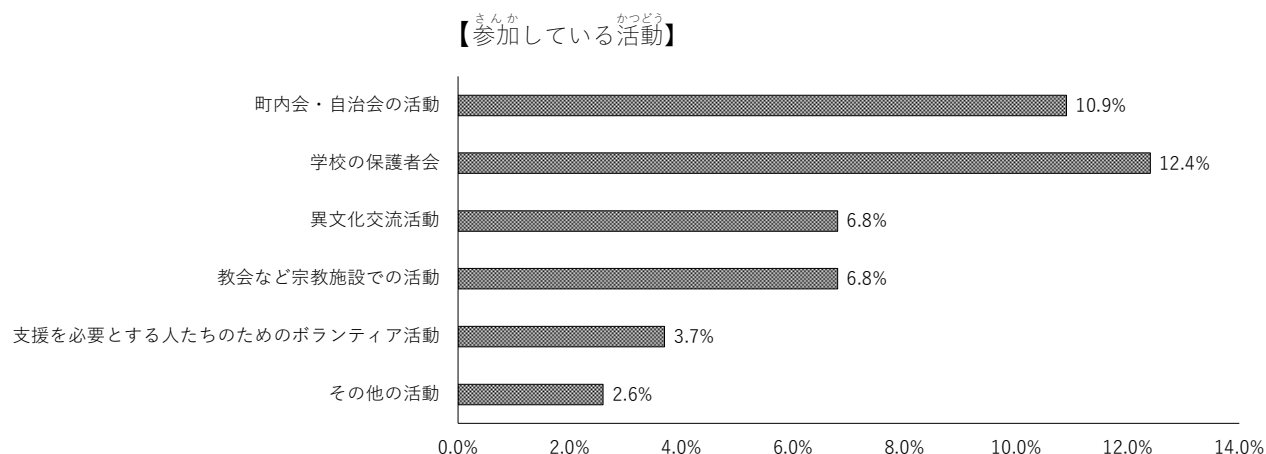
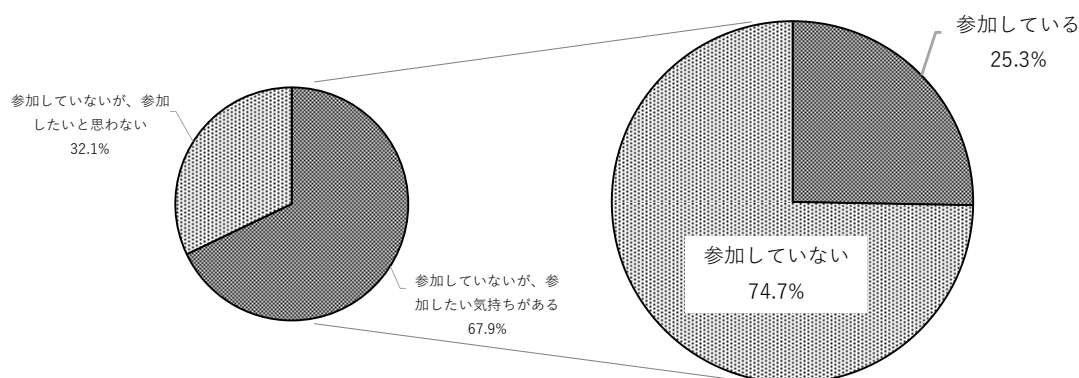
「やさしい日本語」「るびつき日本語」「外国語への翻訳」のいずれの項目ともに、回答者は重要であると考えている。「やさしい日本語」と「外国語への翻訳」は前回調査より「とても重要である」と「重要である」の合計が増加している。



ち い き かつ どう さ ん か ふ く す う か い と う
 (9) 地域活動への参加（複数回答）

ち い き かつ どう さ ん か さ ん か かつ どう な い よ う が っ こ う ほ ご し ゃ か い
 地域活動への参加では「参加している」は 25.3%で、活動内容としては「学校の保護者会」
 が 12.4%で最も高く、次いで「町内会・自治会の活動」が 10.9%となっている。

また、「参加していない」は 74.7%であったが、参加していない人のうち、「参加したい気持ち
 がある」人が 67.9%で「参加したいと思わない」人の 32.1%よりも 35.8ポイント高かった。



6 よう ごかいせつ ごじゅうおんじゅん 用語解説（五十音 順）

いりょうつうやくほけん しすてむ 医療通訳派遣システム

日本語を話すことができない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、医療通訳相談窓口にいるコーディネーターが、協定を結んでいる医療機関からの派遣依頼を受け、依頼に対応できる医療通訳スタッフを調整、派遣するシステム

がいこくじんこうれいしやふくしてあて 外国人高齢者福祉手当

戦前に来日し、戦前戦後を通じて川崎市に居住している 1929（昭和4）年8月15日以前生まれの外国人市民に、2023（令和5）年度現在、月額22,000円の手当を支給している。

がいこくじんざい うけい きょうせい そうごうてきたいおうさく 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2018（平成30）年12月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」にて決定し、以降2023（令和5）年現在まで毎年改訂されている。外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となつて、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び、④新たな在留管理体制の構築など、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進し、今後も対応策の充実を図ることとした。

がいこくじんしみんじょうほうこーな- 外国人市民情報コーナー

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の中で設置がうたわれ、現在、各区の区役所及び教育文化会館、市民館、図書館、また、川崎区の市役所本庁舎の情報プラザと中原区の国際交流センターに設置されており、外国人市民向けの多言語広報資料及び「ひらがなのルビ」つき資料を置いている。

がいこくじんしみん かか じゅうみんきほんだいちようせいど 外国人市民に係る住民基本台帳制度

外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象に加えた「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が2021（平成24）年7月9日に施行され、中長期に留居者及び特別永住者等を対象として住民票が作成されることになった。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた 外国人市民への広報のあり方に関する考え方

外国人市民代表者会議の1996（平成8）年度提言を受け、当時の市民局及び関係部局職員による「川崎市外国人市民広報研究委員会」を設けて研究し、その報告に基づき1998（平成10）年に施行した外国人市民への広報についての考え方

がいこくじんしんしんしょうがいしやふくしてあて 外国人心身障害者福祉手当

市内に居住する外国人または外国人であった人で、1982（昭和57）年1月1日以前に20歳に達しており、その日以前に心身障害者であった人及び同年1月1日で35歳に達しており同年1月1日～1986（昭和61）年3月31日までに心身障害者になった人に、障害の程度により月額44,500円又は32,500円（いずれも2023（令和5）年度現在）の手当を支給している。

がいこくじん さほーとせんた- かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人の賃貸住宅入居を支援するために神奈川県、神奈川県内不動産業界、民族団体、NGO等との協力のもとに設立されたボランティア団体。不動産店や保証会社の紹介、住まいに関する相談などを多言語で受け付けている。
<http://sumasen.com/>

かわさきしがいこくじんきょういুকきほんほうしん たぶんかきょうせい しゃかい 川崎市外国人教育基本方針 — 多文化共生の社会をめざして —

1986（昭和53）年に「川崎市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定されたが、その後、新しく来住する外国人市民の増加や国際的な人権保障の潮流等を踏まえ、1998（平成10）年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして」と改定された。

川崎市外国人市民代表者会議

本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、共に生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、1996(平成8)年に条例で設置した。公募による2年任期の代表者26名以内で構成される。市長は報告又は意見の申出があったときは、これを尊重することが条例でうたわれている。第1期から第13期までに55回の提言は、担当する局が決められ、提言に即した施策の推進が図られている。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市居住支援制度

アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際に、外国人等で保証人が見つからない場合に、市と協定を結んだ保証会社が、家賃滞納などの金銭的な保証を行う制度

家賃の支払いや入居後の病気、事故などの家主がいただく不安を軽減し、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017768.html>

川崎市国際交流センター

国際交流の拠点施設として1994(平成6)年に開館し、ホールや会議室等を利用できるほか、ホテルを併設している。多言語の図書・資料が豊富にあり、国際交流に関わる各種イベントも開かれている。また、2019(令和元)年に多文化共生総合相談ワンストップセンター(外国人窓口相談)を開設している。(川崎市中川区木月祇園町2-2)

川崎市国際施策推進プラン

グローバル化が加速し社会経済状況が大きく変化する中で、本市が持続的に発展するための基本的な考え方を明確化するとともに、様々な分野にわたる国際施策を総合的に推進するため、2015(平成27)年10月に策定

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、2019(令和元)年12月16日に制定し、2020(令和2)年7月1日に全面施行した。主に「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」について定めている。

川崎市自治基本条例

市民自治の確立を目的として、本市における自治の基本理念と自治運営の3つの基本原則を定めている。2005(平成17)年4月施行。本条例で定義する「市民」は、地方自治法に定める「住民」として、市内に住所を有する外国人市民を含むと説明されている。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/38-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市住宅基本条例

市民のゆとりある住生活の安定向上と福祉の増進を図るため、2000(平成12)年4月に施行。高齢者、障害者、外国人であることを理由に民間賃貸住宅への入居の機会が制約されてはならないこと、入居に際して必要な保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続支援制度の整備等を定めている。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-4-2-6-1-0-0-0-0-0.html>

川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)

2000(平成12)年にすべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として、人権施策を総合的に推進するための基本方向を示した「川崎市人権施策推進指針」を策定後、2007(平成19)年に「川崎市人権施策推進基本計画」を策定。その後、2015(平成27)年に「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、2019(令和元)年の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定を受け、2022(令和4)年に新たに策定

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000138993.html>

かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん 川崎市地域日本語教育推進方針

2019（令和元）年6月に公布、施行された「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体には地域の状況に応じた施策の策定、実施に努めることが責務として定められ、「多文化共生社会」の実現に向けて本市でも外国人市民の現状や日本語教育に関する実態及び課題を改めて整理し、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして方針を2024（令和6）年3月策定

かわさきし 川崎市ふれあい館

1988（昭和63）年、日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめるためにつくられた。「桜本こども文化センター」としての児童館機能と「ふれあい館」としての社会教育機能を併せ持つ施設で川崎市が設置した。社会福祉法人青丘社が指定管理事業者として、運営を行っている。民族文化についての講座や各種行事を行っているほか、会議室・文化交流室などの利用もできる。（川崎市川崎区桜本1-5-6）<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030095.html>

かわさき多文化共生プラザ

外国人市民が多く住む市南部において、外国人市民が安心・安全に生活するために必要な情報や行政サービスを円滑に提供し、取り残すことのない外国人の相談支援体制を構築するため、川崎市役所第3庁舎に新たに拠点を設置（令和6年度開設予定）

こうえきざいだんほうじんかわさきこくさいこうりゅうきょうかい 公益財団法人川崎市国際交流協会

市民レベルの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすことを目的として、1989（平成元）年に設置された。現在は、川崎市国際交流センターの管理運営も行っている。<http://www.kian.or.jp/>

こくさいきょうしつ 国際教室

日本語指導が必要な児童生徒に、日本語の能力を高める指導や日本語の能力に応じた各教科等の指導などを実施する教室のこと。一定数以上の対象児童生徒がいる学校に教員等が加配され設置される。一人ひとりに応じたため細やかな指導を実施している。

さいがいじ たげんごしえんせんたー 災害時多言語支援センター

災害時における情報等の翻訳や相談・問合せ等への対応などの外国人市民支援を円滑に行うため、設置される組織。本市と国際交流センター指定管理事業者が協定を締結し、「災害時多言語支援センター」の設置に関し、必要な事項を定めている。

さいがいじ しょうえんごしやひなんしえんせいど 災害時要援護者避難支援制度

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者が事前に名簿登録申込みを行い、本市が地域の支援組織に名簿を提供し、地域において避難支援体制づくりを行う制度

さいけんがいこくじんとくべつぼしゅうせいど 在県外国人等特別募集制度

神奈川県内の公立高校の一部で、「在県外国人等特別募集」を行っている。志願資格は、入国後の在留期間が通算6年以内の外国籍を有する者（難民として認定された者を含む。なお、日本国籍を取得して6年以内の者も外国籍を有する者とみなす。）となっている。（2023（令和5）年現在）

さいにちがいこくじんぼしほけんさーびすじぎょう 在日外国人母子保健サービス事業

1990年代から保健所で実施する乳幼児健診に外国人母子の来所が増えたことから、市内在住の外国人市民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、外国語版母子健康手帳の無料交付、並びに保健所が実施する事業への通訳ボランティアの派遣、外国人母子育児教室、保健師による訪問等を行っている。

自主防災組織

地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のこと。平常時には災害に備えた取組を実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行う。

市職員採用の国籍条項

本市では1992(平成4)年以降、国籍を問わない「経営情報」「国際」などの職種を一般事務職に設けていたが、1996(平成8)年の試験から、消防職を除いて国籍要件を撤廃した。採用後の任用については、庁内では市の事務事業を3,509の職務として整理しており、採用した外国籍職員は、それらのうち「公権力の行使」及び「公の意思形成」に携わらないと判断される職務に任用している。

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

参考出典 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

出入国管理及び難民認定法

日本国への出入国、日本に在留する外国人の許可要件や在留資格制度と難民認定制度を定めた法律

人権オンブズパーソン

2001(平成13)年度に条例で設置され、翌年、事業を開始した。子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権侵害について、簡易に安心して相談や救済の申立てができる。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/59-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

世帯で暮らす無年金者制度的無年金者

国民年金は1981(昭和56)年の「難民の地位に関する条約」への加入を契機として、1982(昭和57)年から国籍要件が撤廃されたが、その時点で国民年金の年齢要件を満たさない人は加入することができなかった。そのため、本市独自事業として外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当を該当者に支給している。

総合教育センター

川崎市教育委員会の総合的な研究・研修・相談機関。(川崎市高津区溝口6-9-3) <https://kawasaki-edu.jp/>

脱退一時金制度 (国民年金/厚生年金)

日本で年金に加入していた外国人が、帰国するために年金から脱退する場合、6か月以上保険料を納めた人は帰国後2年以内に請求すれば「脱退一時金」を受け取ることができる。支給額は被保険者でいた期間によって異なるが、被保険者期間が3年以上の場合は一定額となる。

多文化共生総合相談ワンストップセンター (外国人窓口相談)

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う国の総合的対応策とともに、多文化共生社会の実現に向けた取組として、川崎市国際交流センターに設置されている外国人相談窓口を拡充して、外国人市民に対して情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口を2019(令和元)年に開設した。

多文化共生ふれあい事業 (旧 民族文化講師ふれあい事業)

外国人市民等に、学校の授業等において自らの民族文化や国等について講義や実演をしてもらうことで日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、文化の相互尊重と多文化共生社会を築く意識や態度を育むことをねらいとする事業。1997(平成9)年度から講師派遣を行っていた「民族文化講師ふれあい事業」を、2021(令和3)年に改称したもの

ちほうさんせいけん じつげん 地方参政権の実現

がいこくじん ちほうさんせいけん もつぱら くに りつぽうせいさく にかかわる ことば さまざま かんがえ いけん ふ
外国人の地方参政権は、専ら国の立法政策に関わる事柄であるが様々な考えや意見があることなどを踏まえ、
2023（令和5）年度の改定時点で、国の動向等を注視している状況である。今後、国において様々な議論等が進
んだ場合は、必要に応じて他自治体とも連携し、国に働きかけることを検討していく。

ちゅうごくきこくしゃ 中国帰国者

だいにじせいかいたいせんまつきおよ いこう こんらん ほごしや せいべつ りべつ ちゅうごく のこ にほんじん ちゅうごく
第二次世界大戦末期及びそれ以降の混乱により、保護者と生別あるいは離別し中国に残された日本人（「中国
残留孤児」「中国残留婦人」など）のうち、日本に帰国した人たち。1972（昭和47）年の日中国交正常化を受け、
1973（昭和47）年から国費負担による日本への帰国の道が開かれた。

とくていぎのう 特定技能

こんないじんざい かくほ こんなん じょうきょう さんぎょうぶんや いつてい せんもんせい ぎのう ゆう がいこくじん う い
国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入
れることを目的として2018（平成30）年に可決・成立した改正出入国管理法により新たに創設された在留資格。1
号と2号があり、2号のほうがより専門的な技能が必要とされている。

とくべつえいじゆうしかく 特別永住資格

だいにじせいかいたいせんしゅうけついぜん にほん きょじゅう きゅうしよくみんた たいわんおよ ちようせん しゅつしんしやおよ しそん あた
第二次世界大戦終結以前から日本に居住する旧植民地（台湾及び朝鮮）出身者及びその子孫に与えられる
在留資格。1952（昭和27）年のサンフランシスコ平和条約の発効により、旧植民地出身者及びその子は日本国籍
を失ったが、出入国管理令による在留資格で該当するものはなかったため、「別に法律で定めるところにより、
（中略）引き続き本邦に在留することができる」とされた。その後、1965（昭和40）年の日韓地位協定により「協定
永住」が生まれたが、それは「韓国籍」だけだった。1991（平成3）年「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を
離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により、1992（平成4）年に「特別永住者」に一本化された。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

はいぐうしかく こうさいあいてとう ぼうりよく せいしんてき けいざいてきぼうりよく ふく い ざいりゅうしかく ふあんてい
配偶者や交際相手等からの暴力（精神的・性的・経済的暴力なども含む）を言う。在留資格の不安定さや
異文化に対する偏見から、外国人市民がDVを受けた場合、被害が深刻化しやすい。なお、市では、DV被害者等
の緊急一時保護施設の運営を支援している。 <http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000001084.html>

にほんごしどうとうきょうりよくしや はげんせいど 日本語指導等協力者の派遣制度

しやうわ ねんど じぎょうか しょきだんかい にほんごしどうとく きょうりよく てきおう そうだん ぼご
1988（昭和63）年度から事業化され、初期段階の日本語習得のための協力や適応のための相談として、母語が
話せる日本語指導等協力者を派遣していた制度。2020（令和2）年に委託事業による日本語指導初期支援員の配置、
日本語指導巡回非常勤講師の配置、国際教室の設置へと指導体制を拡充した。

にほんごしどうしよきしえんいん 日本語指導初期支援員

にほんごしどう ひつよう じどうせいと がっこうせいかつ てきおう にほんごしどう しょきだんかい しえん しえんいん
日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応と日本語指導の初期段階を支援するための支援員のこと。
いたくじぎょう じどうせいと ぼご はな しえんいん かがっこう はいち
委託事業により、児童生徒の母語を話せる支援員を各学校に配置している。

にほんごしどうじゅんかいひじょうきんこうし 日本語指導巡回非常勤講師

にほんごしどう ひつよう じどうせいと しょうすうざいせき がっこう じゅんかいしどう おこな ひじょうきんこうし ひとり
日本語指導が必要な児童生徒が少数在籍する学校について、巡回指導を行う非常勤講師のこと。一人ひと
りに応じたきめ細やかな指導を実施している。

ぼご ぼぶんか 母語・母文化

ぼご ひと せいご ははおや た じぶん ぞく げんごしやかい せいいん せつしよく しぜん かくとく げんご い
母語とは、人が生後に母親やその他自分の属する言語社会の成員との接触により自然に獲得する言語を言う。
ぼごきょういく かぞく むす つよ うえ しゅつしんこく ぶんか ぼぶんか けいしやう ぶんかてきあ い でん てい い
母語教育は、家族の結びつきを強める上でも、出身国の文化である母文化を継承し文化的アイデンティティを
形成するためにも重要であるといわれている。また、第二言語としての日本語を習得する上で、抽象的・論理的
しこう けいせい じゅうよう だいにげんご にほんご しゅうとく うえ ちゅうしやうてき ろんりてき
思考を形成するために体系的な母語教育が必要であるとの学説もある。

母子健康手帳の副読本（多言語）

厚生労働省 令に基づく母子健康手帳の記録ページを、外国語〔英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語〕と日本語の2か国語で併記したもの。公益財団法人母子衛生研究会発行

ピクトグラム

主に交通機関や公共施設などで使用される視覚記号（サイン）。一見してその表現内容を理解できることから、言語の制約を受けることのない情報提供手段として、利用が広がっている。

例)



（広域避難場所）



（進入禁止）



（飲めない）

夜間学級

市内唯一の夜間学級が西中原中学校にある（昭和57年開設）。市内在住・在勤、15歳以上で義務教育未修了者等が対象。年間を通じて募集を行っている。

〈やさしい日本語〉

普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語のことで、子どもや高齢者、障害のある人にも有効とされている〈やさしい〉には、〈易しい（簡単）〉と〈優しい（相手を思いやる）〉という2つの意味が込められている。2020（令和2）年8月に、出入国在留管理庁・文化庁が「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定・公表したことを受け、本市でもこれまでの本市の取組で蓄積されてきた知見を踏まえ2021（令和3）年3月に「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を策定し、2023（令和5）年3月に第2版に改訂

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん
川崎市多文化共生社会推進指針

2023 (令和5) 年度改定

2024 (令和6) 年3月

かわさきしみんぶんかきょくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか
川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課

〒210-8577 かわさしかわさきくみやもとちょう ばんち
川崎市川崎区宮本町1番地

Tel 044-200-2846

Fax 044-200-3707

e-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp